

第3期

庄原市農業振興計画

つなぐ力、広げる未来 ～攻めと守りではたす持続可能な農業～
《農業の基盤産業化・農業で里山の価値を未来へ紡ぐ》

令和8(2026)年度～令和17(2035)年度

令和8(2026)年3月

広島県庄原市

はじめに



本市は、「第2期庄原市長期総合計画」を上位計画として、平成28（2016）年3月に策定した「第2期庄原市農業振興計画」に基づき、農業振興施策を着実に進めてきました。

この間、多くの関係機関・団体等の皆様のご理解とご協力を賜り、比婆牛の地理的表示（GI）保護制度への登録や、主食用米や飼料用稲などの作付推進による農地利用の促進など、多様な施策を展開することができました。

私たちの生活に欠かせない「食」を支える農業は、単なる食料供給にとどまらず、地域経済の基盤であり、文化や自然環境の保全にも深く関わっております。庄原市の豊かな自然と誇るべき農産物を守り育てるためには、農家の皆さま一人ひとりの不断の努力と高度な技術、そして情熱が不可欠です。皆さまのたゆまぬご尽力に心から敬意を表するとともに、その責任を肝に銘じ、行政としても全力で取り組みを進めてまいります。

近年は、厳しい気候変動の影響、世界的な食料需給の不安定化、急激な物価高騰や労働力不足など、多くの課題が農業を取り巻いています。

一方で、地産地消の推進やスマート農業の導入、国内外での農産物需要の拡大といった新たな可能性も広がっており、地域農業の持続的発展に向けた取り組みが今まで以上に重要となっております。

また、本計画の策定に並行して本市の最上位計画である「第3期庄原市長期総合計画」を策定し、めざす“まちの”将来像を「安心な暮らしが充実し、庄原に関わる人の未来がつながっていくまち」を掲げています。本市に暮らす全ての人が、「安心な暮らし」に満たされ、そして、本市に住む人のみならず、本市と様々な形で関わりをもつ多くの人も本市に魅力を感じ、将来の可能性を育み、展望を描ける“まち”にしたいという願いを込めています。

農業を取り巻く情勢を踏まえ、第3期庄原市長期総合計画を基調とし、このたび、現行農業振興計画の評価・検証を経て、「第3期庄原市農業振興計画」を策定いたしました。

本計画は、本市農業のめざす姿を「つなぐ力、広げる未来～攻めと守りではたす持続可能な農業～〈農業の基盤産業化・農業で里山の価値を未来へ紡ぐ〉」と定め、「戦略型成長農業（攻める農業）」と「地域承継型農業（守る農業）」を計画の柱としています。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様や関係機関・団体と一層連携・協働し、めざす姿の実現に向けて積極的に施策を展開してまいります。

最後になりますが、本計画策定に際し、アンケートやヒアリング調査で貴重なご意見をお寄せいただいた農家・農業法人の皆様、また長期間にわたり熱心にご審議いただいた庄原市農業振興対策協議会委員の皆様に、心より御礼申し上げます。

令和8年3月

庄原市長 八谷 恭介

第3期 庄原市農業振興計画

目 次

第1章 基本事項	1
第1節 計画策定について	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の構成と期間	3
第2節 農業の現状	4
1 農業を取り巻く情勢	4
2 本市の地域特性	8
3 本市の農業の現状	10
第3節 第2期農業振興計画の検証	18
1 第2期計画の検証	18
2 農業振興に関するアンケート調査結果	24
3 農業振興の課題と施策の見直しのポイント	28
第2章 基本方針	31
第1節 農業振興の基本方針	32
1 庄原市農業のめざす姿	32
2 振興指標(KGI)	33
3 施策体系	34
第3章 基本計画	37
第1節 戦略型成長農業	38
指標(KPI)	38
方針1 生産性の革新と労働効率の向上による持続可能な農業の実現	39
方針2 企業の農業ビジネス参入と次世代の農業人材の育成	42
方針3 高付加価値農畜産物の普及と発展	45
方針4 農畜産物の流通と販売ネットワークの多様化	47
方針5 観光交流型産直市における販売促進を通じた収益性向上に向けた取り組み	49
方針6 農業の働き手不足解消に向けた戦略的アプローチ	50
方針7 農作業の受託による生産性の最適化と持続的農地管理の実践	51
第2節 地域承継型農業	52
指標(KPI)	52
方針1 農作業のアウトソーシングによる生産性の最適化と持続的農地管理の実践	53
方針2 地域密着型産直市における製品の安定供給と出荷者拡大に向けた取り組み	55
方針3 農畜産物の地産地消の取り組み	57
方針4 農業の働き手不足解消に向けた戦略的アプローチ	59
第3節 地域密着型成長戦略農業	60
方針1 生産性の革新と労働効率の向上による持続可能な農業の実現	60
方針2 農作業のアウトソーシングによる生産性の最適化と持続的農地管理の実践	61
方針3 農地の働き手不足解消に向けた戦略的アプローチ	62
方針4 環境に配慮した持続可能な農業の推進	63
参考資料	65
1. アンケート調査結果	66
2. 統計データ	78
3. 用語解説	88

第1章 基本事項

第1節 計画策定について

1 策定の趣旨

本市では、「第2期庄原市長期総合計画」を上位計画と位置づけ、農業部門の振興施策の指針として「第2期庄原市農業振興計画（平成28〔2016〕～令和7〔2025〕年度）」（以下「第2期計画」）を策定し、それに基づき農業振興の諸施策を推進してきました。

第2期計画では、基幹産業である農業の持続的発展を目指し、これを支える多様な担い手育成（「ひと」づくり）、特色ある農畜産物のブランド力強化（「もの」づくり）、良好な生産基盤・環境整備（「むら」づくり）の3つを振興の柱と定め、それぞれに具体的な目標を掲げて振興展開を図りました。

この間、水田農業を支える集落法人の設立促進や小規模農家の生産意欲向上に寄与する道の駅・直売所の売上増加、「比婆牛」や「庄原ブランド米」といったブランド農畜産物の認知度向上、水田の活用および耕畜連携を担う飼料用稲の生産力強化など、一定の成果を上げています。

しかし一方で、近年の急激な資材価格の高騰や異常気象・夏季の高温による農業経営環境の悪化、さらには労働力不足や他産業との雇用競合の影響により、新規就農者の受け入れが停滞するなど、農業を取り巻く環境変化によって新たな課題も顕在化してきています。

また、地域の稲作を支えてきた農業者の高齢化と減少が一段と進行し、集落法人の設立や担い手による規模拡大の動きが鈍化する状況にあります。これらを踏まえ、従来の施策展開の限界が見え始めており、農業振興に関する考え方の見直しも求められています。

国においては、令和7（2025）年4月に「食料・農業・農村基本計画」が策定され、「食料安全保障の確保」、「農業の持続的発展」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農村の振興」といった四つの理念に基づく新たな施策が展開されております。

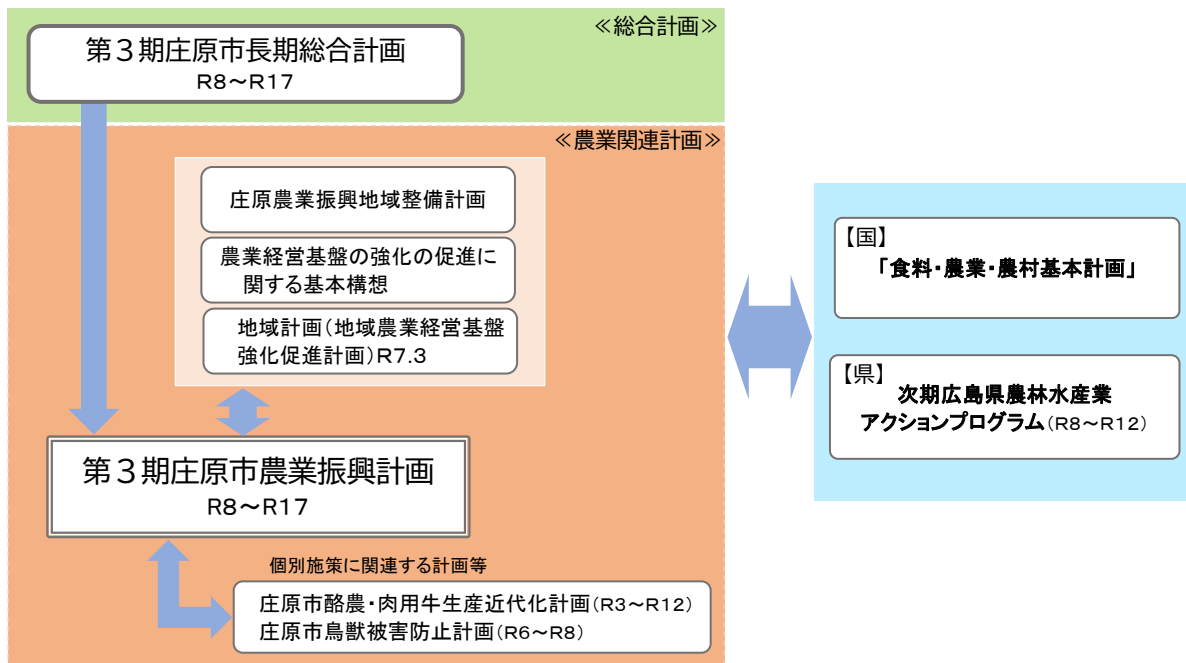
特に、本市農業に大きな影響を及ぼす令和9（2027）年度予定の「水田政策の抜本的見直し」や、令和6（2024）年10月に施行された「スマート農業技術活用促進法」など、今後の高齢化や労働力不足対策に重要な施策動向にも注目が集まっています。

以上のような社会の情勢変化や国の施策動向を踏まえ、本市の農業の持続的発展を確かなものとするため、これまでの第2期計画を抜本的に見直し、「第3期庄原市農業振興計画」として刷新いたします。

2 計画の位置づけ

「第3期庄原市農業振興計画」は、上位計画となる「第3期庄原市長期総合計画」の策定にあわせ、また、国・県の指針や法律等に基づいた各種計画との整合性を図る中で、本市の農業振興に係る基本計画として位置づけるものです。

図表1-1 計画の位置づけ



3 計画の構成と期間

【基本事項】

計画の趣旨や対象期間、社会・経済的な背景、本市の農業等の現状、第2期計画（平成28(2016)年3月策定）の検証結果（農家等アンケート調査、施策等成果・評価）など、基本的な事項を整理しています。

【基本方針】

農業振興の基本方針として、本市の農業のめざす姿を掲げ、その実現に向けた振興テーマ、目標の目安となる振興指標（KGI）とともに、施策体系を整理しています。

【基本計画】

基本方針を実現するため、施策体系に従って、取り組みの背景や施策のねらい、目標指標とともに具体的な施策内容を整理しています。

なお、計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度の10年間としていますが、農業農村を取り巻く内外の情勢変化を踏まえ、策定5年目の中間見直しを行います。

第2節 農業の現状

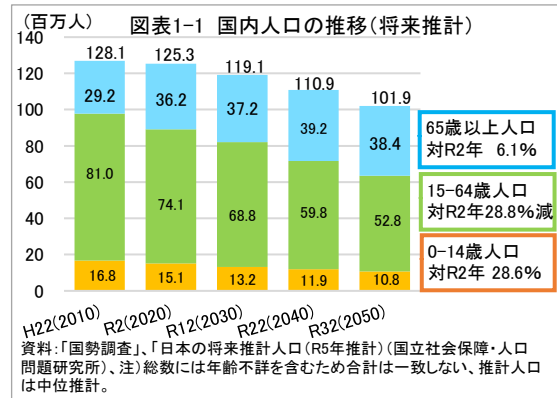
1 農業を取り巻く情勢

(1) 社会・経済の情勢の変化

① 国内人口の減少、高齢化の進行

国内人口は、平成20(2008)年をピークに減少に転じ、その後も減少傾向が続いています。

生産年齢人口(15~64歳)の減少と高齢化が同時に進む中、労働力不足や他産業との雇用の競合、食料・農産物の需給量が減少しており、農業への影響が懸念されています。

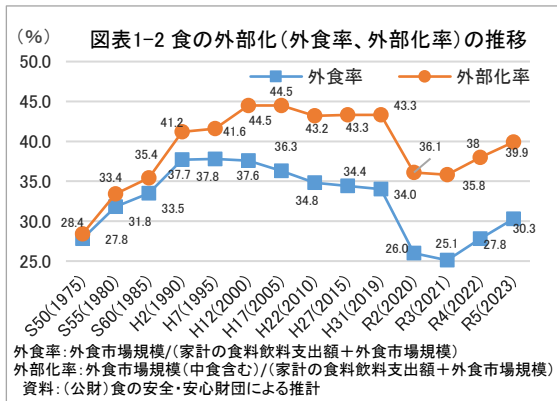


② 農産物・食料需要の変化

人口減少や高齢化とともに、単身世帯の増加、女性の雇用増加など社会情勢が変化中、食生活の多様化、外部化が進んでいます。

これとともに、農産物の供給形態では業務用(加工・冷凍)需要が増え、その7割は海外からの輸入によって賄われています。

こうした実情を踏まえ、国内産地では業務用需要に対応するための生産力強化、流通体制を整備する動きが広がっています。



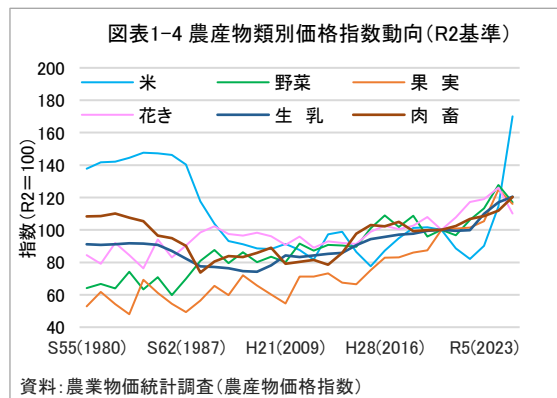
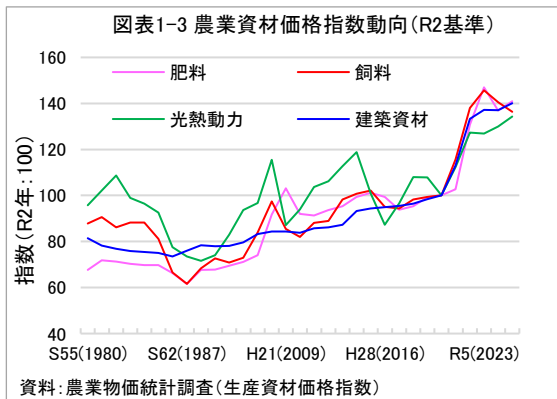
③ 農業資材価格の高騰(農業経営環境の悪化)

ウクライナ危機による穀物市場の混乱、肥料等主要産出国の輸出制限、長引く円安と国際的な物価上昇などを背景に、燃油をはじめ肥料、飼料及び建築資材価格は急激に上昇しています。

一方、農産物価格も緩やかに上昇し、特に、令和6年産及び7年産米は、供給不足、需給のひっ迫感の高まりによって、これまでに例のない価格高騰をまねき社会問題にもなりました。

しかしながら、総じて農業資材価格の高騰に農産物販売価格の上昇が追い付かず、経営環境は厳しい状況にあります。

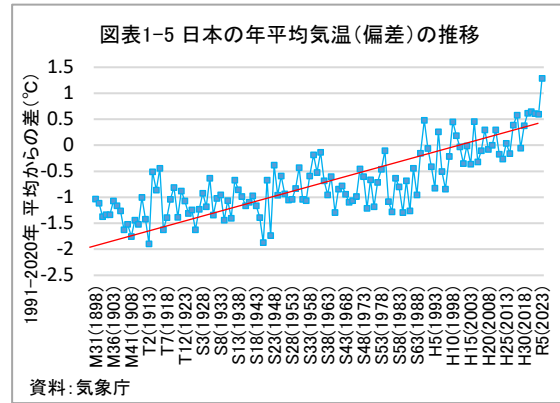
特に、新規就農者にとっては農業用施設等への初期投資の負担が過大となり、農業への参入環境はより厳しさを増しています。



(2) 気候変動、農業生産の環境変化

地球温暖化にともない日本の平均気温は上昇し続けており、農業生産においては大雨や台風などの気象災害リスクの高まりや高温による農作物の生育障害の発生など、生産性を低下させる影響が出ています。

特に、夏場の暑さは、稲作、野菜、果樹、畜産などすべての分野で問題となっており、暑熱対策について様々な取り組みが進められています。



《気温上昇、暑熱による農畜産物への影響》

水稲	出穂、登熟期高温による白未熟粒、胴割れ米の発生等による品質・収量の低下
野菜	着花・着果不良、トマトなど日焼け果、ダイコン等生育不良 病虫害多発、生育前進等による出荷の不安定化
花き	生育不良、病虫害多発、生育前進等による出荷の不安定化
果樹	りんご等日焼け、着色不良等による品質低下、梨など「煮え果」発生
畜産	乳量・乳成分の低下、繁殖成績の低下、増体量の低下、産卵数の低下

(3) 技術革新の加速化

通信環境の整備・向上や、デジタル技術、AI、ロボット技術の発展に伴い、農業分野では環境測定・制御、GISやGPS技術を用いた生産管理、機械の自動運転やドローンの自動運行、播種・薬剤散布など、さまざまな分野で技術革新が加速しています。

こうした技術の進化に合わせて、ドローン技術に対応した登録農薬数が増加したり、気象データや国のデータ基盤と連携した栽培管理アプリなど、民間企業による製品やサービス等が提供されています。

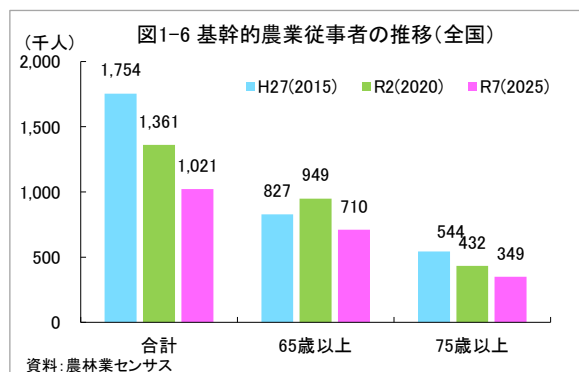
(4) 国内農業の動向

① 農業従事者の高齢化、担い手不足の進行

国内の農業就業人口の高齢化が一層進んでいます。

15歳以上の世帯員で主に自営農業に従事している基幹的農業従事者数は、平成27(2015)年の175.4万人から10年間で73.3万人減り、令和7(2025)年では102.1万人となっています。

また、65歳以上の同従事者数は、平成27(2015)年の82.7万人から令和7(2025)年では71万人に減り、高齢化率(65歳以上の占める割合)は47%から70%に上昇するなど、国内農業を広く支えている基幹的農業従事者数は大幅に減りつつ、同時に高齢化も急速に進む状況です。この傾向は今後さらに強まるものと推察されます。

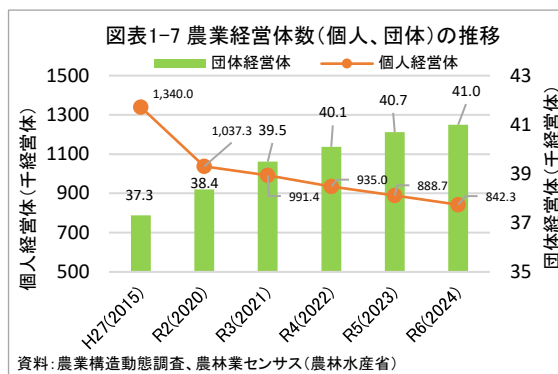


基幹的農業従事者: 農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事(農業)に従事していた者」
 農業就業人口: 農業従事者のうち、自営農業のみに従事、または、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
 農業従事者: 自営農業に従事した世帯員
 H27は販売農家、R2、R7は農業経営体

② 法人経営の増加、規模拡大の進展

農業経営環境の変化とともに、経営規模の拡大が一段と進む中、雇用労働力の確保や戦略的な資本投資を進める観点からも、個人経営から法人経営に転換する動きが増えています。

農業資機材等の価格高騰とともに農業への新規参入が難しくなる状況では、資本力のある経営体による農業経営が増加することが予想されます。

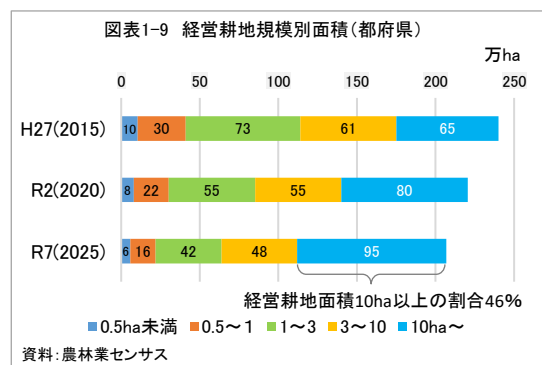
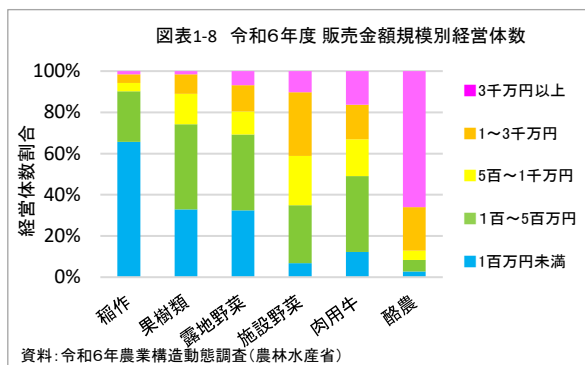


③ 水田等経営構造が抱える問題

各部門別農業経営の構造を見ると、肉用牛、施設野菜では、販売金額1,000万円以上の経営体の割合は全体の3割から4割以上、酪農は同3,000万円以上の経営体の割合が6割以上となっており、規模拡大が進んでいる状況が分かります。(図表1-8)

一方で、稲作部門では全体の6割が販売金額100万円未満と小規模経営が多くを占めるとともに、高齢化や担い手不足によって経営体数も減少しています。(図表1-8)

全国的には、経営耕地は、大規模経営体(10ha以上)に集積される方向で進んでいますが、一方では、小規模経営による経営耕地の減少分を大規模経営体が集積する状況にもなっておらず、経営耕地面積全体としては減少傾向にあります。(図表1-9)



(5) 農業政策の動向

① 食料・農業・農村基本法改正(令和6(2024)年6月施行)

平成11(1999)年制定の食料・農業・農村基本法(以下「基本法」)が令和6(2024)年4月に改正、同年6月に施行されました。

改正基本法では、「食料安全保障の確保」を新たな基本理念として位置づけ、地球温暖化への対応として「環境と調和のとれた食料システムの確立」を重要な柱としています。

改正基本法に基づき新たな「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」)が令和7(2025)年4月に閣議決定されました。

新たな基本計画では、「食料安全保障の確保」、「農業の持続的な発展」、「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」、「農村の振興」の4つの理念に沿って、施策の目標や展開方向が示されています。(図表1-10)

② 環境と調和した農業の促進

農林水産業のCO₂ゼロエミッション化に向けた取組（化学農薬使用量低減、有機農業面積拡大等）を推進するため「みどりの食料システム法」が制定、令和4（2022）年7月に施行されました。

今後、環境負荷低減に取り組む生産者の認定を促し、各種補助事業において環境負荷低減の取り組みが申請に際して要件化される見込みです。（クロスコンプライアンス導入）

③ 水田農業政策等の動向

令和6（2024）年から同7（2025）年にかけて国民生活にも影響をもたらした、米不足と価格高騰問題への対応も含め、国は令和9（2027）年度を目途に水田政策の抜本的な見直しを行うこととしています。

特に、水田活用の直接支払交付金（水活）について、支援の対象やその水準等が抜本的に見直される見込みです。これにともない、飼料、麦、大豆、野菜等含めた転作作物の生産振興への影響が懸念されます。

また、米生産農家の高齢化、担い手不足に対応する上で、省力的な米生産を目指した様々な栽培技術（湛水直播、乾田直播など）の確立、普及を図ることとしています。

④ スマート農業の促進（スマート農業技術活用促進法：令和6（2024）年10月施行）

農業者の減少等、農業を取り巻く環境変化に対応するため、スマート農業技術活用促進法が制定されました。販売農家による経営耕地面積に占めるスマート農業技術の活用割合を令和12(2030)年度までに50%以上に高める等の目標が設定されています。

今後、新たな技術を活用した農業生産が進むことが予想されていますが、一方では、技術を活用するためのデータの記録やストック、活用技術の習得、人材育成などが課題として挙げられています。

図表1-10 新たな「食料・農業・農村基本計画」の概要
～4つの理念と施策目標、施策の方向～

<p>理念）食料安全保障の確保</p>	<p>目標 食料自給率：摂取カロリーベース 45%→53%</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 国民一人一人の食料安全保障 ● 食料の安定的な供給（費用を考慮した合理的な価格形成） 	
<p>理念）農業の持続的な発展</p>	<p>目標 農地の確保：農地面積 412万ha 担い手確保：49歳以下：4.8万（維持）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域計画に基づき担い手への農地の集積・集約化推進 ● 水田政策を令和9年度から抜本見直し（水田活用の直接支払交付金等） ● 生産コスト低減に向け、農地の大区画化、スマート農業技術導入・DX推進 	
<p>理念）環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮</p>	<p>目標 温室効果ガス削減量：1,176万t-CO₂ (2013年度比)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 「みどりGX推進プラン、新たな環境直接支払交付金、クロスコンプライアンスの実施を通じた環境負荷低減の取組を促進（水田中干し延長、環境保全型農業実践） 	
<p>理念）農村の振興</p>	<p>目標 農村関係人口拡大市町村数：630市町村 創出された付加価値額：22兆円</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業生産基盤の整備・保全 ● 鳥獣被害対策 ● 農泊、農福連携など内発型新事業の創出 ● 国民理解の醸成（学校給食無償化（小学校から段階的に） 	

2 本市の地域特性

(1) 位置、面積

本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接する県境のまちです。

中国山地の山間に囲まれた河川沿いに広がる盆地や流域の平坦地に、複数の市街地と大小の集落を形成しています。

東西約53km、南北約42kmの概ね四角形で、面積は香川県の3分の2に相当する1,246.49km²。広島県の約14%を占め、全国自治体の中で13番目、近畿以西では最大の広さ（令和7（2025）年4月1日現在）となっています。

本市面積の84%を山林が占め、農用地は84.0km²であり、平坦で広範な場所は少なく、多くが河川沿いや谷沿いなどに小さく点在しています。

広大な市域は、その中に存在する個性や財産、資源などを発展へ向けての可能性、魅力と捉えることができます。

(2) 自然環境

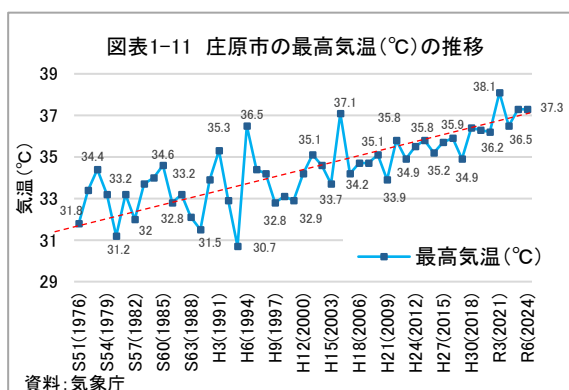
本市の地形は、標高150～200mの盆地をはじめ、全般的に緩やかな起伏の台地を形成していますが、北部の県境周辺部は、県内有数を誇る1,200m級の高峰と森林に囲まれ、この地の沢を源流域とした河川が「江の川水系」と「高梁川水系」に分岐し、日本海、瀬戸内海に注いでいます。

中国山地に囲まれた内陸の盆地であることなどから、昼間と夜間の寒暖差が大きく、こうした特有の気象条件は、良質な米、野菜、果樹などの生育に適した要件でもあり、さらに農用地の標高差が500m余りあることも大きな特徴といえます。

気象条件は、広大な区域面積や中国山地に囲まれた状況から、北部と南部では異なり、特に、気温、降水量、積雪量の多寡などにおいて違いがあります。

市中心部（庄原観測所）では、平均気温は13度前後、年間降水量は少ない年は1200mm、多い年は1900mmで推移しています。

こうした中、地球温暖化による気象条件の変化が進んでおり、最高気温は着実に上昇傾向にあり、農作物の生産、家畜の飼養環境の悪化は、生産性の低下を招く問題として顕在化しています。

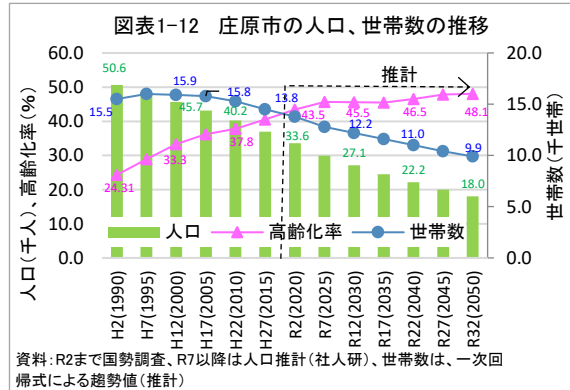


(3) 人口、世帯数等

本市の人口は、昭和35（1960）年の国勢調査で81,162人でしたが、高度経済成長における若年層の流出によって著しい減少を招き、以降も減少傾向で推移しています。

令和2（2020）年の国勢調査では、33,633人となっており、平成22（2010）年の40,244人から10年間で6,311人（16%）の減少となっています。

人口減少とともに年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）も減少し、相対的に老年人口（65歳以上）割合の増加によって令和2（2020）年の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は43.45%となり、急速に少子化、高齢化が進行しています。



(4) 産業

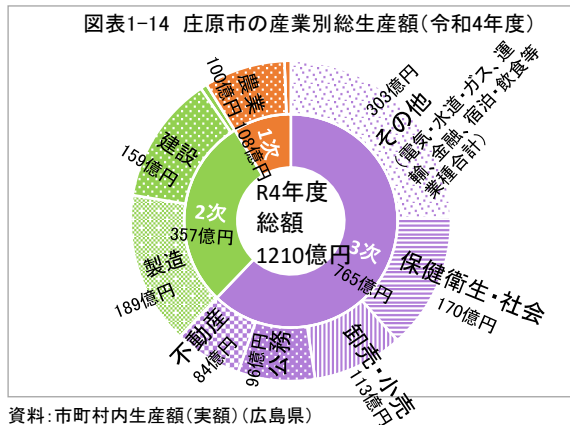
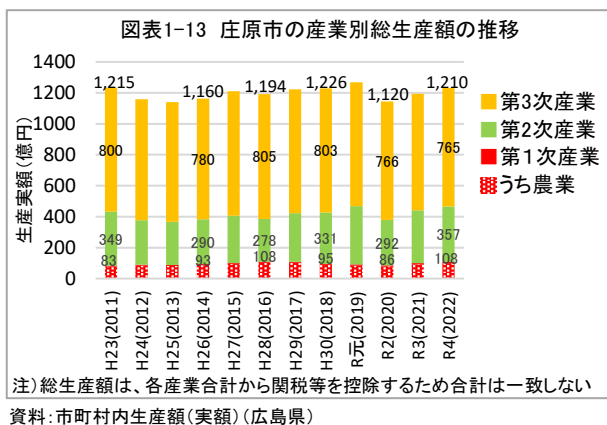
本市の産業は、気候や土地条件等を活かした農林業、小売や観光関連の商業、機械器具・窯業・電子部品・食料品をはじめとする製造業や建設業を主要産業としています。

産業別就業人口（令和2（2020）年）では、第1次産業は3,348人（19.3%）、第2次産業は3,428人（19.8%）、第3次産業が10,545人（60.9%）となっています。

産業別生産額（付加価値額：令和4（2022）年）では、総生産（付加価値額）が1,210億円で、うち第3次産業が63.3%（765億円）と最も多く、次いで第2次産業が29.5%（357億円）、第1次産業が9.0%（108億円）となっています。

第1次産業のうち、農業の生産額は約100億円ですが、第3次産業の業種区分で2番目に多い「卸売・小売業」（113億円）と同等の生産額規模となっており、農業は経済的にも重要な位置づけにあると言えます。

なお、第3次産業は、1位が保健衛生・社会事業（170億円）、3位が公務（96億円）、第2次産業では、製造業（189億円）と建設業（159億円）が98%を占めています。



3 本市の農業の現状

注)各グラフのデータは、全て庄原市

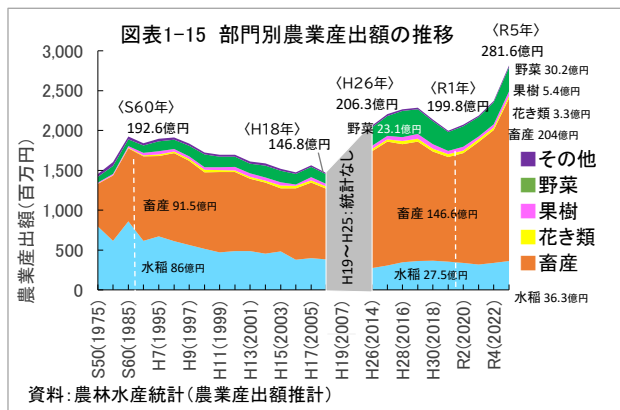
(1) 農業経営体、経営耕地、労働力等

① 概況（農業産出額）

本市の農業は、水稲、野菜、花き、果樹の耕種部門とともに肉用牛、乳牛、豚、鶏（卵）などの畜産部門を含め地域の特性を生かした農業が営まれてきました。

過去には水稲の産出額が多くを占める時代がありましたが、平成以降は米価の低迷や生産調整の拡大とともに全産出額に占める水稲の割合は低下し、養鶏（採卵）を中心に畜産部門が増加、特に、この10年では養豚も急増したことで、令和5（2023）年では280億円を超え、県内一の農業産出額となっています。

また、産出額規模だけでなく、米や比婆牛など本市を代表するブランド農畜産物やほうれんそう、トマト、りんごなど園芸作物の産地としても存在感を示すなど本県を代表する農業地帯となっています。



② 農業経営体数

農業経営体総数は、平成27（2015）年の3,849経営体から、令和7（2025）年では2,430経営体へと10年間で1,419経営体、割合では37%減少しています。

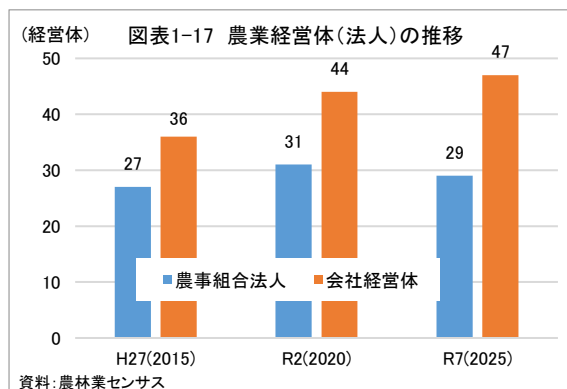
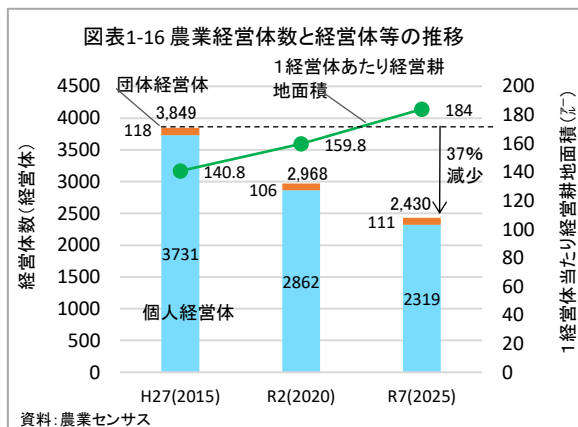
また、1経営体あたりの経営耕地面積は、平成27（2015）年の140.8aから、令和7（2025）年では184aに約43a拡大しています。

農業経営体の95%が個人経営で、その大部分が稲作（田）に関わる経営であることを踏まえると、特に、稲作を中心に、個人経営体では、経営規模の縮小、または離農が進む一方で、経営耕地は担い手に集約される動きとして捉えることができます。

個人経営は、稲作を中心に経営面積の縮小や担い手への農地集積が進み、大幅に減少しています。

一方で、団体経営体のうち法人経営体は増加しています。

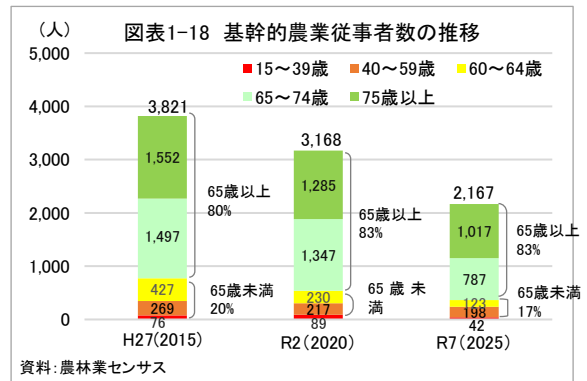
水田農業を中心に法人化が進んできた農事組合法人の増加傾向は鈍化していますが、株式会社等の会社経営体は大きく増加しており、経営環境の変化とともに、経営形態も変わりつつあります。



③ 農業従事者の動向

農家世帯（15歳以上）のうち主に自営農業に従事している基幹的農業従事者は、平成27（2015）年の3,821人から、令和7（2025）年では2,167人へ、10年間で1,654人減っています。

令和7（2025）年の高齢化率（65歳以上の割合）は83%で、地域農業を中心的に支えてきた農業従事者の減少が高齢化とともに進んでいます。



基幹的農業従事者: 個人経営体における15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者(2015年までは販売農家、2020年以降は農業経営体)

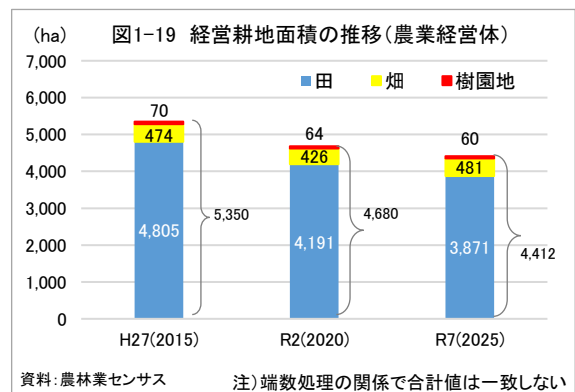
④ 経営耕地面積

経営耕地総面積は、平成27（2015）年の5,350haから令和7（2025）年では4,412haに、この10年間で938ha（18%）減少しています。

これは、総面積の9割近くを占める田の面積が大幅に減少したことによるものです。

稲作を主として個人経営体が水田農業に関わる経営を縮小または離農したことが要因として考えられます。

こうした農地の一部は、法人等の担い手によって引き継がれていると推察されますが、引き受け手のいない農地の遊休化も危惧されます。



(2) 農業構造等

① 担い手への農地集積

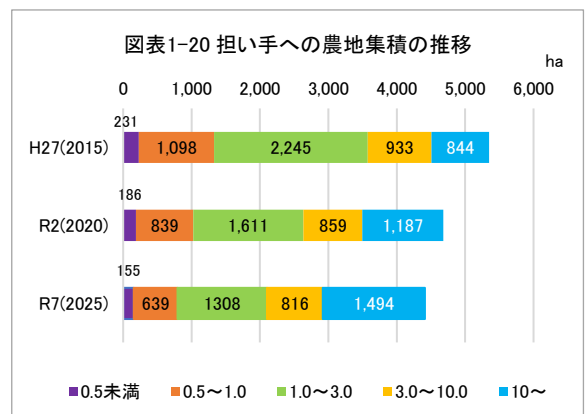
経営耕地規模別経営耕地面積の動向では、同面積規模が3ha未満においてこの10年間で大幅に減少している状況が分かります。

稲作経営を中心に、個人経営体の規模縮小、離農によって経営耕地面積全体も縮小が進んでいる状況です。

一方で、面積規模で10ha以上の法人・個人など担い手となる経営体では面積が拡大傾向にあります。

しかしながら、小規模経営における経営耕地面積の縮小分が大規模経営に全て引き継がれる状況になっていません。

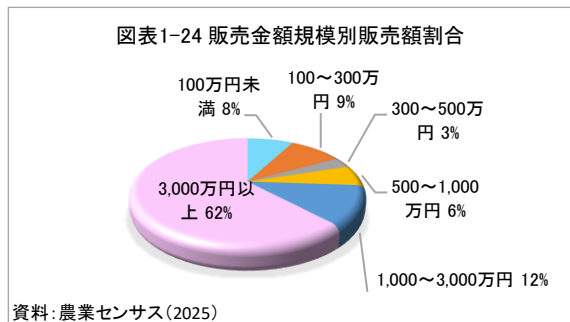
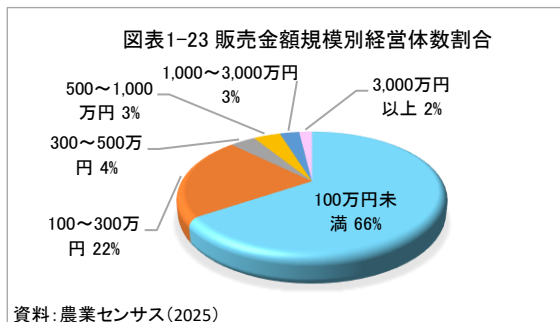
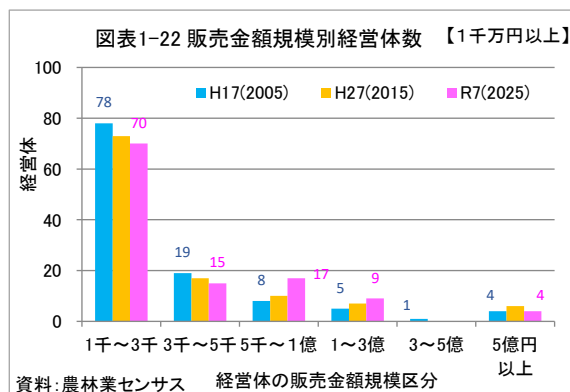
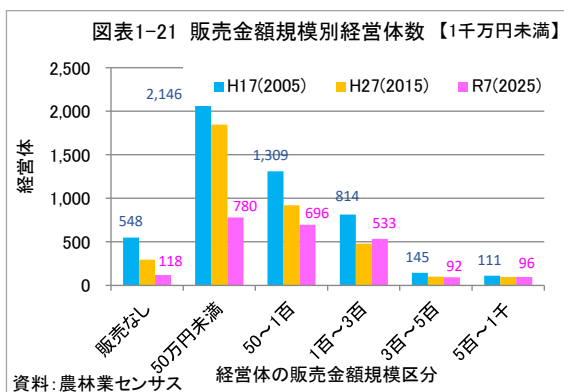
今後、高齢化、後継者不在等によって耕作されない農地のさらなる拡大が予想される中で、これらの農地を引き受ける担い手がどこまで確保されるか懸念されます。



② 販売金額規模（経済的位置づけ）

経営耕地の動きと同様、販売金額規模において売上100万円未満の経営体の減少傾向が顕著です。100万円以上で5,000万円未満の経営体についても減少傾向にあります。一方で、販売金額5,000万円以上の経営体は、相対的に増加傾向にあります。（図表1-21、図表1-22）

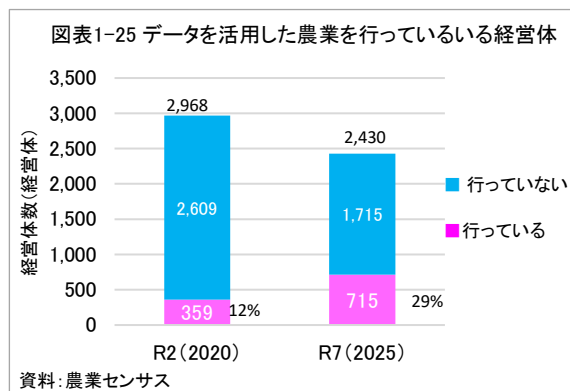
また経営体数では、販売金額規模で100万円未満が全体の66%、300万円未満では、9割近くを占めています（図表1-23）が、販売額割合では、3,000万円以上の経営体が全体の6割、1,000万円以上では4分の3を占める状況となっており、経済活動としての大規模経営体の存在感が再認識されます。（図表1-24）



③ 農業へのデータ活用

農業経営（営農含む）にデータを活用した経営体数は、令和2（2020）年の359経営体から、令和7（2025）年には715経営体へと、この5年間で約2倍に増え、農業経営体全体に占める割合も、同12%から同29%へと急増していることが分かります。

農業生産、飼育、経営管理などの様々な場面でスマート農業技術が普及している中、本市においても新たな技術導入とともにデータ活用の動きが広がっている状況を示しています。

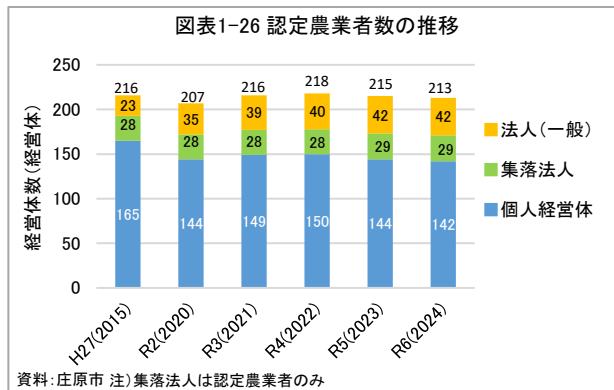


(3) 担い手育成・確保（認定農業者、新規就農者等）

認定農業者数は、この10年間は横ばいで推移しています。

このうち、集落法人は、平成27（2015）年の28法人から令和6（2024）年では29法人に増加しました。これまでは地域農業集団を母体として法人化が進んできましたが、高齢化等による集団活動の低迷などによってここ数年の法人設立はありません。

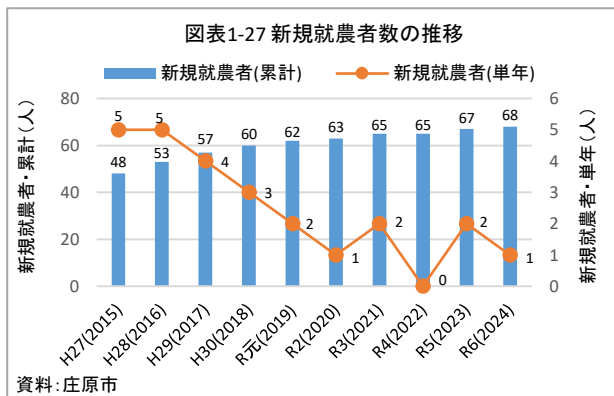
個人経営体は、高齢化による経営規模の縮小等により、平成27（2015）年の165経営体から、令和6（2024）年は142経営体に減少しました。



新規就農者は、平成27（2015）年までは毎年数名を受け入れていましたが、令和になってからは0人～2人程度となっています。

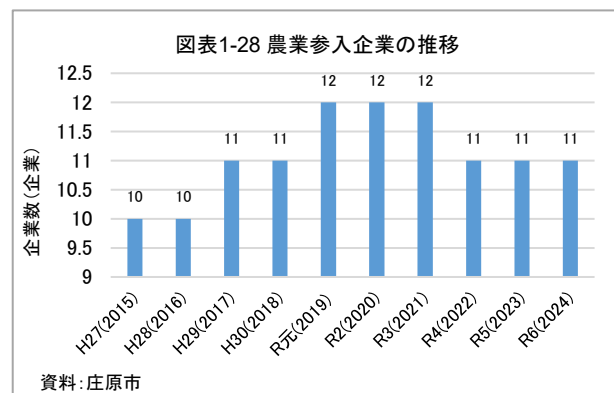
農業資材や機械施設価格の高騰による農業経営の環境悪化や、気候変動等も含めた経営リスクの増大とともに、若者が他産業に流れるなどの状況によって、全国的にも新規の独立就農の動きが減っている状況です。

本市においても同様の情勢変化によって、新規就農者の受け入れ者数が減っていると思われます。



企業の農業参入も、令和2（2020）年以降は、新たな参入の動きはありません。

資材価格高騰や人材不足とともに、事業投資の対象として農業の収益性も含めた魅力が伝わらない状況なども要因として考えられます。



(4) 経営部門別の現状

① 米（主食用、非主食用）

農業従事者の高齢化、農家数の減少とともに、主食用米の生産（面積、収穫量）は減少傾向にあります。

令和6（2024）年、令和7（2025）年産の主食用米の価格上昇により、稲作の経営収支は大きく改善しました。

こうした中、主食用米の生産拡大の動きが全国的に広がる一方で、長期的には米の国内需要の減少傾向は続くことが予想されており、今後の米価の動向とともに、稲作の経営環境がどのようなようになるか注視が必要な状況です。

また、市内の畜産経営体からの需要に応えるかたちで、飼料用稲（WCS用稲）を主に生産面積は右肩上がりでも推移してきました。しかし、主食用米の生産所得が好転する中、飼料用稲等の生産、供給への影響が懸念されています。

安全・安心な農産物の生産に向け、減農薬・化学肥料による生産と栽培履歴記帳の徹底等を推進し、米のブランド化を図るため、「安心！広島ブランド」認証取得を促し、特別栽培米の生産拡大を進めてきました。

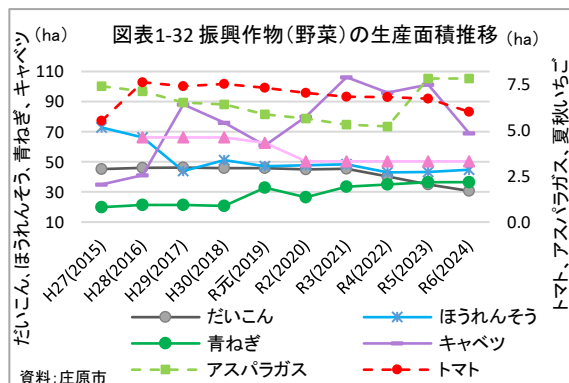
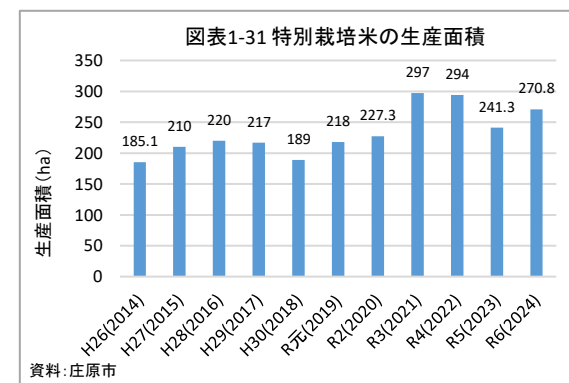
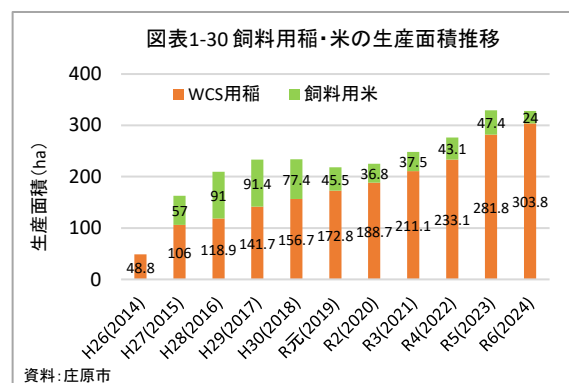
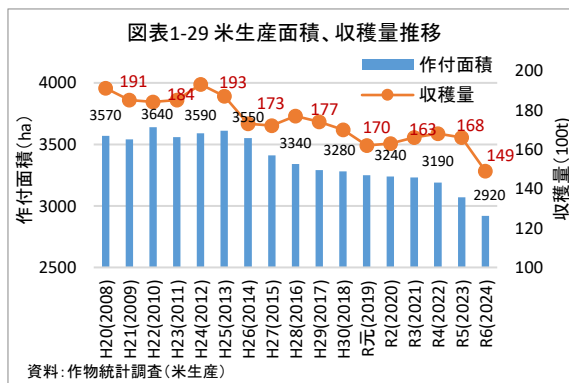
平成26（2014）年以降、増減はありつつも全体として生産は拡大傾向にあります。

一方で、付加価値を高め、有利販売に結び付けるとい点では、十分な成果が実感できない中で、令和4（2022）年以降、生産面積は減っています。

② 野菜

市では、だいこん、ほうれんそう、青ねぎ、アスパラガス、トマト、夏秋いちご、キャベツを野菜の振興7品目として位置付け、担い手農家の所得向上・経営安定を図るため、施設整備や部会活動等の支援を通じて技術の向上、担い手の確保育成に取り組んできました。

このうち青ねぎは、増減しつつも総じて拡大傾向で推移しています。



ほうれんそう、アスパラガス、トマトは、おおむね横ばいで推移しています。

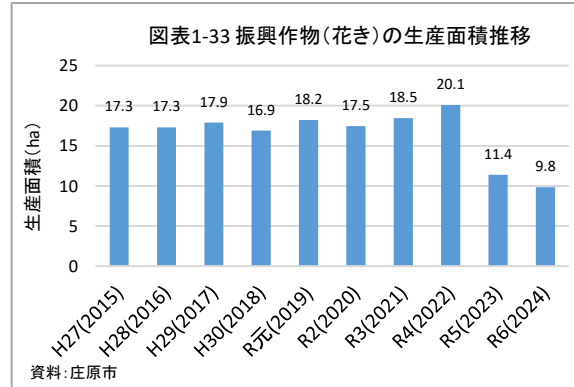
だいこんは市場から高い評価を得ていますが、生産者の高齢化等によって近年の生産は減少しています。

今後、産地として競争力強化を図るうえでは、産地を支える新たな担い手の確保、育成を急ぐ必要があります。そのためにも、産地を牽引する中心的経営体の規模拡大、新規就農者の確保と育成を進める必要があります。

③ 花き、果樹

花きでは、キクの産地として市場評価は高い状況ですが、生産者の高齢化等を背景に近年の生産は減少傾向にあります。

果樹では、標高の高い地域を中心に、冷涼な気候を活かしたりんごの生産が盛んです。多くの経営体では消費者への直接販売に取り組まれています。道の駅を通じた販売も好調で生産意欲は高まっています。



④ 畜産

ア) 肉用牛(繁殖、肥育)

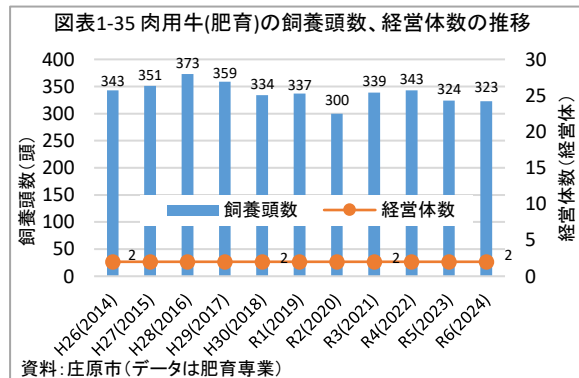
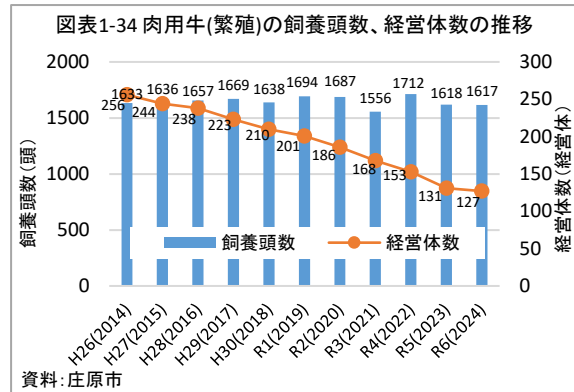
繁殖経営は、経営体の高齢化などを背景に小規模経営体の廃業が進み、経営体総数は減少傾向にあります。

一方で大規模経営体の増頭によって、飼養頭数全体は横ばいで推移しています。

肥育経営(専業)は、枝肉価格の低迷や飼料価格高騰など経営環境が悪化する中、飼養頭数を拡大する動きは進まず、経営体数は横ばいで推移している状況です。

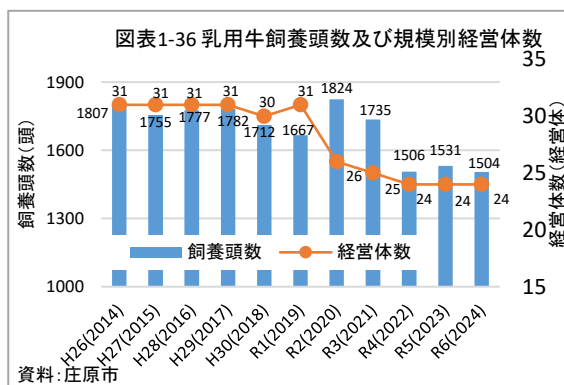
飼養コストの上昇など経営環境が厳しいなかで、人材育成などを含め後継者を確保していく必要があります。

近年は、優良な県種雄牛(「花勝百合」)によって比婆牛素牛の生産頭数は増頭傾向にあるため、更なる生産拡大に向けた対策が求められています。



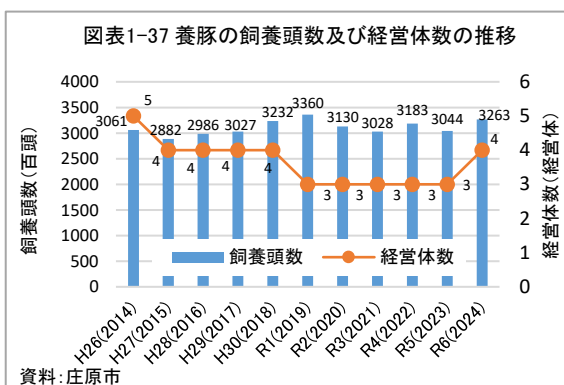
イ) 酪農

飼料をはじめとする生産資材高騰に加え、消費者の牛乳離れや低迷する乳価などを背景に、経営環境は厳しい状況です。小規模経営体の廃業によって経営体数とともに飼養頭数も減少傾向が見られます。



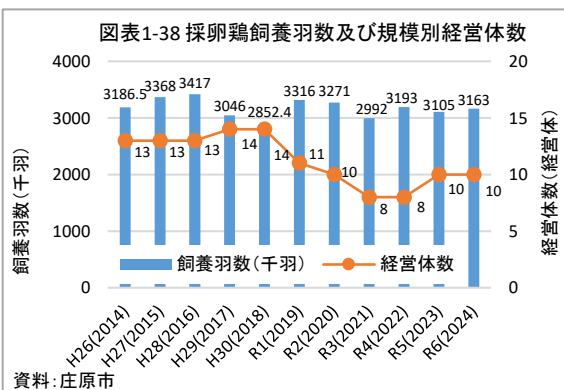
ウ) 養豚

物価高騰に伴う消費者の節約志向が進んだことで、牛肉需要の低迷に対して豚肉の需要の相対的な高まりを受け、飼養頭数は横ばいまたは微増傾向にあります。本市独自ブランド「もみじ豚」も含め、飼養頭数の維持・拡大に向けた種豚確保、疾病予防等の対策を継続的に進める必要があります。



エ) 養鶏 (採卵)

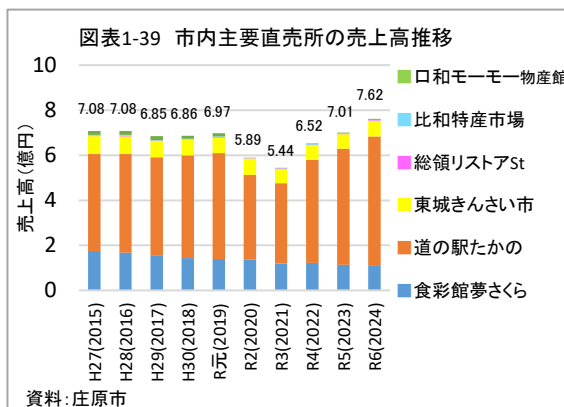
鳥インフルエンザの発生、影響などもなく、大規模経営体を中心に、飼養羽数は増減しながらも概ね横ばいで推移しています。但し、県内、近隣地域においても鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、防疫対策を徹底していく必要があります。



(5) 地産地消

① 農産物直売所

農産物の直売所売上全体では、コロナ禍の一時的な売上低迷はあったものの、この数年は回復傾向にあります。直売所によって消費者の利用形態や売上高には傾向の違いがありますが、特に、「道の駅たかの」の売上額は出荷される商品の種類や出荷量の増加とともに大きく伸びています。



② 学校給食（市内産農産物の供給）

市内産野菜使用割合（品目数）は、生産供給体制の脆弱さなどにより20%前後に留まっています。

また、「食農教育モデル事業」を通じて、食と農業の理解促進にも取り組んでいます。

(6) 生産環境の保全（農地、鳥獣被害）

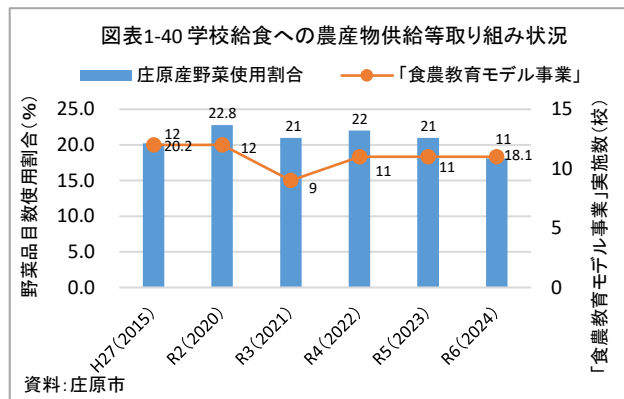
（株）庄原市農林振興公社（以下「市農林振興公社」という。）が実施する農作業受託面積は、水稲防除作業が最も多く1,000ha程度で推移しています。その他の稲作に係る作業は横ばいで推移し、そばの収穫作業は、この数年は40数haで推移しています。その中で、WCS用稲の収穫作業面積は、令和2（2020）年以降大幅に増え、地域内での粗飼料自給に大きく貢献しています。

農地や農業用施設等の資源管理では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用し、集落等の共同作業によって維持保全活動に取り組まれています。取組面積は概ね横ばいで推移していますが、事務の負担軽減などが課題として挙げられます。

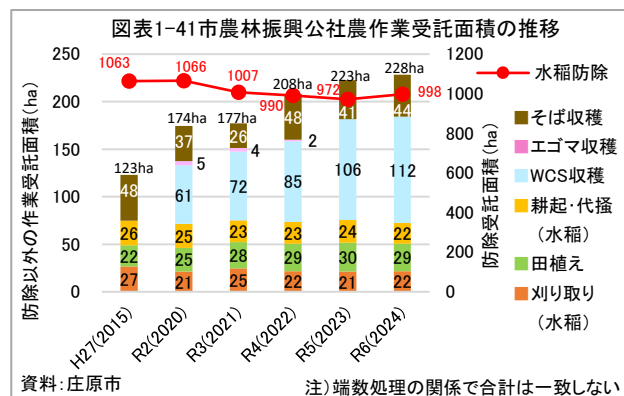
鳥獣被害防止対策として、侵入防止柵の設置補助、捕獲班を中心とした捕獲体制整備により継続的に実施していますが、10年前と比べると被害額は増えています。

また、農産物の食害だけでなく、畦畔や石積みの崩壊、農業用施設の破損など被害は多岐に及んでいます。

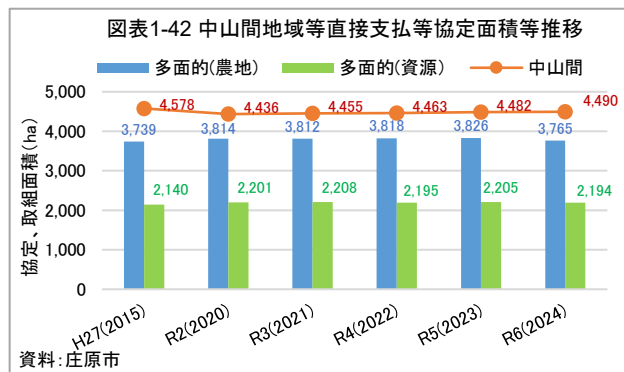
アンケート調査（令和7（2025）年10月実施）でも、農業振興施策の最上位の課題として挙げられており、対策強化が求められています。



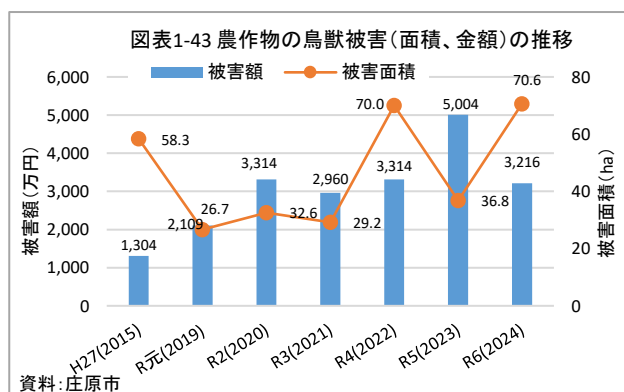
注)「食農教育モデル事業」:市内の小中学校の「食農教育モデル事業」の実施校数
庄原産野菜使用割合:市内の小中学校の庄原産野菜食品数の使用割合



注)端数処理の関係で合計は一致しない



中山間:中山間地域等直接支払協定面積
多面的(農地):多面的直接支払・農地維持の取組面積
多面的(資源): "・資源向上の取組面積



第3節 第2期農業振興計画の検証

1 第2期計画の検証

(1) 農業振興のテーマ・目標

平成28（2016）年3月策定の農業振興計画では、「農業が支える定住社会の構築」を本市農業の目指す姿として、**振興テーマ1 元気あふれる「ひと」づくり**、**振興テーマ2 魅力あふれる「もの」づくり**、**振興テーマ3 活力あふれる「むら」づくり**の3つの振興テーマと具体的な振興目標を掲げ施策を実施してきました。

めざす姿	振興テーマ・目標の設定	目標の細目
農業が支える定住社会の構築	<p>振興テーマ1：元気あふれる「ひと」づくり</p> <p>目標1 新たに農業に携わる「ひと」づくり</p> <p>目標2 継続的・安定的な経営に取り組む「ひと」づくり</p> <p>目標3 農業への興味、意欲あふれる「ひと」づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➡ (1) 認定新規就農者の段階別育成 <li style="margin-left: 20px;">(2) 中高年代からの就農支援 <li style="margin-left: 20px;">(3) 参入企業の拡大、雇用就農促進 <ul style="list-style-type: none"> ➡ (1) 農業を担う認定農業者等の経営基盤強化 <li style="margin-left: 20px;">(2) 集落の農業を支える組織強化 <ul style="list-style-type: none"> ➡ (1) 小規模農業者への支援 <li style="margin-left: 20px;">(2) 市民の農業への理解を深める取り組みの促進
	<p>振興テーマ2：魅力あふれる「もの」づくり</p> <p>目標1 ブランド力を高める「もの」づくり</p> <p>目標2 農業（水田農業、園芸・果樹作物）に係る「もの」づくり</p> <p>目標3 畜産業に係る「もの」づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➡ (1) ブランド化の推進 <li style="margin-left: 20px;">(2) 特色ある農産物の生産 <li style="margin-left: 20px;">(3) 消費者ニーズの把握と生産体制の強化 <li style="margin-left: 20px;">(4) 生産から販売まで一体となった取り組みによる販売力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➡ (1) 売れる米づくりの推進 <li style="margin-left: 20px;">(2) 非主食用米等の生産流通の推進 <li style="margin-left: 20px;">(3) 園芸・果樹作物生産の産地構造の確立 <li style="margin-left: 20px;">(4) 地産地消の促進 <ul style="list-style-type: none"> ➡ (1) 生産基盤の強化 <li style="margin-left: 20px;">(2) 耕種農家連携による安定的生産の促進
	<p>振興テーマ3：活力あふれる「むら」づくり</p> <p>目標1 安心して農業に取り組める「むら」づくり</p> <p>目標2 交流・連携による豊かな「むら」づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➡ (1) 農地の効率的な利用促進 <li style="margin-left: 20px;">(2) 生産基盤整備の充実 <li style="margin-left: 20px;">(3) 鳥獣被害防止対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➡ (1) 多面的機能の維持・発揮 <li style="margin-left: 20px;">(2) 産直市連携強化の促進 <li style="margin-left: 20px;">(3) 農村都市交流イベントの促進

(2) 振興施策の実施、達成状況、施策課題

注)達成度(%)は、目標に対するR6実績率(%)

振興テーマ・目標・細目	目標指標・実績・評価			
1 元気あふれる「ひと」づくり				
1. 新たに農業に携わる「ひと」づくり	H26	R6/目標	R6/実績	達成度(%)
(1) 認定新規就農者の段階別育成 ●新規就農者数(H17からの延べ数)	43人	83人	68人	82
(2) 中高年代からの就農支援 (3) 参入企業の拡大、雇用就農促進 ●農業への参入企業数	10経営体	15経営体	11経営体	73
現状・問題	施策課題			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業資機材価格高騰による就農初期投資の増加、気候変動、異常気象にともなう生産・経営リスクの高まり、産業界全体の人手不足の深刻化等により、新規の独立就農の動きが鈍化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 意欲ある就農希望者の段階的な育成支援と、経営の安定化に向けた取り組みを進める必要がある。 			
2. 継続的・安定的な経営に取り組む「ひと」づくり	H26	R6/目標	R6/実績	達成度(%)
(1) 農業を担う認定農業者等の経営基盤強化 ●認定農業者数	221経営体	270経営体	213経営体	79
(2) 集落の農業を支える組織強化 ●農業法人数(集落型) ※認定農業者以外含む ●認定農業者・集落法人等が管理する農用地の割合	34法人 25.2%	50法人 50%	49法人 30%	98 60
現状・問題	施策課題			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢化とともに個別経営体を中心に減少傾向にある。 ➢ 集落法人は、地域農業集団からの法人化が進んだことで、高齢・後継者不在の農家の経営を引き受けながら、一定数まで拡大。 ➢ 地域農業集団を含め集落営農組織の高齢化、労働力、人材不足が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 受け手がない農地は農作業受託事業者が受託するなど、農作業のアウトソーシング(外部委託)を加速化する必要がある。 ◆ 拡大が予想される担い手不在の農地は、地域計画のブラッシュアップによって農地の流動化と集積を図る必要がある。 			
3. 農業への興味、意欲あふれる「ひと」づくり	H26	R6/目標	R6/実績	達成度(%)
(1) 小規模農業者への支援 ●主要な市内産直市売上金額	6.1億円	8億円	8.5億円	106
(2) 市民の農業への理解を深める取り組み促進				
現状・問題	施策課題			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 小規模農家の営農意欲向上を図るため、直売施設の設置・運営を通じて、少量多品目の農産物の販路を確保。 ➢ 主要直売所の売上高は拡大傾向にある一方、施設によっては、利用客数の減少等の問題を抱える。 ➢ 農業理解促進のため、農業体験、交流イベント等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産直市と生産者の情報共有の強化を図り、消費者ニーズを踏まえた農産物の生産をすることで売上額の向上を目指す必要がある。 ◆ 生きがいとしての農業意欲向上と良質な農産品の安定生産を目指すため、営農指導員による栽培研修を充実させる必要がある。 			

注)達成度(%)は、目標に対するR6実績率(%)

振興テーマ・目標・細目	目標指標・実績・評価			
2 魅力あふれる「もの」づくり				
1. ブランド力を高める「もの」づくり	H26	R6/目標	R6/実績	達成度(%)
(1) ブランド化の推進				
●エコファーマーの数	67人	100人	12人	12
●安心！広島ブランド認証農家数(取り組み農家数)	28戸	80戸	19戸	24
●あづま蔓頭数及び飼養割合	360頭	600頭	240頭	40
	25.8%	27.2%	18.3%	67
(2) 特色ある農産物の生産				
●「比婆牛」認証頭数	49頭	380頭	222頭	58
(3) 消費者ニーズの把握と生産体制の強化				
(4) 生産から販売までの一体的な販売力強化				
現 状 ・ 問 題	施 策 課 題			
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 減農薬・化学肥料、栽培履歴記帳の徹底等の推進に向け、「安心！広島ブランド」認証の取り組みを推進。あわせて付加価値向上を目指すも、有利販売等メリットが実感できず、取り組みは伸びていない。 ▶ 小規模農家の減少にともない「あづま蔓」飼養頭数は減少。 ▶ 優良な県種雄牛「花勝百合」の利用拡大により比婆牛素牛生産頭数は増加傾向にあるが、「花勝百合」に継ぐ後継種雄牛の造成が急務である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「環境と調和のとれた農業」は国の政策の柱の一つでもあり、取り組み内容と効果を検証、整理する必要がある。 ◆ 比婆牛素牛生産基盤の強化・拡大のため、繁殖農家に対する増頭支援と酪農家による比婆牛素牛E T産子生産支援の充実が必要である。 ◆ 農畜産物生産体制の強化に加え、流通・販路の拡大に向けた体制を再構築する必要がある。 			
2. 農業（水田農業、園芸、果樹作物）に係る「もの」づくり	H26	R6/目標	R6/実績	達成度(%)
(1) 売れる米づくりの推進				
●特別栽培米の生産面積	185.1ha	600.0ha	270.8ha	45
(2) 非主食用米等の生産流通の推進				
●WCS用稲の生産面積	48.8ha	250.0ha	303.8ha	122
●飼料用米の生産面積	0.0ha	170.0ha	24.0ha	14
(3) 園芸・果樹作物生産の産地構造の確立				
●振興品目 [*] の生産面積	150.7ha	340.0ha	207.9ha	61
※ほうれんそう、だいこん、アスパラガス、 トマト、青ねぎ、夏秋いちご、キャベツ、きく				
(4) 地産地消の促進				
●学校給食の地産地消率(全食品)市内産	18.5%	27.0%	18.1%	67
現 状 ・ 問 題	施 策 課 題			
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「米対策検討班」(市・県・JA)で、主食用米のブランド化等に係る取り組みを支援。(食味値向上、品質向上、流通コスト削減等を通じた所得向上など) ▶ WCS用稲は、集落法人を中心に生産拡大を図る中、生産面積は大きく拡大。一方で、主食用米の価格上昇(主食用への転換)にともなう生産の縮小が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高温対策、地域の気候、土質に対応した主食用品種の導入、省力化技術の導入・普及等、継続的に取り組んでいく必要がある。 ◆ 令和9(2027)年度の水田農業政策の抜本見直しの動向等も踏まえ、地域の需要に応える非主食用米の生産について検討する必要がある。 			

現 状 ・ 問 題	施 策 課 題
<p>つづき</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 園芸・果樹生産について、青ねぎは目標を超えて生産は拡大、アスパラガス、夏秋いちご、キャベツも目標には至らないが、生産は微増又は横ばいで推移。一方で、ほうれんそう、だいこん、トマト、きくについては、生産面積は減少傾向。 ▶ 市場等では一定の評価を受けるが、新規就農等の世代交代も含め、規模拡大が進まない状況。 ▶ 学校給食については、「庄原地域学校給食地産地消調整会議」を設置し、地元農産物の供給拡大を図ってきたが生産供給体制の脆弱さ等により供給率は低い状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ブランド力の強化、販売促進の取り組みとともに、新規就農者の確保に向けた支援（高騰する農業用機械・施設費など）、若者に魅力ある農業を確立する必要がある。 ◆ 地元産農産物の供給拡大に向けた体制再整備が必要。



注)達成度(%)は、目標に対するR6実績率(%)

振興テーマ・目標・細目	目標指標・実績・評価			
	H26	R6/目標	R6/実績	達成度(%)
3. 畜産業に係る「もの」づくり				
(1) 生産基盤の強化				
●繁殖用和牛(育成牛除く)	1,353頭	1,800頭	1,313頭	73
●肥育牛(F1等含む)	725頭	1,000頭	430頭	43
●乳用牛	1,807頭	1,900頭	1,504頭	79
●豚	30,602頭	31,000頭	32,627頭	105
●鶏	3,187千羽	3,200千羽	3,163千羽	99
(2) 耕種農家連携による安定的生産の促進				
●転作田での飼料作物面積	592ha	650ha	696ha	107
●水田放牧面積	10.7ha	20ha	15.2ha	76
●和牛導入法人数	8法人	15法人	12法人	80
現 状 ・ 問 題	施 策 課 題			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 繁殖用和牛は、小規模農家の廃業があるものの、大規模農家の増頭により総飼養頭数は横ばいで推移。 ➢ 肥育牛は、枝肉価格低迷、飼料価格高騰などを背景に飼養頭数は減少。 ➢ 乳用牛も飼料価格高騰や需要・乳価の低迷等によって飼養頭数は減少。 ➢ 豚は、節約志向で低迷する牛肉の代替需要を背景に、飼養頭数は増加。 ➢ 養鶏（採卵）は、鳥インフルエンザの影響もなく飼養羽数は横ばいで推移。 ➢ 耕種農家との連携では、水田活用の直接支払交付金等を活用し、安定的に飼料作物の生産が維持されてきた。しかし、主食用米の価格上昇によって、今後の生産維持を危惧する見方もある。 ➢ 飼料価格が高止まりする中、生産コストの抑制効果を背景に水田放牧面積は増加している。 ➢ 平成26（2014）年以降、子牛価格の上昇を背景に、集落法人等の規模拡大とともに和牛を導入する法人数は増えてきた。 ➢ 飼料価格の高止まりを含む生産コストの上昇は、畜産農家の経営を圧迫している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 飼養コストの上昇など、経営環境が悪化する中、経営の安定、飼養頭数の確保、拡大に向けた支援が必要。 ◆ 後継者の確保に向けた人材育成についても取り組みを強化する必要がある。 ◆ 家畜伝染病（鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱など）リスクの低減に向け防疫対策を継続的に実施する必要がある。 ◆ 令和9（2027）年度の水田政策の抜本見直し等の動向を注視し、飼料作物の安定的な生産に向けた対策を講じる必要がある。 ◆ 生産コスト抑制に向け、今後とも水田放牧を拡大するため、必要な支援を継続実施する必要がある。一方で、周辺住民の理解を図るための取り組みも必要とされる。 ◆ 自給飼料（飼料用トウモロコシ等）の生産拡大に向けた取り組みを強化する必要がある。 			

注)達成度(%)は、目標に対するR6実績率(%)

振興テーマ・目標・細目		目標指標・実績・評価			
3 活力あふれる「むら」づくり					
1. 安心して農業に取り組める「むら」づくり		H26	R6/目標	R6/実績	達成度(%)
(1) 農地の効率的な利用促進 ●耕作放棄地面積 ●市農林振興公社農作業受託面積		57.9ha 1,241ha	50.0ha 1,500ha	65.8ha 1,283ha	32%超過 86
(2) 生産基盤整備の充実 (3) 鳥獣被害防止対策の強化 ●鳥獣被害面積		61.7ha	26.0ha	70.6ha	172%超過
現 状 ・ 問 題		施 策 課 題			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢化、後継者不在が進む中、水田を中心に経営の縮小や離農によって耕作放棄地面積は拡大している。 ➢ 昨年度策定の「地域計画」では、10年後の耕作者が設定できない農地が一定数あった。 ➢ 条件不利地や担い手不足の地域では、市農林振興公社が農作業受託を通じて農地の有効利用を支援している。 ➢ また、耕作できなくなった農家のなかには、作業委託せずに耕作放棄している状況もある。 ➢ 国・県・市の事業等を活用し、道路、水路や農地など農業生産基盤の整備に取り組んでいる。 ➢ 大規模な整備は事業要件の厳しさなどを理由に活用が進まない状況もある。 ➢ 鳥獣被害防止対策については、侵入防止柵の設置、捕獲班を中心とした捕獲体制の整備など継続的に取り組んできたが、被害面積は減らない状況。 ➢ 農家の施策要望でも、鳥獣被害対策が最も多い。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 担い手の確保、集積に向け「地域計画」のブラッシュアップに取り組む必要がある。 ◆ 耕作放棄の状況を踏まえ、農作業委託などへの誘導、促進を図る必要がある。 ◆ 農業用施設等の劣化状況、機能評価など災害防止の観点からも状況を把握し、適切な管理、改修等に取り組む必要がある。 ◆ 農業振興の最重要課題として、鳥獣被害対策の強化を図っていく必要がある。 			
2. 交流・連携による豊かな「むら」づくり		H26	R6/目標	R6/実績	達成度(%)
(1) 地域共同による農村環境の保全 ●中山間地域等直接支払制度取り組み可能地実施割合		86.6%	90.0%	80.0%	89
(2) 産直市連携強化の促進 (3) 農村都市交流イベントの促進 (4) 農家民泊受け入れ体制の整備 ●農家民泊登録農家数		112戸	215戸	32戸	15
現 状 ・ 問 題		施 策 課 題			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 傾斜地など生産条件の不利を補正し、農業・農地等が持つ多面的機能の維持・発揮に向け、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域コミュニティ活動とともに取り組みを推進してきた。 ➢ 一方で、制度の運用・管理に係る農家の事務処理の負担、共同活動に参画する人材確保などに懸念が生じている。 ➢ ひろしまフードフェスティバルなどのほか、市内の産直市、農家、農業団体等において独自の交流活動が組み込まれている。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 取り組みの継続に向けて問題とされる農家の事務処理に係る負担軽減への対策を講じていく必要がある。 ◆ 農業・農村への理解醸成と交流促進を図るため、継続的な情報発信等に取り組む必要がある。 			

2 農業振興に関するアンケート調査結果

① 調査の実施概要

調査は、「一般農家」、「認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等）」の2者を対象として、農業経営の現状・問題、今後の経営意向、農業振興施策の重点課題等について意向を把握しました。

〔実施期間〕 令和7年10月

〔実施方法〕 郵送により配布、郵送及びインターネットによる回収

〔実施対象者〕 一般農家：各地域毎で定めた配布数につき、農家台帳より無作為に抽出、配布

認定農業者等：令和7年10月1日時点の認定農業者及び認定新規就農者すべてを対象

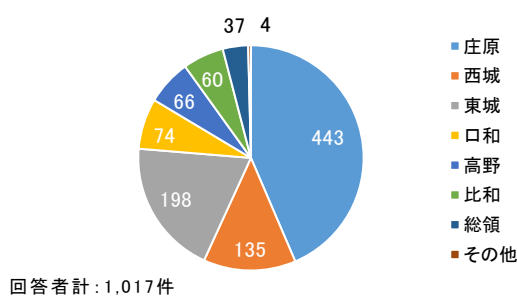
〔回収状況〕 発送数：一般農家〔1,668件〕、認定農業者等〔210件〕、計1,878件

回収数：一般農家〔1,017件〕、認定農業者等〔129件〕、計1,146件

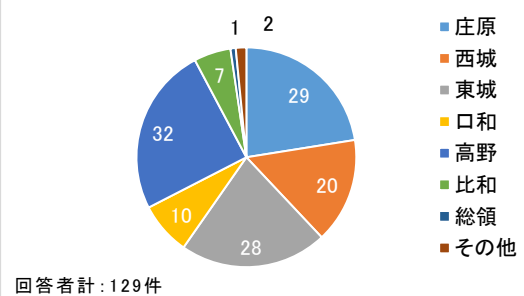
図表1-44 地域別、対象者別アンケートの回収状況

	一般農家		認定農業者等		合計	
	回収数	(回収率)	回収数	(回収率)	回収数	(回収率)
庄原	443	60.9%	29	58.0%	472	60.7%
西城	135	65.9%	20	69.0%	155	66.2%
東城	198	57.6%	28	63.6%	226	58.2%
口和	74	60.7%	10	71.4%	84	61.8%
高野	66	58.9%	32	58.2%	98	58.7%
比和	60	64.5%	7	63.6%	67	64.4%
総領	37	56.9%	1	14.3%	38	52.8%
不明	4		2		6	
合計	1,017	61.0%	129	61.4%	1,146	61.0%

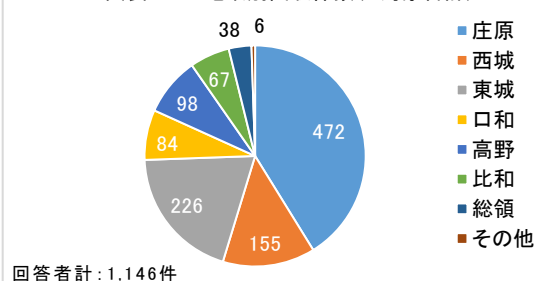
図表1-45 地域別回収件数（一般農家）



図表1-46 地域別回収件数（認定農業者等）

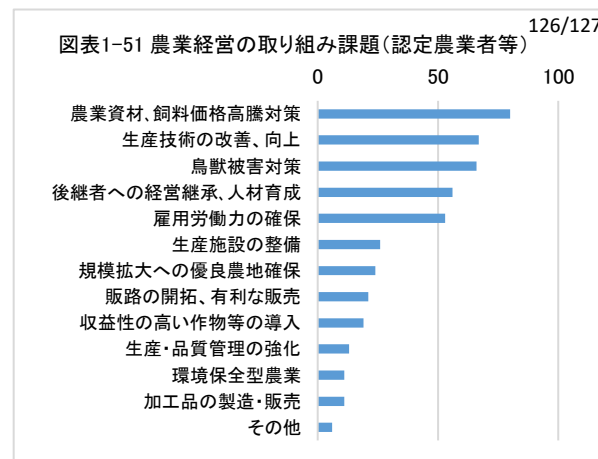
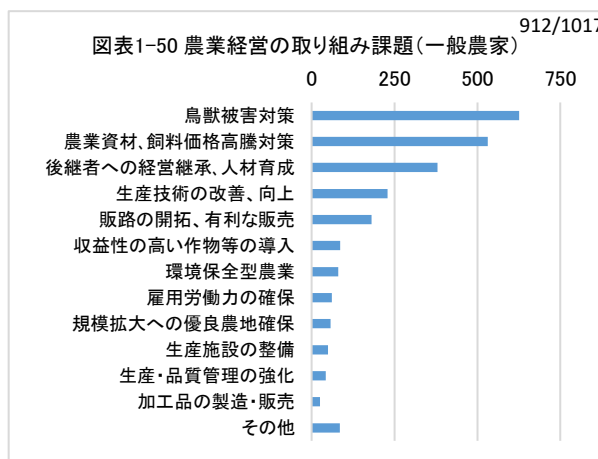
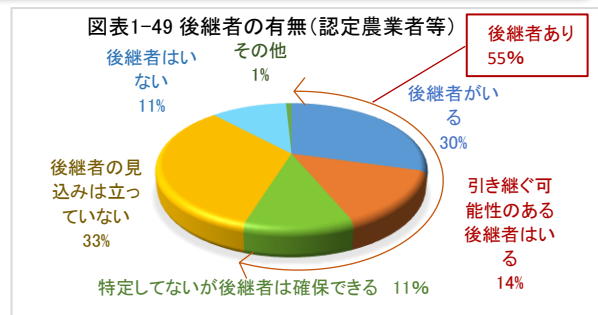
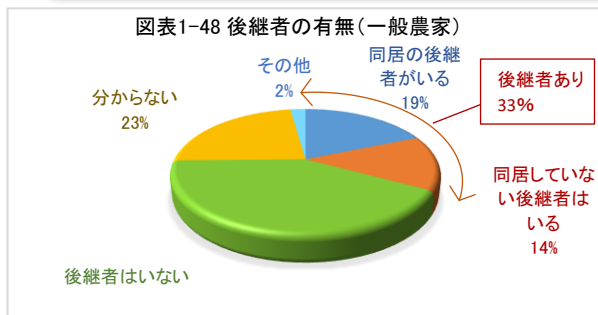


図表1-47 地域別回収件数（2対象合計）



② 後継者問題、経営課題

- 「農業後継者」について、一般農家では、同居の有無を問わず「後継者がいる」と回答した割合は、33%。「後継者はいない」とする割合は42%。「わからない」(23%)を含めると、全体の65%は農業を継ぐ見込みの後継者が決まっていないと回答。
- 認定農業者については、何らかの形で後継者は確保できるとした回答割合は55%で、「後継者確保の見込みが立っていない」とする割合が33%、「後継者はいない」割合は11%となった。
- 特に、「後継者がない」又は「確保の見込みが立っていない」と回答した認定農業者について、経営部門では、野菜(露地・施設)、花き類(露地・施設)で回答割合が高く、年間農産物等販売金額規模では100万円～500万円の経営体での回答割合が高い。ただし、販売額が1,000万円以上(1,000万円以上:16経営体、5,000万円以上:5経営体、1億円以上:1経営体)の経営体でも「後継者確保の見込みがない又ははない」との回答があり、大規模経営の存続だけでなく農地や農業用施設等の経営資源の保全・継承が危ぶまれる。
- 「農業経営の取り組み課題」の上位項目(回答の4割以上)として、一般農家は、「鳥獣被害対策」が最多(回答者の69%)、次いで「農業資材等の価格高騰」(同58%)、3番目が「後継者問題」(同42%)という結果になった。
- 認定農業者では、「農業資材等高騰」(回答者の64%)が最多、2番目が「生産技術の改善、向上」(同53%)、3番目が「鳥獣被害対策」(同52%)、4番目が「後継者問題」(44%)、5番目が「雇用労働力確保」(42%)という結果になった。



認定農業者等の規模拡大意向

【耕種部門】

拡大意向 16経営体、161ha
 縮小意向 17経営体、101ha
 差引き 60ha増(拡大・縮小のほとんどは水稻)
 ※面積は平均値の差を計算

【畜産部門】

《繁殖》 拡大 23頭(3経営体)、縮小 56頭(6経営体)
 《肥育》 拡大 10頭(1経営体)、縮小 13頭(1経営体)
 《乳用牛》 拡大 9頭(2経営体)、縮小 -
 《養豚》 拡大 -、縮小 300頭(1経営体)

③ 施策評価、今後の取り組み課題（施策）

■ 今後の一層の対策が期待される施策

～満足度は低い、必要性は高い～

- 鳥獣被害防止対策（一般農家、認定農業者等）
- 小規模農家の支援（一般農家）
- 新規就農者の支援（一般農家、認定農業者等）
- 認定農業者等支援（認定農業者等）

■ その他

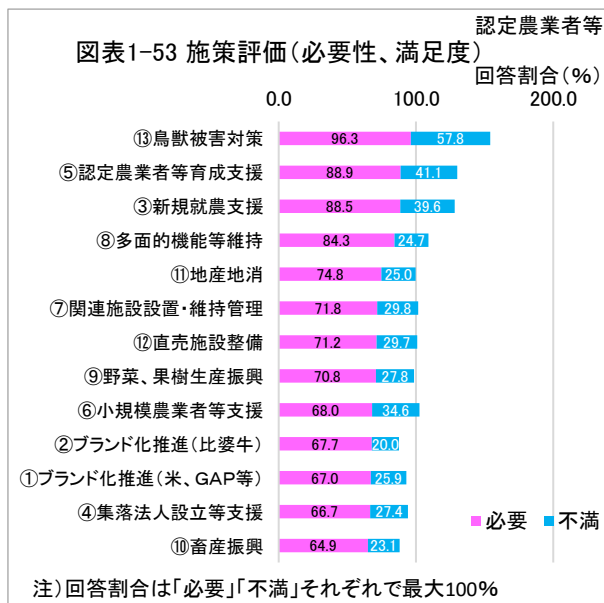
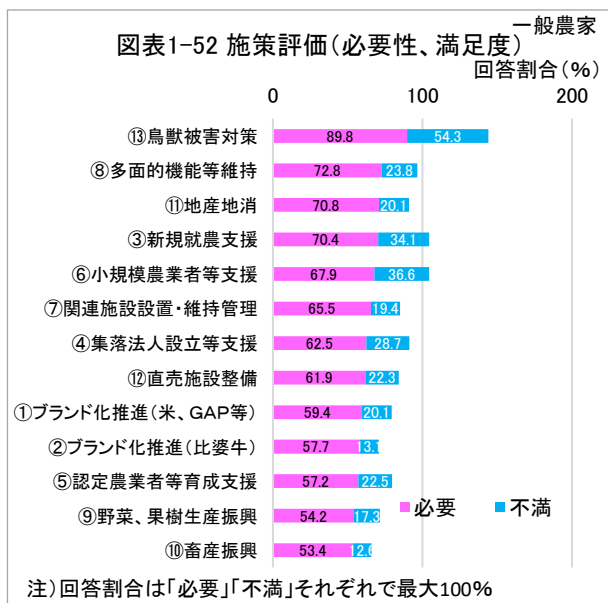
～満足度が高いが、必要性は下位～

- ブランド化推進・比婆牛（一般農家、認定農業者等）

■ 継続的な実施が期待される施策

～満足度が高く、必要性も高い～

- 多面的機能維持（一般農家、認定農業者等）
- 地産地消の推進（一般農家、認定農業者等）
- 農業振興施設設置・維持管理
(一般農家、認定農業者等)
- 直売施設整備（一般農家、認定農業者等）

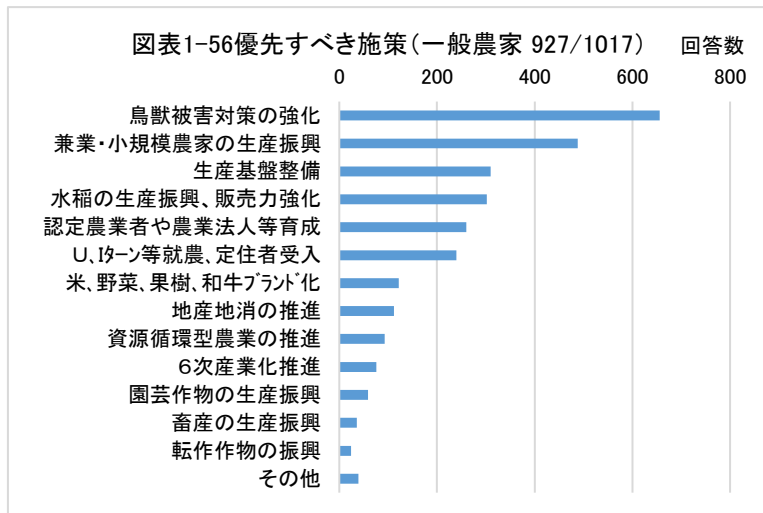


図表1-54 施策評価(必要性・満足・不満度)《一般農家》

必要性	施策区分	満足度	不満度
1番目	⑬鳥獣被害対策	5番目	1番目
2番目	⑧多面的機能等維持	1番目	5番目
2番目	⑪地産地消	4番目	8番目
4番目	③新規就農支援	12番目	3番目
5番目	⑥小規模農業者等支援	11番目	2番目
6番目	⑦関連施設設置・維持管理	2番目	10番目
7番目	④集落法人設立等支援	10番目	4番目
8番目	⑫直売施設整備	6番目	7番目
9番目	①ブランド化推進(米、GAP等)	7番目	8番目
10番目	②ブランド化推進(比婆牛)	3番目	12番目
11番目	⑤認定農業者等育成支援	8番目	6番目
12番目	⑨野菜、果樹生産振興	13番目	11番目
13番目	⑩畜産振興	8番目	13番目

図表1-55 施策評価(必要性・満足・不満度)《認定農業者等》

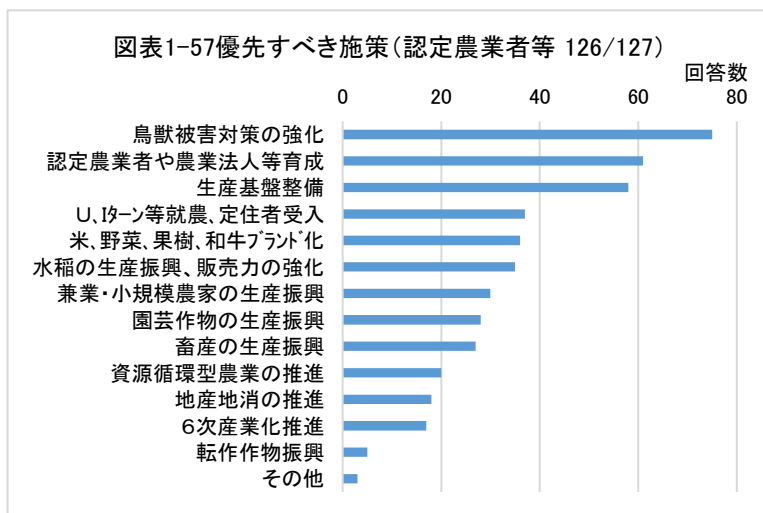
必要性	施策区分	満足度	不満度
1番目	⑬鳥獣被害対策	4番目	1番目
2番目	⑤認定農業者等育成支援	3番目	2番目
3番目	③新規就農支援	7番目	3番目
4番目	⑧多面的機能等維持	1番目	11番目
5番目	⑪地産地消	8番目	10番目
6番目	⑦関連施設設置・維持管理	6番目	5番目
7番目	⑫直売施設整備	5番目	6番目
8番目	⑨野菜、果樹生産振興	13番目	7番目
9番目	⑥小規模農業者等支援	11番目	4番目
10番目	②ブランド化推進(比婆牛)	2番目	13番目
11番目	①ブランド化推進(米、GAP等)	12番目	8番目
12番目	④集落法人設立等支援	10番目	9番目
13番目	⑩畜産振興	9番目	12番目



【優先すべき施策(一般農家)】

※回答者の25%以上の上位項目

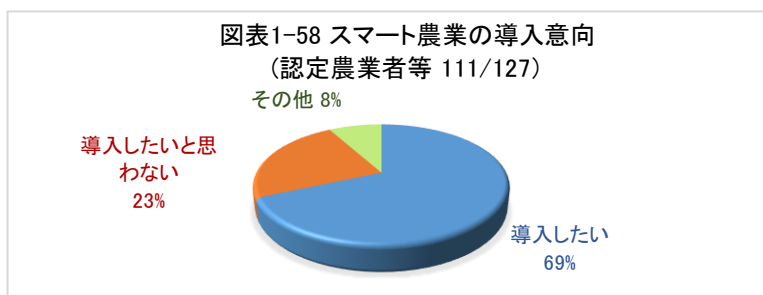
- 「鳥獣被害対策」(回答者の71%)
- 「小規模農業振興」(同 53%)
- 「水路・農地等基盤整備」(同 33%)
- 「水稻生産振興」(同 33%)
- 「認定農業者等育成」(同28%)
- 「U・Iターン等定住対策」(同 26%)



【優先すべき施策(認定農業者等)】

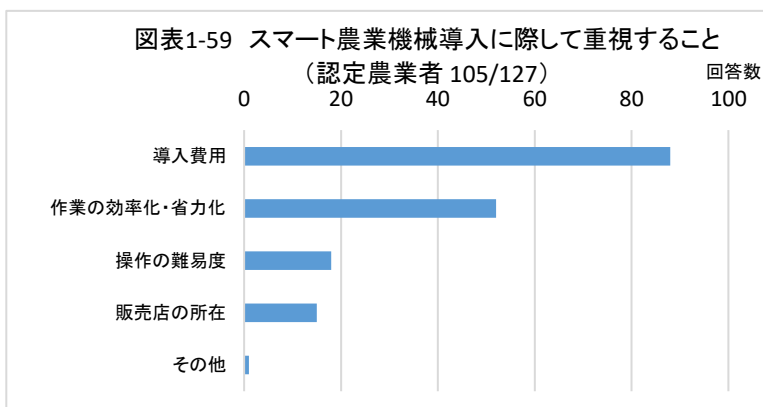
※回答者の25%以上の上位項目

- 「鳥獣被害対策」(回答者の60%)
- 「認定農業者等育成」(同 48%)
- 「水路・農地等基盤整備」(同 46%)
- 「U・Iターン等定住対策」(同 29%)
- 「農畜産物ブランド化」(同 29%)
- 「水稻生産振興」(同 28%)
- 「小規模農業振興」(同 25%)



【スマート農業の導入意向】(認定農業者等)

- 「導入したい」(回答者の7割)
- スマート農業の導入については、多くの経営体は前向きにとらえている。



【スマート農業の導入に際して重視すること】(認定農業者等)

- 「導入費用」(回答者の89%)
- 「効率化・省力化効果」(同 50%)
- 導入に際しては「費用対効果」を重要視している。

3 農業振興の課題と施策の見直しのポイント

《 背景・現状・問題 》



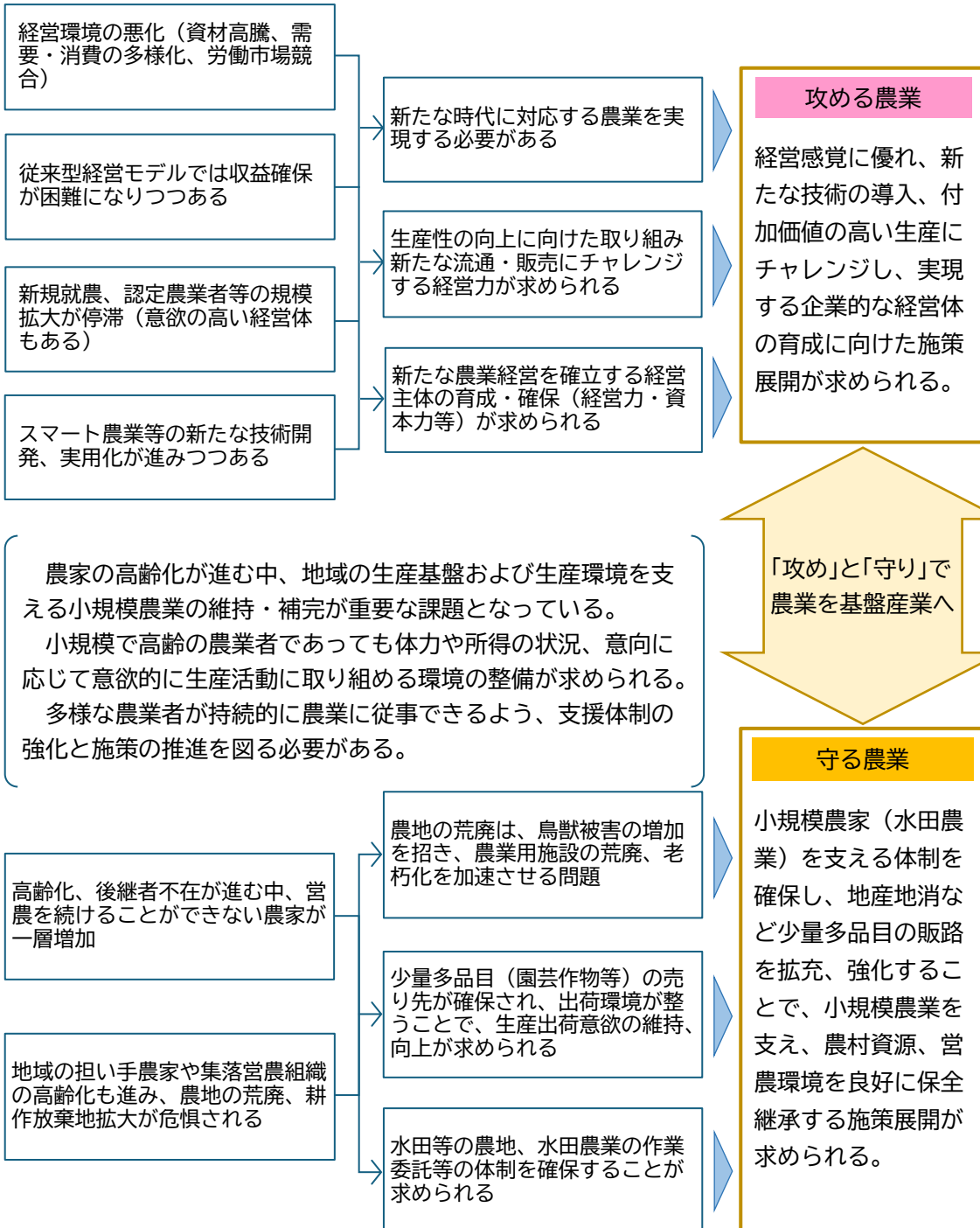
《 施 策 課 題 》

《 展 開 の 方 向 》

～見直しのポイント

急速に変化する生産・販売・経営環境を踏まえ、新たな収益源となる生産体制の確立およびそれを担う経営体の育成並びに確保が喫緊の課題である。

併せて、若者が農業を他産業と同様に魅力的な就業先と認識し、意欲的に就業できる環境整備が必要である。



第2章 基本方針

第1節 農業振興の基本方針

1 庄原市農業のめざす姿

【振興テーマ】

つなぐ力、広げる未来 ～攻めと守りではたす持続可能な農業～

《農業の基盤産業化・農業で里山の価値を未来へ紡ぐ》

本市の農業のめざす姿は、「戦略型成長農業（攻める農業）」と「地域承継型農業（守る農業）」の2本柱をバランスよく成長させることにあります。

「戦略型成長農業」としては、地域の豊かな自然環境と広大な農地資源を活用し、高付加価値化と効率化を積極的に推進します。庄原市独自の気候や土壌特性を活かした特色ある農産物のブランド化に取り組み、市場での競争力を高めます。また、新商品・新商品の開発やオンライン販売等を活用した販路開拓にも注力し、農業の成長力を高めていきます。さらに、経営規模の拡大を促進し、ICTやスマート農業技術の導入による省力化・生産性向上を実現します。若手や女性の農業者育成、新規参入者の支援を積極的に行うことで、持続可能な農業経営の担い手を増やしていきます。

「地域承継型農業」としては、環境保全と地域の持続性を重視した取り組みを徹底します。化学肥料や農薬の適正使用と有機質肥料の活用によって環境負荷の低減に努めます。また、地域農業ネットワークの強化を図り、生産者同士の協力体制や農業法人・生産組織の連携によって経営の安定性を支えます。特に農作業受託事業者の役割は重要であり、これにより高齢化や人手不足が進む農業現場において効率的かつ安定的な作業体制を確保し、耕作放棄地の増加抑制を図ります。また、産直市への出荷を促す取り組みを進めることで、生きがいとしての農業に生産意欲を呼び起こし、地域活力の持続的発展に努めます。地域承継型農業では本市の農業が環境と共生しながら、地域社会の基盤を支える持続可能な産業として確立することをめざします。

このように本市の農業は、「戦略型成長農業」で新たな価値創造と成長を図りつつ、「地域承継型農業」で農地保全や地域の持続可能性を堅持することで、多面的な発展を遂げていくことが求められています。

「戦略型成長農業」と「地域承継型農業」の両方に係る施策は「地域密着型成長戦略農業」として位置づけます。

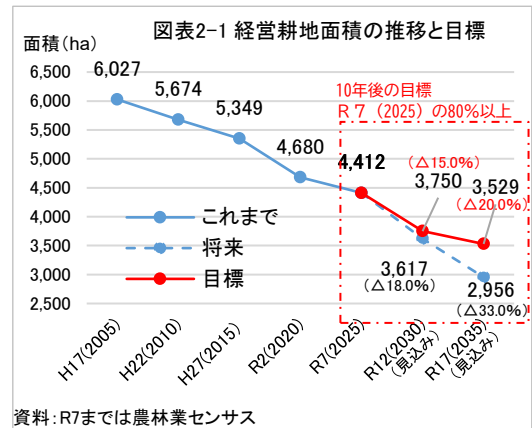
「地域密着型成長戦略農業」は、深刻化している有害鳥獣（イノシシ、シカ等）による農作物被害の低減に向け、関係機関と連携のもと情報共有を行い、必要な対策を進めます。また、高齢化や人口減少による農業従事者の減少は、農地の荒廃だけでなく、農道・水路・ため池などの農業用施設の維持管理にも深刻な影響を与えることから、地域の農業団体との連携強化を中心とした営農活動を継続する体制づくりに取り組みます。さらに、高校や大学などの教育機関と連携した農業教育プログラムを進めるとともに、義務教育課程でも地域農業者から農業の伝統や知識を学ぶ機会を設け、次世代農業者の育成・確保に努めます。

2 振興指標(KGI)

指標(KGI)	現状	中間年目標	目標	備考
	令和6(2024)年度	令和11(2029)年度	令和16(2034)年度	
経営耕地面積	4,412ha	3,750ha	3,529ha	面積の減少を抑制

本市の農業従事者の80%以上が65歳以上という現状があり、今後10年間で多くの経営体が引退時期を迎え、経営耕地面積は令和7(2025)年の70%以下に落ち込む可能性があります。

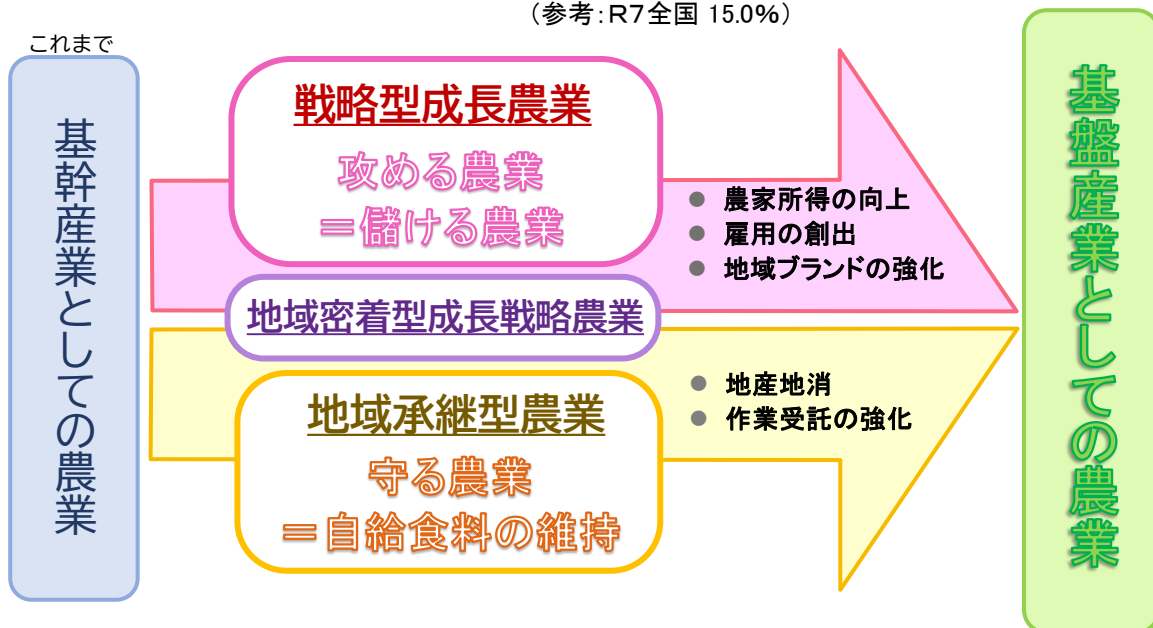
このような中、国では「担い手(認定農業者や集落営農法人)」が利用する面積の割合を8割以上に高めることを国家目標として掲げています。本市においても国の指針に沿って「経営耕地面積80%以上」を維持するため、10年後の農地利用の姿を描く「地域計画」を基本に据え、「戦略型成長農業」と「地域承継型農業」の2本柱の施策により農地維持に向けた取り組みを進めていきます。



【戦略型成長農業のKPI】

1千万円以上の農産物販売金額の経営体割合
4.7% (令和7(2025)年速報値) ⇒ 19.0%以上 (令和16(2034)年)

(参考: R7全国 15.0%)



【地域承継型農業のKPI】

一般農家の農業従事に対する満足度の向上

3 施策体系

施策体系は、「戦略型成長農業」、「地域承継型農業」の2つを柱に、両方に共通する施策を「地域密着型成長戦略農業」として、大きく3つの枠組みで構成します。

I 戦略型成長農業

方針1 生産性の革新と労働効率の向上による持続可能な農業の実現【目的：労力削減と収益の向上】

1-i 生産効率と品質の向上

- 1-i-① 高品質な種子及び肥料の選択
- 1-i-② 農業データ(気象・雨量・圃場の地力等)を活用した施肥・病害虫の予防管理
- 1-i-③ 自給飼料(飼料用稲、飼料用トウモロコシ)の生産力の強化
- 1-i-④ 飼養環境の改善と飼養管理の最適化

1-ii 作業負担の軽減

- 1-ii-① スマート農業機械の導入推進
- 1-ii-② 農地の集約化と効率的な活用促進

1-iii 大学等と連携したイノベーションの促進

- 1-iii-① 地域特性に応じた農畜産物や自給飼料の開発
- 1-iii-② 低コストで高品質な輸送・保管方法の最適化法の開発
- 1-iii-③ 地域農業ニーズの把握と実証事業の促進

1-iv 経営の安定化

- 1-iv-① 農業経営計画に基づく機械施設導入支援の強化

方針2 企業の農業ビジネス参入と次世代の農業人材の育成 【目的：雇用の創出】

2-i 農業経営体の経営基盤強化と企業の農業参入促進

- 2-i-① スマート農業分野への投資拡大促進
- 2-i-② 農業収益モデルの多様化支援(6次産業化)
- 2-i-③ 次世代農業者間のコミュニティ形成の促進
- 2-i-④ 企業参入による比婆牛素牛一貫肥育体制の構築

2-ii 農業従事者の育成

- 2-ii-① 認定新規就農者の段階的育成
- 2-ii-② 市内教育機関との連携による経営安定化に向けた啓発・教育
- 2-ii-③ スマート農業技術教育の推進

方針3 高付加価値農畜産物の普及と発展 【目的：生産量と品質の向上】

3-i 高付加価値農畜産物の導入

- 3-i-① 果物(シャインマスカット、ブルーベリー等)の栽培推進
- 3-i-② 野菜(フツーツトマト、ベビーリーフ等)の栽培推進
- 3-i-③ 食用花(パンジー、ナデシコ等)の栽培推進

3-ii 新たなブランド製品の創出

- 3-ii-① 地域資源を活用した新産品(新商品)の開発

3-iii 既存ブランド製品の強化・拡充

- 3-iii-① 庄原ブランド米及び比婆牛の生産規模拡大の推進

I 戦略型成長農業(つづき)

方針4 農畜産物の流通と販売ネットワークの多様化 【目的：販売強化】

- 4- i 流通プロセスの効率向上
 - 4- i -① コールドチェーン(高機能冷蔵設備)対策の強化支援
 - 4- i -② ICTを活用した受発注及びトレーサビリティシステムの導入促進
- 4- ii 販売チャネルの拡大
 - 4- ii -① 定期購買モデル(サブスクリプション)の導入促進
 - 4- ii -② SNS及び動画マーケティングの強化促進
 - 4- ii -③ 飲食店及び小売店との協力関係の強化

方針5 観光交流型産直市における販売促進を通じた収益性向上に向けた取り組み【目的：収益の向上】

- 5- i 地域連携の強化
 - 5- i -① 産直市と生産者との連携深化による商品ラインナップの強化
 - 5- i -② 安全・安心な規格外商品の販売促進
- 5- ii 販売方法の多様化
 - 5- ii -① 直売及びオンライン販売の活用を通じた販路の多様化

方針6 農業の働き手不足解消に向けた戦略的アプローチ【目的：雇用の創出】

- 6- i 農業従事者及び非農業従事者への新たな雇用機会の創出
 - 6- i -① 求人アプリ等を利用した農業従事者の特定雇用促進

方針7 農作業の受託による生産性の最適化と持続的農地管理の実践 【目的：労力削減】

- 7- i 持続可能な農地管理
 - 7- i -① 地域計画を活用した農地集積の促進

II 地域承継型農業

方針1 農作業のアウトソーシングによる生産性の最適化と持続的農地管理の実践【目的：労力削減】

- 1- i 農作業の委託による労力の効率化
 - 1- i -① 農作業受託事業者の業務受託範囲の拡大
 - 1- i -② 農作業受託事業者におけるスマート農業機械の導入促進
 - 1- i -③ 農作業受託事業者の経営戦略における人員確保などの進化

方針2 地域密着型産直市における製品の安定供給と出荷者拡大に向けた取り組み【目的：地産地消の推進】

- 2- i 地域製品の安定供給
 - 2- i -① 農産品の安定生産に向けた栽培研修の実施
 - 2- i -② 安全・安心な規格外商品の販売促進
- 2- ii 出荷者と産直市の協力関係の強化
 - 2- ii -① データ分析を活用した農産物出荷及び販売戦略の調整促進

II 地域承継型農業(つづき)

方針3 農畜産物の地産地消の取組 【目的：収益の向上】

- 3- i 生産農家への地産地消の取り組み推進
 - 3- i -① 地産地消における教育・研修プログラムの実施
 - 3- i -② 生産者への経済的インセンティブ(補助金など)の強化
- 3- ii 地域産品を積極的に活用する事業所の普及促進
 - 3- ii -① 地産地消推進店登録事業を通じた消費者信頼の向上
 - 3- ii -② 持続可能性の確保(SDGs)を促進するためのメッセージング
 - 3- ii -③ 学校や社会福祉施設等の大型事業所における地域産品の利用促進

方針4 農業の働き手不足解消に向けた戦略的アプローチ 【目的：雇用の創出】

- 4- i 農業従事者及び非農業従事者への新たな雇用機会の創出
 - 4- i -① 農福連携を通じた新たな雇用機会の創出と人材確保

III 地域密着型成長戦略農業

方針1 生産性の革新と労働効率の向上による持続可能な農業の実現 【目的：労働力削減と収益性の向上】

- 1- i 生産効率と品質向上及び作業負担の軽減
 - 1- i -① 鳥獣被害の低減に向けた取り組み

方針2 農作業のアウトソーシングによる生産性の最適化と持続的農地管理の実践 【目的：労力削減】

- 2- i 持続可能な農地管理
 - 2- i -① 地域の農業団体との連携強化による地域資源の最適化

方針3 農業の働き手不足解消に向けた戦略的アプローチ 【目的：雇用の創出】

- 3- i 地域の農学と連携した教育
 - 3- i -① 地元の教育機関との連携による農業教育プログラムの実施
 - 3- i -② 高齢者から若手への農業技術・知識承継プログラムの実施

方針4 環境に配慮した持続可能な農業の推進 【目的：収益と品質の向上】

- 4- i 有機農業の推進
 - 4- i -① 化学肥料及び農薬の使用削減と有機農法の導入推進

第3章 基本計画

第1節 戦略型成長農業

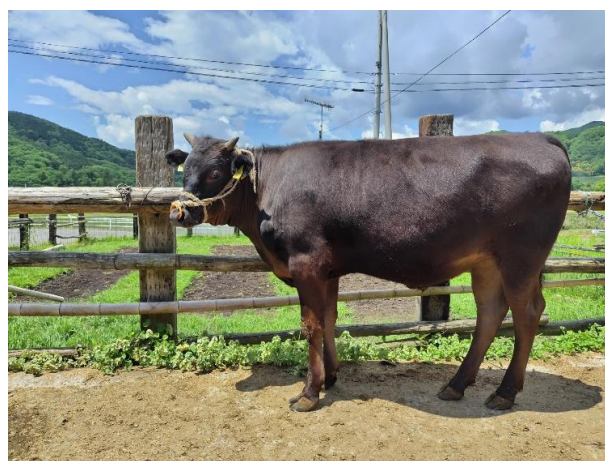
指標 (KPI)

指標 (KPI)	現状	中間年目標	目標	備考
	令和6(2024)年度	令和11(2029)年度	令和16(2034)年度	
1,000万円以上の農産物販売金額の経営体割合	4.7%	8.0%以上	19.0%以上	

農業所得は生産物販売額の約40%に相当することから、販売額が1,000千万円以上の農家数割合を全国統計数値（令和7（2025）年：15.0%）以上に引き上げます。日本のサラリーマン（給与所得者）の平均年間所得は460万円（令和5（2023）年民間給与実態調査：国税庁）で、月所得にすると月々約38万円となります。

認定農業者の目標所得は450万円以上であることから、本市が進める戦略型成長農業では主業農家の農家所得を500万円（月換算で約41万円）以上に設定し、稼ぐ農業に向けて取り組みます。

なお、一般的な4人家族（夫婦2人＋子ども2人）の生活費は約29万円（令和6（2024）年家計調査報告書（総務省））であることから、目標指標（KPI）の達成は農業が職業として成り立つ生業になると言えます。



方針1 生産性の革新と労働効率の向上による持続可能な農業の実現

【目的：労力削減と収益の向上】

≪■背景・□ねらい≫

- 近年、農業を取り巻く環境は多様かつ複雑化しています。人口減少や高齢化に伴う農業従事者の減少、気候変動による生産リスクの増大、食料自給率の低下など、農業の持続可能性を確保する上で多くの課題に直面しています。
- 国内外の需要変化や消費者の安全・品質志向の高まりも農業経営に影響していることから、効率的かつ高品質な農畜産物の生産体制を構築し、地域経済の活性化と食料安全保障の強化を図る必要性が高まっています。
- 農業経営規模の拡大につなげるためには、生産効率と農産物の品質向上により、高額販売と生産量の増加を達成し、安定した経営につなげることが重要です。このため、優れた種子や肥料の活用、農業データによる適切な施肥や病虫害管理の強化、自給飼料の生産強化、飼養管理の最適化を図ることで、農業の持続的な発展と地域経済の活性化を実現します。
- 農業の担い手不足が顕著であることから、農作業の省力化を図り、労働力不足を補うことが必要なことから、スマート農業機械の導入や農地の集約化による作業効率の向上を進めます。
- 地域特性に応じた農畜産物や自給飼料の開発と低コストで高品質な輸送・保管方法を確立します。また、地域のニーズを的確に把握し、実証事業や支援を通じて技術の普及と経営の安定を支援することで、安心安全な食料供給と持続可能な農業経営の実現を目指しています。
- 経営の安定化のため、農業経営計画の作成支援やこれに基づく機械施設の導入に対し支援を行う事で、計画の実効性を確立します。

～施策の展開方向～

- 1-i 生産効率と品質向上
- 1-ii 作業負担の軽減
- 1-iii 大学等と連携したイノベーションの促進
- 1-iv 経営の安定化

≪施策の内容≫

1-i	生産効率と品質向上
① 高品質な種子及び肥料の選択	
<p>新たな食料・農業・農村基本計画に定める「食料自給力の確保」のため、品種開発(多収性品種、気候変動に対応する品種など)された種苗の導入を進めます。加えて、必要な栄養素を含む肥料を選ぶことで、収穫時の品質や収量の向上に期待できることから、適切な肥料の使用に向け、JAと連携した営農指導を強化します。</p>	
② 農業データ(気温・雨量・圃場の地力等)を活用した施肥・病虫害の予防管理	
<p>気温や雨量などの気象データを分析し、病虫害の発生リスクを予測し、最適な農薬の散布時期を決定することで、効果的な病虫害防除を進めます。また、圃場の地力データを分析し、適切な施肥を行います。</p> <p>これにより、労働力と生産コストの低減を図るとともに、農作物の品質を保ちながら環境負荷の軽減に向け、営農指導に農業データアプリなどの活用を取り入れ、農業従事者への普及を進めます。</p>	

③ 自給飼料（飼料用稲・飼料用トウモロコシ）生産力の強化

輸入資材の価格の高止まりによる経営への影響緩和のため、飼料用稲や飼料用トウモロコシなどの飼料作物の市内での栽培面積を拡大する取り組みを行います。

特に、飼料用稲はTMRセンターで製造される混合飼料の主原料であり、栽培研修を通じて堆肥散布や植え付けなどの栽培ノウハウを指導し、収穫量と品質の向上に努めます。

また、獣害被害対策や、高価な収穫機の導入が必要な飼料用トウモロコシの栽培普及に向けた支援施策を充実するとともに、流通拡大に向けた取り組みを進めます。

④ 飼養環境の改善と飼養管理の最適化

畜産経営において、適切な飼養環境を整備することは、質の高い畜産物の生産だけでなく、飼養者の労働環境の改善や、家畜の病気の発生を予防することにもつながります。

このことから、畜舎や堆肥舎の新設及び増改築、付帯設備の設置等を支援することで、生産規模の拡大や飼養衛生管理基準の遵守に向けた取組の充実を図ります。

また、適切な堆肥処理を進めるため、地域堆肥センターの施設整備や機械導入に対する支援を強化します。

1 - ii 作業負担の軽減

① スマート農業機械等の導入推進

生産現場においては、体力的に負荷の高い農作業の省力化や、経験が必要な栽培管理のデータ化等により、誰でも適正な栽培管理が行え、生産性の向上につながるなど、先進的な技術の活用が求められています。特に、農業従事者の減少や、大規模化による農作業の負担は増大し、その対応は大きな課題となっています。

そこで、作業の省力化や効率化に取り組み、あわせて適正な栽培管理を行い安定した農業経営を図るため、スマート農業機械、機器、IOTを活用したシステム等の導入を支援します。

② 農地の集約化と効率的な活用促進

農地の集約化を進めることで、作業効率が向上し、農業の生産性の向上による生産コスト削減が期待できます。

これに向け、地域計画のブラッシュアップを進めることで、農地の流動化の促進と集積を図ります。さらに、スマート農機の効率的な活用に向けた圃場の整備を推進します。

1 - iii 大学等と連携したイノベーションの促進

① 地域特性に応じた農畜産物や自給飼料の開発

本市の気候、土壌等の地域特性に応じた農畜産物や自給飼料の開発を推進するとともに、これらの栽培技術を導入し、持続可能な農業の推進を図ります。

また、地域経済の活性化に寄与するため、産学官の連携による新たな産品開発と普及に取り組めます。加えて、広島県が行っている飼料作物の開発・栽培指導や広島県種雄牛の造成について、積極的な情報共有を図るとともに、取組の加速化を要請します。

② 低コストで高品質な輸送・保管方法の最適化法の開発	
<p>農産品の品質を維持したまま消費者に届ける新たな保管方法と輸送方法を開発することで、農産品の廃棄リスクを無くすとともに、高品質を謳いながら安定した価格での販売につなげることができます。</p> <p>あわせて、ICT技術を使った市場ニーズの分析による需要予測と、輸送状況や在庫管理を一元的に管理できるシステムを構築することで、農産物を効率的に販売することができ、収益の向上につながることから、産学官の連携による研究を進めます。</p>	
③ 地域農業ニーズの把握と実証事業の促進	
<p>本市は市域面積が広大で、地域ごとに気候や土壌等の条件に違いがあり、抱える課題も異なっています。</p> <p>このため、産学官連携によって、各地域における課題の把握と課題解決のための新技術の導入に向けた実証事業を進めることで、より効率的で効果的な栽培方法の構築を目指します。</p>	
1-iv	経営の安定化
① 農業経営計画に基づく機械施設導入支援の強化	
<p>農業経営の持続的な発展のため作成する営農計画や農業経営改善計画に計上する機械施設の導入に関し、国・県の支援事業を中心に活用することはもとより、市単独の支援制度により、優良な経営体の増加を目指します。</p>	

≪ 施策の目標（指標） ≫

指標 (KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
水稲作付面積	2,899.2ha	2,609.2ha
WCS用稲の栽培面積	308.8ha	400.0ha
飼料作物の栽培面積 (飼料用トウモロコシ、多年生牧草)	72.99ha	130.0ha
子牛出荷頭数	984頭	1180頭
生乳出荷量	9,505t	10,455t
スマート農業機械導入件数 (補助金活用件数)	8件	30件
大学等との農業分野の研究件数	3件	10件

方針2 企業の農業ビジネス参入と次世代の農業人材の育成 【目的：雇用の創出】

◀ ■背景・□ねらい▶

- 近年、農業分野は少子高齢化や後継者不足、気候変動による影響、生産コストの増加など多くの課題に直面しています。これに伴い、従来の農業形態だけでは持続可能な発展が難しくなっており、技術革新や経営の多角化が強く求められています。
- スマート農業技術の導入による効率化や、生産から販売までを一体化した6次産業化による付加価値の創出は、地域農業の活性化に向けた重要な方策です。また、新規就農者育成や次世代農業者の連携、地域企業の参入促進が、地域全体での競争力強化と農業経営の安定化に繋がると期待されています。
- 経営体に対してスマート農業分野への投資拡大を促すことで、最新の技術による生産効率や省力化を促進し、地域農業の持続的な発展と収益力の強化を図ります。
- 6次産業化を通じて農業の収益モデルを多様化し、生産から販売までの工程を一体化させることで付加価値を創出します。加えて、次世代農業者間のコミュニティ形成を促進し、情報共有や連携を強化することで、人材育成と地域全体の活性化を目指します。
- 企業参入による比婆牛の一貫肥育体制の検討を進め、比婆牛素牛生産頭数の増加と飼育技術の向上を進めます。併せてブランド力向上による消費者ニーズに応えるため、安定した供給体制の確立をめざします。
- 認定新規就農者については、段階的な育成支援を行い、着実な就農定着と経営の安定化を支援するとともに、市内の教育機関と連携し、啓発や教育活動を強化することで、農業への理解促進と経営ノウハウの普及を進めます。

～施策の展開方向～

- 2-i 農業経営体の経営基盤強化と企業の農業参入促進
- 2-ii 農業従事者の育成

◀ 施策の内容 ▶

2-i	農業経営の経営基盤強化と企業の農業参入
① スマート農業分野への投資拡大促進	
<p>持続可能な農業の推進に向け、既存の農業経営体の経営基盤を強化するとともに、新たな企業の農業参入を促進します。</p> <p>このため、作業の省力化や効率化を目的としたスマート農業機器等の導入の支援拡充による機械利用の促進を図ります。</p> <p>また、新技術の実証事業の成果を検証するとともに、農業経営体や企業へこれらの情報を提供することにより、新技術の導入に向けた理解を深め、投資意欲を高めることにより、スマート農業分野への投資拡大を促進します。</p>	

② 農業収益モデルの多様化支援（6次産業化）

農産物の生産だけでなく、加工や販売も行うことで農産物の付加価値向上を図ることで、収益を向上させ、安定的な経営を確立することができることから、こうした取組に対して支援を行うとともに、観光農園の開設や農業体験イベントの実施といった新たな収入源の確保に向けた取り組みを進めます。

③ 次世代農業者間のコミュニティ形成の促進

高品質な農産物生産につながる栽培技術の向上や農業者の課題解決のため、新規就農者等のワークショップやセミナーの開催、農業技術や経営ノウハウの情報交換の場の提供など、次世代の農業者間のコミュニティ形成を促す取り組みを進めます。

④ 企業参入による比婆牛素牛一貫肥育体制の構築

高齢化や後継者不足により畜産農家が減少しているとともに、和牛の飼育頭数も減少していることから、企業参入による比婆牛素牛の増産を検討します。併せて、一貫肥育体制の構築により、確実に比婆牛素牛の生産規模を拡大し、ブランド和牛肉である比婆牛の供給体制を確立します。さらに、こうした大規模経営体で新たな雇用創出を図るとともに若手畜産事業者の育成の場の創出を目指します。

2-ii 農業従事者の育成

① 認定新規就農者の段階的育成

近年の資材高騰等による農業経営のリスクと、初期投資の増加から、認定新規就農者の確保が困難となっていることから、就農啓発を強化するとともに、就農準備、就農初期、就農定着段階と、段階別に国・県の事業の活用と合わせ、市独自の支援策を補完事業として構築し、積極的な担い手確保を進めます。

② 市内教育機関との連携による経営安定化に向けた啓発・教育

関係機関と連携して、県立庄原実業高等学校（以下、「庄原実業高校」という）・県立農業技術大学校（以下「農業技術大学校」という）の学生・生徒を対象に、農産物の生産技術のみならず、加工や販売、経営に関する知識習得に向けたカリキュラムを構築し、経営能力向上に向けた啓発・教育を推進します。

また、認定農業者等の協力を得て、若手農業従事者や学生・生徒が実際の農業経営を学ぶ場を創出します。

③ スマート農業技術教育の推進

庄原実業高校や農業技術大学校で、ドローンやAI等を活用した農業技術を理解し実践するため、関係機関と連携しカリキュラムを構築し、活用を図ります。

《施策の目標（指標）》

指標 (KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
農業への参入企業の数	11経営体	20経営体
認定新規就農者数(H17～R6の延べ人数)	68人	108人
45歳以下の認定農業者数 (認定新規就農者含む)	41人	50人



方針3 高付加価値農畜産物の普及と発展

【目的：生産量と品質の向上】

◀■背景・□ねらい▶

- 庄原地域の農畜産業は、従来の大量生産型の農産物が市場での価格競争にさらされ、地域農業の収益力が低下する課題に直面しています。一方で、消費者の健康志向や品質重視の高まりに伴い、高付加価値の農畜産物への需要が増加しています。
- 庄原地域には豊かな自然環境や伝統的なブランドである庄原ブランド米、比婆牛といった地域資源が存在しているにもかかわらず、これらの資源を十分に活用しきれていない状況があります。
- 高付加価値農畜産物の栽培を推進することで、地域農業の収益性を高め、競争力のある農産物の生産基盤を構築します。また、地域特有の資源を活かした新たな製品の開発により、地域のブランド製品の確立を図ります。
- 既存ブランドの生産規模を拡大し、需要に応じた安定的な供給体制を確立することで、農業所得の向上や地域雇用の創出を促進します。

～施策の展開方向～

- 3-i 高付加価値農畜産物の導入
- 3-ii 新たなブランド製品の創出
- 3-iii 既存ブランド製品の強化・拡充

◀施策の内容▶

3-i	高付加価値農畜産物の導入
① 果物の栽培推進	<p>希少性の高いフルーツ(シャインマスカットやブルーベリーなど)で、消費者ニーズに合った果物の栽培による経営安定を目指し、新規参入者や規模拡大を目指す農業者に対して施設整備などの支援を行います。</p> <p>また、今後の気候変動を考慮するとともに地域の気象・土壌に適した新たな果物の栽培推進に取り組んでいきます。</p>
② 野菜の栽培推進	<p>市場ニーズに応じた高付加価値野菜(フルーツトマトやベビーリーフなど)の栽培を推進するとともに、有機農法を積極的に取り入れ、安全・安心な野菜の栽培に取り組む農業者に対して、施設整備などの支援を行います。</p> <p>また、今後の気候変動を考慮するとともに地域の気象・土壌に適した新たな高収益作物の栽培推進に取り組んでいきます。</p>
③ 食用花の栽培推進	<p>食用花(パンジー、ナデシコなど)は見た目が華やかで、ビタミンやミネラルが豊富なため、健康に良い農産物であり、ブランド化を進めます。</p> <p>また、今後の気候変動を考慮するとともに地域の気象・土壌に適した品種の選定や栽培推進に取り組んでいきます。</p>

3-ii	新たなブランド製品の創出
	<p>① 地域資源を活用した新商品（新商品）の開発</p> <p>JAひろしまと協働して推進してきた園芸振興作物である「ほうれん草」、「アスパラガス」、「だいこん」、「青ねぎ」、「トマト」、「菊」に加え「夏秋いちご」、「キャベツ」を継続して推進します。</p> <p>また、地域の気候・土壌にあった作物を、地域の推進園芸作物として推進するよう検討するとともに、地域の特産物を掘り起こし、地元農業者や関係団体と連携したワークショップを開催し、新商品創出に向けたアイデアや試作品の開発を行います。</p> <p>さらに、地域のブランディングと効果的なマーケティング戦略により販路拡大に取り組むとともに、地域の魅力を活かした独自商品の開発を目指します。</p>
3-iii	既存ブランド製品の強化・拡充
	<p>① 庄原ブランド米及び比婆牛の生産規模拡大の推進</p> <p>本市の主要農産物である米を有利に販売するため、ブランド化を目的とした、生産方式の導入やPR活動の取り組みを推進し、併せて、これらブランド米の生産規模拡大と、生産者の増加を目指した取り組みを進めます。</p> <p>和牛肉ブランドとして推進してきた比婆牛については、繁殖農家及び酪農家への比婆牛素牛生産支援を強化し、生産頭数の増頭を目指します。</p> <p>加えて、販路拡大に向けたマーケティング調査を充実させ、地域ブランド製品の消費拡大に取り組めます。</p> <p>また、既存の地域特産品である野菜、果樹、乳製品などの増産に向けた生産支援と、市場調査、地域ブランディングによる販路の拡大を目指します。</p>

＜施策の目標（指標）＞

指標 (KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
庄原ブランド米 ^{※1} 栽培面積	61.09ha	120.00ha
安心！ひろしまブランド認証制度の取り組み農家数	19件	25件
米の生産量 ^{※2}	14,900t	15,000t
高付加価値作物を栽培する認定農業者数	3件	10件
比婆牛素牛出荷頭数(乳用牛からのET産子含む)	290頭	300頭
比婆牛認証頭数	222頭	300頭

※1 庄原ブランド米栽培面積とは、庄原市ブランド米推進協議会構成員が作付けする面積。

※2 米の生産量(飼料用除く)は、作物統計(農林水産省)による

方針4 農畜産物の流通と販売ネットワークの多様化

【目的：販売強化】

◀■背景・□ねらい▶

- 食品の品質保持や食品ロス削減に対する社会的な関心が高まる中、特に温度管理が重要となる冷蔵・冷凍品の流通において、コールドチェーン(高機能冷蔵設備)対策の強化が求められています。これに加えて、業務効率化や在庫管理の高度化を図るために、ICT技術を活用した受発注やトレーサビリティシステムの導入が急務となっています。
- SNSや動画によるマーケティングの効果が大きくなる中、これらを活用した販促活動の強化が必要とされています。また、飲食店や小売店などの販売パートナーとの協力関係を強化し、安定的な供給体制と販路拡大を実現することが、地域経済の活性化にも寄与する重要な要素となっています。
- 農産物生産の生産管理、流通にかかる農産物の品質維持等、高品質を維持したうえで、消費者に届けられる流通プロセスの構築と、ニーズに応じた農産物生産を行う事で効率的な農業活動を図ります。
- SNSや動画を活用したマーケティング施策を強化し、消費者への情報発信を通じて商品の魅力を高め、購買意欲の向上を目指すとともに、飲食店・小売店との連携を深めることで、地域全体の経済活性化と持続可能なビジネスモデルの構築を促進します。

～施策の展開方向～

- 4-i 流通プロセスの効率向上
- 4-ii 販売チャンネルの拡大

◀施策の内容▶

4-i	流通プロセスの効率向上
	<p>① コールドチェーン（高機能冷蔵設備）対策の強化支援</p> <p>都市部へ農産物の流通を拡大するためには、徹底した温度管理による品質保全が必要です。これを実現するために、市内の流通業者や販売業者が庄原産農畜産物を保管・保存するための高機能冷蔵設備の導入を支援します。</p> <p>こうした取り組みにより、飲食店を含む都市部の消費者に対して庄原産農産物を高品質で提供する流通ネットワークを構築していきます。</p>
	<p>② ICTを活用した受発注及びトレーサビリティシステムの導入促進</p> <p>農産物の生産管理が重要となる中、生産者と小売店の情報共有を進め、消費者が安心して農産物を購入することができる仕組みづくりとしてICTを活用した受発注及びトレーサビリティシステムの導入を推進します。</p>

4 - ii 販売チャネルの拡大	
① 定期購買モデル（サブスクリプション）の導入促進	<p>定期購買モデル(サブスクリプション)を活用することで、生産者や小売店は安定した収益を確保できるほか、農産物の生産計画が容易になります。</p> <p>また、季節ごとの新鮮な野菜を提供することで、顧客の満足度を高めることができます。</p> <p>このため、生産者と流通業者のマッチングを支援し、出荷体制を構築することで、農産品の出荷販売額の向上を目指します。</p>
② SNS及び動画マーケティングの強化促進	<p>SNSや動画マーケティングの活用は、消費者にとって、新たな情報取得方法として確立しつつあります。情報発信ツールを選択・活用することで、製品の認知度と購買意欲の向上を目指すため、生産者や飲食店、販売業者に対して、あらたな情報発信の構築に係る支援を行います。</p>
③ 飲食店及び小売店との協力関係の強化	<p>庄原DMOと連携したブランディング戦略により、農産物のブランド力の向上と、これを活用した飲食店でのメニュー開発により、販売チャネルの拡大を目指します。</p> <p>また、飲食店と小売店及び生産者との連携により、新鮮で安価な農畜産物の提供ができるよう、流通・販路の確立を図ります。</p>

≪施策の目標（指標）≫

指標(KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
サブスクリプション実施生産者数	2件	20件
ICTを活用したシステムの導入件数	3件	15件
安心！広島ブランド トレーサビリティシステム認証件数	0件	15件
SNSや動画での発信件数	86件	400件

方針5 観光交流型産直市における販売促進を通じた収益性向上に向けた取り組み

【目的：収益の向上】

≪■背景・□ねらい≫

- 消費者は新鮮さや安全性に加え、多様な商品への関心が高まっている一方で、農産物の規格外品が増加し、見た目の基準によっては市場流通が制限されることで食品ロスや経済的損失が生じています。また、従来の直売所中心の販路は限られており、デジタル技術の進展にもかかわらずオンライン販売の活用が十分でない現状があります。
- 生産者と産直市が密接に連携し、多様で魅力的な商品ラインナップの充実と安全・安心な規格外商品の販売促進により、食品ロスの削減と生産者の収益向上を図ります。
- 直売所に加えてオンライン販売を積極的に活用することで販路を多様化し、より多くの消費者に商品の魅力を届けることを目指すことにより、消費者満足度の向上を実現していきます。

～施策の展開方向～

- 5-i 地域連携の強化
- 5-ii 販売方法の多様化

≪施策の内容≫

5-i 地域連携の強化	
①	<p>産直市と生産者の連携深化による商品ラインナップの強化</p> <p>産直市と生産者の情報共有の強化を図ることで、消費者のニーズを踏まえた農産物の生産・加工・出荷を行うことができます。</p> <p>このため、季節ごとの旬の農産物や、地域独自の特産品の取り扱いを充実させ、魅力的な商品のラインナップができるシステムづくりを進めます。</p>
②	<p>安全・安心な規格外商品の販売促進</p> <p>見た目やサイズの違いがある規格外品について、消費者が安心して購入できるよう、説明や表示の工夫を行い、品質や安全性に問題がないことの周知など、フードロス削減に貢献する販売手法を検討します。</p>
5-ii 販売方法の多様化	
①	<p>直売及びオンライン販売の活用を通じた販路の多様化</p> <p>地元だけでなく、広域からの新たな顧客確保により、販売量及び販売額の増加を目指し、直売所での対面販売に加え、インターネットを活用したオンライン販売などを強化し、販路拡大に取り組めます。</p>

≪施策の目標（指標）≫

指標 (KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
観光交流型産直市 ^{※1} の売上額	572,000千円	900,000千円
通販サイト ^{※2} の販売額	8,860千円	26,580千円

※1 観光交流型産直市:「道の駅たかの(高野)」

※2 通販サイト:「道の駅たかのONLINE」、「里山・庄原セレクトショップ」

方針6 農業の働き手不足解消に向けた戦略的アプローチ

【目的：雇用の創出】

《■背景・□ねらい》

- 農業従事者の高齢化が進み、若年層の就農者が減少しているため、農業分野の担い手不足が顕著となっています。また、農業の労働環境は長時間労働や身体的負担が大きいことから、若い世代にとって魅力的な職場とは言い難い現状があります。こうした中で、求人アプリなどのデジタルツールの活用が遅れていることもあり、効率的な人材採用が十分に進んでいない状況です。
- 多様な人材が農業に参入しやすい環境づくりのため、求人アプリ等を活用して、農業経営者が求める様々な就農形態を提示することにより、新たな雇用機会の創出を進めます。

～施策の展開方向～

- 6-i 農業従事者及び非農業従事者への新たな雇用機会の創出

《施策の内容》

6-i	農業従事者及び非農業従事者への新たな雇用機会の創出
①	求人アプリ等を利用した農業従事者の特定雇用促進
	<p>繁忙期の農業従事者の確保が課題となっていることから、求人アプリ(タイミー等)やウェブサイトの活用が有効であることから、農業経営者に対して登録等の利用方法の情報提供を行います。</p> <p>さらに、庄原ファンクラブを活用し、若年層や都市部の人材に向けて、SNS等を利用した情報発信を積極的に行うとともに、副業や半農半Xなど多様な人材の参入と確保に取り組みます。</p>

《施策の目標(指標)》

指標(KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
求人アプリに登録した農業経営者数	67経営体	130経営体

方針7 農作業の受託による生産性の最適化と持続的農地管理の実践

【目的：労力削減】

《■背景・□ねらい》

- 多くの地域で農業従事者の高齢化や後継者不足が進み、小規模な農地が分散していることから、生産性の低下や耕作放棄地の増加が課題となっています。このような背景のもと、単なる農地の集約にとどまらず、地域の自然環境や住民の生活、地域全体のまちづくりと調和した計画的な農地利用が求められています。
- 地域計画の実効性を高めるための施策を展開し、農業者の安定経営を図ります。

～施策の展開方向～

● 7-i 持続可能な農地管理

《施策の内容》

7-i	持続可能な農地管理
	<p>① 地域計画を活用した農地集積の促進</p> <p>地域計画に基づき、農地集積を進める農業者が導入するスマート農業機械に対して支援を行います。</p> <p>また、集積にあたり、圃場の補修や再整備が必要な場合は、各種補助事業の活用を図るとともに、農業経営が円滑に行われるよう支援体制を強化します。</p>

※「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」は、地域の農業の将来像について、農地の利用等を含め地域の農業者等の話し合いによって策定した計画。

《施策の目標（指標）》

指標 (KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
農地所有適格法人の耕作面積	1,058.49ha	1,400ha
農用地の担い手の集積率	30.0%	60.0%

第2節 地域承継型農業

指標(KPI)

一般農家の農業従事に対する満足度の向上

5年毎に実施する本市農業振興に関するアンケートにより、一般農家の農業従事に対する満足度を調査します。

第2期計画での施策評価においては、一般農家や認定農業者から特に必要性が高いとされた施策ほど、不満を感じる声が強いという現状が明らかになりました。この結果は、農業の持続的な発展を実現するためには、単に施策を行うだけでなく、農家が誇りを持ち、生きがいとして営農に励める満足度の高い農業環境の構築が不可欠であることを示しています。地域承継型農業では、農家の声を真摯に受け止め、より質の高い支援策を展開します。

【第2期計画の施策評価での「必要性」上位3施策に係る「満足度」「不満度」】

〈一般農家〉

必要性	施策区分	満足度	不満度
1番目	鳥獣被害対策	5番目	1番目
2番目	多面的機能等維持	1番目	5番目
2番目	地産地消	4番目	8番目

〈認定農業者等〉

必要性	施策区分	満足度	不満度
1番目	鳥獣被害対策	4番目	1番目
2番目	認定農業者等育成支援	3番目	2番目
3番目	新規就農支援	7番目	3番目

方針1 農作業のアウトソーシングによる生産性の最適化と持続的農地管理の実践

【目的：労力削減】

≪■背景・□ねらい≫

- 日本の農業は深刻な担い手不足に直面しており、高齢化が進む一方で若年層の農業参入が十分でないため、生産現場での人手不足が課題となっています。また、限られた労働力の中で効率的かつ高品質な農産物の生産を継続する必要があり、これを実現するためには作業の効率化と生産性向上が不可欠です。
- スマート農業技術の進展により、ICTやロボット、ドローンなどの機械を活用した省力化や精度の高い農作業が期待されていますが、これらの機械導入はコストや技術面での課題も多い状況です。
- 高齢化等により困難となった農作業の受け手を確保し、農業の継続を図るよう進めます。また、スマート農業機械の導入を促進し、農作業の効率化や品質の安定化を図ることで、生産現場の負担軽減を図ります。
- 受託事業者自身の持続的な成長のため、人材確保や育成を図ります。

～施策の展開方向～

- 1-i 農作業の委託による労力の効率化

≪施策の内容≫

1-i 農作業の委託による労力の効率化
① 農作業受託事業者の業務受託範囲の拡大
<p>高齢化による労力減少などにより農作業が困難となり、農業活動が継続できない状況が懸念されています。</p> <p>第三セクターである市農林振興公社(農作業受託者)は、他に受け手のない農地作業を中心に受託しており、これまでの耕起や田植え、防除、刈取等の受託事業に加え、労力が必要な農産物の収穫・運搬、水路清掃などの作業も受託可能な体制を整える取り組みを進めます。</p>
② 農作業受託事業者におけるスマート農業機械の導入促進
<p>農作業受託者が受託面積を拡大するためには、限られた人員で効率的な作業を行う必要があります。それにはスマート農業機械の導入が有効です。しかし、本市のような中山間地域では、小区画・不整形な農地も多く、農作業の効率性が低いため、中山間地域の圃場に適応したスマート農業機械の導入に向けた研究・検討を進めます。</p>

③ 農作業受託事業者の経営戦略における人員確保などの進化

農作業受託事業者の受託面積拡大にあたり、労力の低減を進めるとともに、人員の確保が必要です。

庄原実業高校や農業技術大学校と連携した新規雇用や、副業、半農半X等多様な働き方、高齢者の活躍の場の創出や、外国人労働者の受け入れなど、柔軟な雇用体制の構築を検討します。

《施策の目標（指標）》

指標(KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
市農林振興公社の水稻の作業受託面積 (作業受託面積は、耕起作業、田植作業、防除作業等の延べ面積)	1,075.4ha	1,500ha



方針2 地域密着型産直市における製品の安定供給と出荷者拡大に向けた取り組み

【目的：地産地消の推進】

≪■背景・□ねらい≫

- 消費者に本市の農産物は新鮮で安全・安心であるという啓発が不足しており、消費者がその価値を十分に理解していないことに加え、市内における流通体制が整備されていないため、地元農産品が消費者に届きにくい状況にあります。
- 規格に合わない農産品が廃棄されることは、食品ロスや経済的損失に繋がります。加えて、消費者の嗜好や市場の多様化に対応するためには、従来の経験則に頼るだけでなく、データ分析を活用した効率的な販売戦略の構築が求められています。
- 栽培研修を通じた農家の技術力向上と、安定的で品質の良い農産品の生産を目指します。
- 規格外であっても安全・安心で価値のある農産物の販売を促進することで、食品ロスを削減しつつ農家の収益向上を図ります。
- データ分析を活用して市場の需要に合わせた出荷や価格調整を実施し、効率的で効果的な販売戦略を推進することで、農業経営の持続可能性を高めます。

～施策の展開方向～

- 2-i 地域製品の安定供給
- 2-ii 出荷者と産直市の協力関係の強化

≪施策の内容≫

2-i	地域製品の安定供給
	<p>① 農産品の安定生産に向けた栽培研修の実施</p> <p>良質な農産品の安定生産を目指すために、営農指導員による栽培研修の充実を図ります。 農業者の技術向上と風土に適した栽培技術の習得等、適切な栽培方法の指導により、優良な農産物の安定生産と産直市への供給に繋がります。</p> <p>② 安全・安心な規格外製品の販売促進</p> <p>見た目やサイズの違いがある規格外品について、消費者が安心して購入できるよう、説明や表示の工夫を行い、品質や安全性に問題がないことの周知など、フードロス削減に貢献する販売促進活動を進めます。</p>
2-ii	出荷者と産直市の協力関係の強化
	<p>① データ分析を活用した農産物出荷及び販売戦略の調整促進</p> <p>産直市が持つ、季節ごとの顧客ニーズや人気商品のデータを整理・分析し、生産者へフィードバックすることで、需要に応じた供給が可能となります。 こうした情報を生産者と共有するためのシステム開発に対して支援を行うとともに、市内の産直市をつなぐネットワーク網を整備し、製品の流通拡大を図ります。</p>

≪施策の目標（指標）≫

指標(KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
地域密着型産直市 [※] の農産物販売額	188,000千円	250,000千円
地域密着型産直市の登録者数	570人	700人

※地域密着型産直市:「朝どり市(庄原)」、「きんさい市(東城)」、「比和の特産市場(比和)」、「モーモー物産館(口和)」、「リストアステーション(総領)」

方針3 農畜産物の地産地消の取り組み

【目的：収益の向上】

◀■背景・□ねらい▶

- 地域内で生産された農産物や加工品を地域の消費者が積極的に利用することで、生産者の安定した収益基盤を確保し、地域経済の循環を促進することが求められています。また、消費者の安全・安心志向の高まりや環境負荷低減を目指すSDGs推進の観点からも、地産地消は重要な課題となっています。
- 地域の生産者がより高い品質と安定した生産体制を築けるよう教育・研修プログラムを実施するとともに、補助金などの経済的インセンティブを強化します。
- 庄原市地産地消推進店登録事業を通じて、地元産品の魅力を広く発信し、消費拡大を促します。
- 学校や社会福祉施設など大型事業所における地域産品の利用を積極的に推進し、安定した需要確保によって、地域の活力向上と農業の持続可能な発展を実現します。

～施策の展開方向～

- 3-i 生産農家への取組推進
- 3-ii 農地域産品を積極的に活用する事業所の普及促進

◀施策の内容▶

3-i	生産農家への取組推進
	<p>① 地産地消における教育・研修プログラムの実施</p> <p>地域の農産物や食文化を学ぶ体験型研修を開催し、参加者の理解と関心を深めるとともに、地元生産者との交流や調理実習を取り入れ、持続可能な地域づくりへの意識を育てる取組を進めます。</p> <p>② 生産者への経済的インセンティブ（補助金など）の強化</p> <p>産直市等や学校給食等への出荷に向けた農産物の生産は、小規模農家を中心となっており、経営の拡大等による安定出荷に限界があります。</p> <p>このため、生産経費にかかる機械施設更新等に対して経費の一部を支援することにより、継続した農産物の生産と出荷を進めます。</p>
3-ii	地域産品を積極的に活用する事業所の普及促進
	<p>① 地産地消推進店登録事業を通じた消費者信頼の向上</p> <p>地域の特色を生かした産品の品質や安全性を保証するため、本市独自の基準を設けた地産地消推進店登録事業を推進します。</p> <p>これにより、消費者に対して信頼性の高い商品であることをアピールし、ブランド力の向上や販路拡大につながるよう制度周知を図ります。</p>

② 持続可能性の確保（SDGs）を促進するためのメッセージング

農産物の生産と消費の持続可能性を高める取り組みを研究し進めることで、地域社会全体の意識向上を図ります。

SDGs(持続可能な開発目標)の理念の一つである食品ロスの削減に向け、ICT技術を用いた需要の把握と効果的な在庫管理の取り組みに対して支援を行います。

③ 学校や社会福祉施設等の大型事業所における地域産品の利用促進

子どもたちや高齢者が地元の新鮮な食材に親しむことにより、市内で生産された安全安心なおいしい農産物を認識することが期待されます。

こうした地域産品の利用推進のため、学校給食や社会福祉施設の食事に地元産品を積極的に取り入れる仕組みを関係機関と連携して検討します。

《施策の目標（指標）》

指標 (KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
地産地消推進登録店舗数	63店舗	70店舗

※地産地消推進登録店舗は、保健医療課が定める庄原市健康づくり推進計画が定めるところによる。

方針4 農業の働き手不足解消に向けた戦略的アプローチ

【目的：雇用の創出】

《■背景・□ねらい》

- 地方の農村地域では若年層が都市部へ流出し、高齢化が進むことで、農業の担い手不足が深刻化しています。
- 障害者や高齢者など福祉分野における就労機会はまだ十分に確保されておらず、社会参加や自立支援の観点からも課題が残っています。このような状況の中で、「農福連携」は、農業の人手不足を補うだけでなく、多様な人材に新たな就労の場を提供する有効な手段として注目されています。
- 農業分野における人材不足の解消とともに、障害者や高齢者などが農作業を通じて働く機会を創出し、彼らの社会参加や自立支援を促進する「農福連携」を進めます。

～施策の展開方向～

- 4-i 農業従事者及び非農業従事者への新たな雇用機会の創出

《施策の内容》

4-i	農業従事者及び非農業従事者への新たな雇用機会の創出
	<p>① 農福連携を通じた新たな雇用機会の創出と人材確保</p> <p>農業と福祉の連携を深めることで、農業従事者の確保を図ります。</p> <p>また、障害者等が農作業に関わることで、就労の場が広がり、地域で質の高い自立した生活を営めることにもつながります。</p> <p>推進にあたり、関係者の農福連携に関する理解を深めるとともに、農業経営体と障害者就労施設等とのマッチングなどの仕組みづくりに向け、関係機関と緊密に連携しながら推進していきます。</p>

《施策の目標（指標）》

指標 (KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
農福連携している市内事業所数	2件	8件

第3節 地域密着型成長戦略農業

方針1 生産性の革新と労働効率の向上による持続可能な農業の実現

【目的：労力削減と収益の向上】

≪■背景・□ねらい≫

- 野生のシカやイノシシ、カラスなどが作物を食い荒らすことで、農家の収量が減少し、経済的な損失が深刻化しています。また、被害が繰り返されることで農業経営の安定が脅かされ、農村地域の活力低下や後継者問題にも影響を及ぼしています。
- 関係機関と連携した防除対策に取り組むことで鳥獣被害を低減させ、農業の生産基盤を守り地域の活力を維持することで持続可能な農業経営の実現を目指します。

～施策の展開方向～

- 1-i 生産効率と品質向上及び作業負担の軽減

≪施策の内容≫

1-i	生産効率と品質向上及び作業負担の軽減
	<p>① 鳥獣被害の低減に向けた取り組み</p> <p>有害鳥獣による被害の軽減に向け、捕獲・防除の両面で取組を進めます。</p> <p>防除対策では電気牧柵や防護ネットの設置への支援、(一社)広島県鳥獣対策等地域支援機構(以下、「テゴス」という)との緊密な協力のもと被害の削減に努めます。</p> <p>捕獲対策としては、駆除班による駆除と、テゴス等との連携により新たな技術導入等、有効な手法の調査・研究に取り組めます。</p> <p>また、有害鳥獣の生息・繁殖場所となる耕作放棄地の防止、緩衝区域を設けることにより、鳥獣が直接農地や人の住む地域に侵入するのを防ぐなど、様々な観点から農作物への被害防止策を検討します。</p>

≪施策の目標(指標)≫

指標(KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
有害鳥獣による農作物被害額	32,160千円	22,510千円

方針2 農作業のアウトソーシングによる生産性の最適化と持続的農地管理の実践

【目的：労力削減】

≪■背景・□ねらい≫

- 高齢化や担い手不足などの影響で限られた農地や農業用施設（農道、水路、ため池など）などを有効に活用しきれず、生産効率や競争力が低下している状況です。また、単独では資金や技術の導入が難しく、持続可能な農業経営の実現が困難になっています。
- 広域的な農作業受委託により、地域全体の農業の持続的発展を促し、地域の農業が地域社会の重要な基盤として持続的に成長することをめざします。

～施策の展開方向～

● 2-i 持続可能な農地管理

≪施策の内容≫

2-i	持続可能な農地管理
	<p>① 地域の農業団体との連携強化による地域資源の最適化</p> <p>市内の農業団体との連携を図り、広域的な農作業の受委託を行う事で、市全域での効率的な作業の実施が可能です。</p> <p>こうした、経営団体の枠を超えた営農活動を行うためのシステムづくりを検討します。</p>

≪施策の目標（指標）≫

指標 (KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
多面的機能支払交付金制度の広域組織に加入する活動組織数	0組織	7組織

方針3 農業の働き手不足解消に向けた戦略的アプローチ

【目的：雇用の創出】

《■背景・□ねらい》

- 本市の農業は高齢化が進行し、農業従事者の減少や担い手不足が深刻な課題となっています。このままでは、農業に必要な技術や知識が十分に次世代へ継承されず、地域の農業が持続可能でなくなる恐れがあります。
- 地元の教育機関と連携して農業教育プログラムを実施することにより、若い世代に農業の魅力や重要性を伝え、将来的な農業への関心と参画に向けた取り組みを進めます。
- 高齢の農業従事者が長年培ってきた豊富な技術や知識を若手農業者へ効果的に継承するためのプログラムも同時に実施することで、伝統的かつ実践的な農業技術の維持・発展を図り、地域内での世代間交流を深め、地域コミュニティの活性化を図ります。

～施策の展開方向～

● 3-i 地域の農学と連携した教育

《施策の内容》

3-i	地域の農学と連携した教育
①	地元の教育機関との連携による農業教育プログラムの実施
	<p>庄原実業高校や農業技術大学校での実習や農家でのインターンシップを通じて、学生・生徒が実際の農業現場で経験を積む機会の提供は、将来の農業の担い手確保に有効となります。このため、教育機関と連携し、農業教育を推進するとともに、地元農家との交流や学びを通じて、実践的な知識や技術を習得させることで、次世代の農業人材を育成します。</p> <p>また、この取組を繁忙期の農家と連携して実施することで、時期的な人手不足の解消にもつながることが期待されます。</p>
②	高齢者から若手への農業技術・知識継承プログラムの実施
	<p>地元の小中学校において、地域の農家の協力を得て農業体験研修を実施します。児童・生徒は、農作業のコツや伝統的な技術を高齢者から学ぶとともに、講義や座談会を通じて、農業の歴史や地域の特性への理解を深めます。</p> <p>こうした学びを通じて、地域コミュニティの醸成と農業への関心を高め、地元を大切にすることを育む教育の場として取り組みを深化させます。</p>

《施策の目標（指標）》

指標 (KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
庄原実業高校・農業技術大学校での地域連携農業教育の実施回数	0回	20回
食農教育の取組小中学校数	11校	全校

方針4 環境に配慮した持続可能な農業の推進

【目的：収益と品質の向上】

≪■背景・□ねらい≫

- 有機農業は生産コストの高さや農薬・化学肥料の使用制限が厳しいので、安定した収量を得るために高い技術や知識を必要とするため、普及の妨げになっています。
- 環境に配慮した持続可能な農業の推進のため、化学肥料等の農薬の低減を進めるとともに、堆肥や緑肥を活用することで、安全安心な農産物の生産を進めます。これらの取り組みにより、長期的に土壌の健康を維持し、持続可能な農業の基盤確立をめざします。
- 経営継続ができる有機農法による農産物の生産技術の導入に向けた研究を進めます。

～施策の展開方向～

● 4-i 環境に配慮した持続可能な農業の推進

≪施策の内容≫

4-i	環境に配慮した持続可能な農業の推進
	<p>① 化学肥料及び化学合成農薬の使用削減と有機農法の導入推進</p> <p>国が示す、みどりの食料システム戦略に基づき、化学肥料の使用低減のため土壌管理システム等のスマート技術の導入、機械の電化等、環境に配慮した農産物生産体系の構築を目指します。</p> <p>また、経営継続ができる有機農業の技術・生産体系を研究し、普及拡大を進めます。</p>

≪施策の目標（指標）≫

指標 (KPI)	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和16(2034)年度
みどり認定登録農業者数	0件	40件

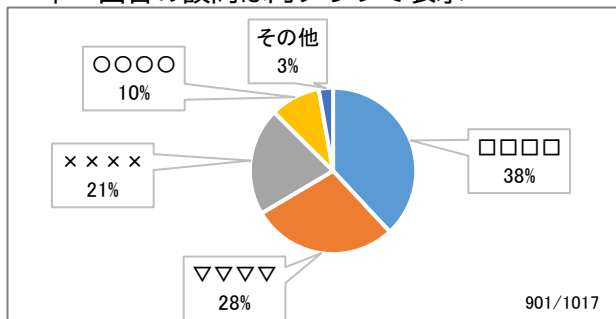
參考資料

1. アンケート調査結果

1 一般農家(回収 1017人)

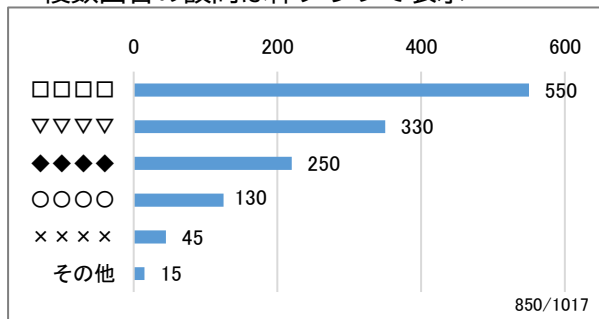
【グラフの表記について】

～単一回答の設問は円グラフで表示～



- 右下表示「901/1017」: アンケート回収総数1017人に対して、この設問に回答した人が901人。
- 単一回答(1人で1選択肢)につき、各選択肢の数及び%の合計は、それぞれ901、100%となる。

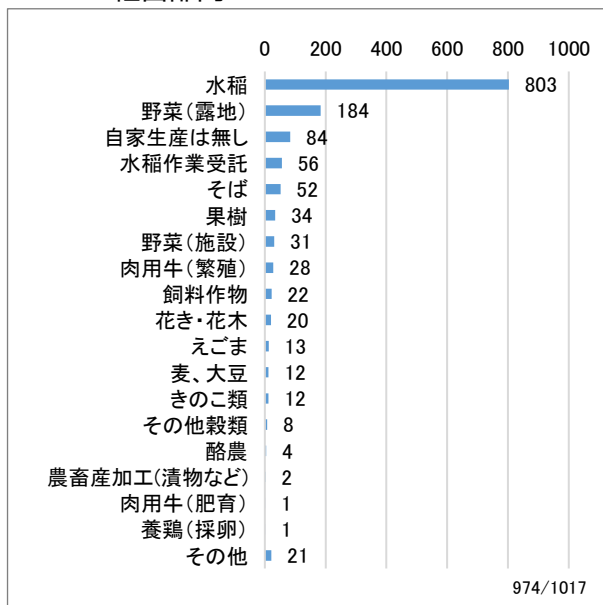
～複数回答の設問は棒グラフで表示～



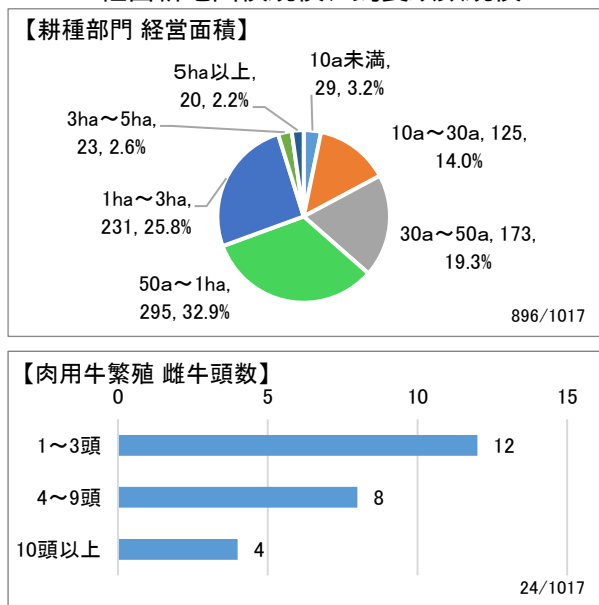
- 右下表示「850/1017」: アンケートの回収総数1017人に対して、この設問に回答した人が850人。
- 複数回答(1人が複数選択)につき、各選択肢の数及び%の合計は、850以上、100%以上となる。

1 回答者の経営概要

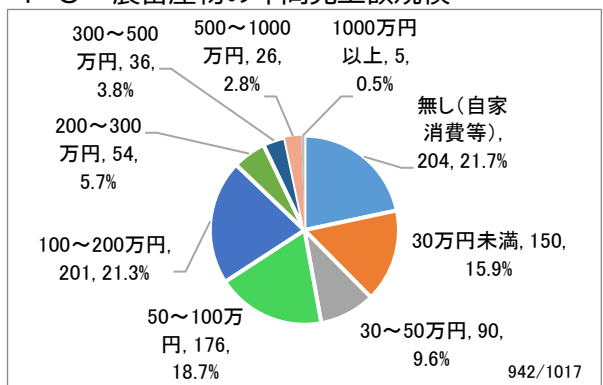
1-1 経営部門



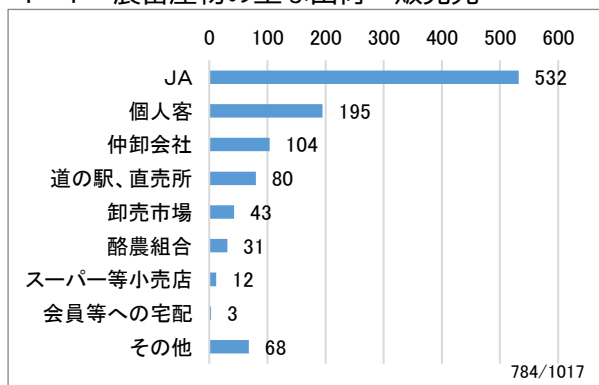
1-2 経営耕地面積規模、飼養頭数規模



1-3 農畜産物の年間売上額規模



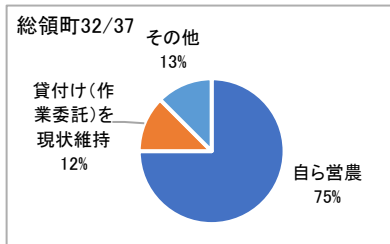
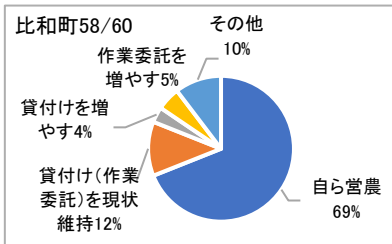
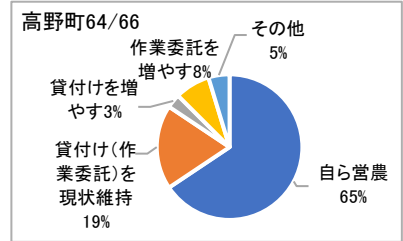
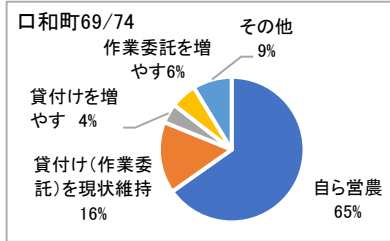
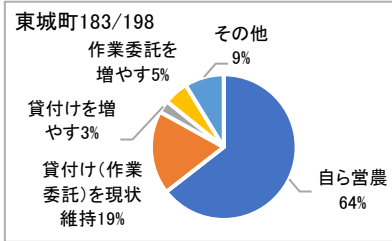
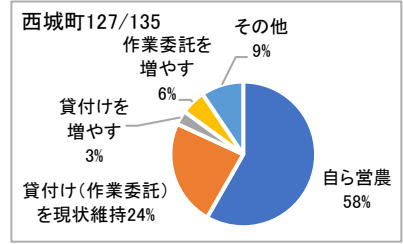
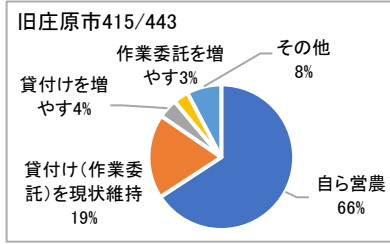
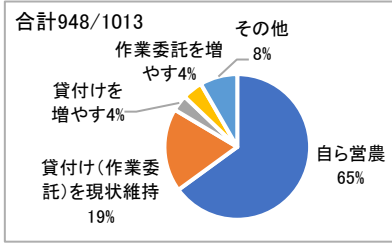
1-4 農畜産物の主な出荷・販売先



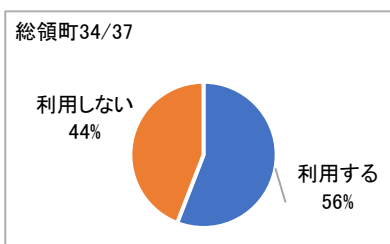
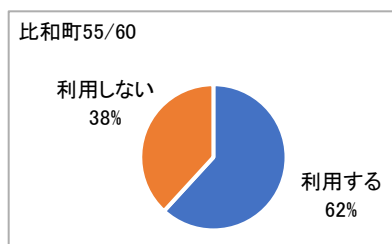
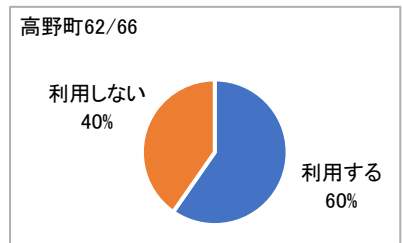
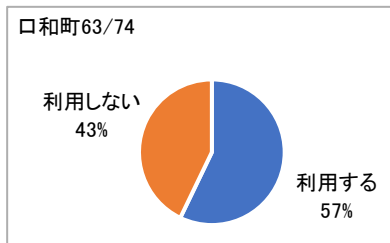
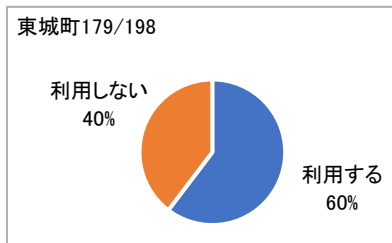
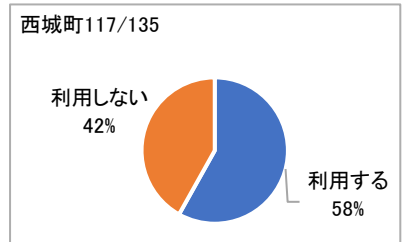
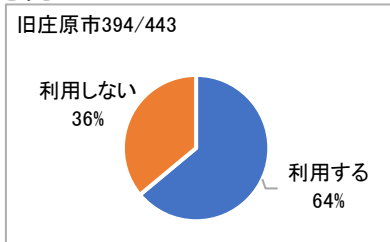
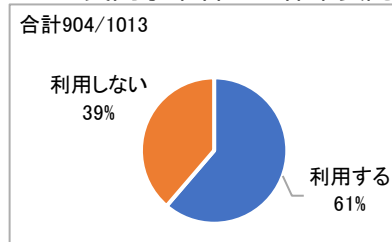
2 所有農地の管理について(地域別)

注)一般農家の回収総数は1,017だが、地域不明者が4人いるため、地域別集計の合計(分母)は1013としている。(以降同様)

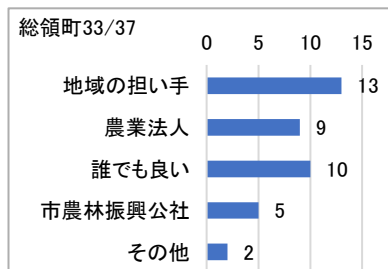
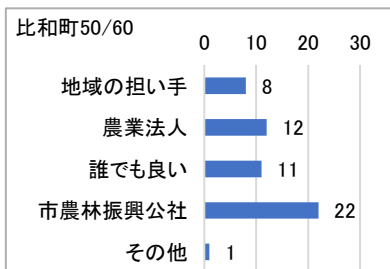
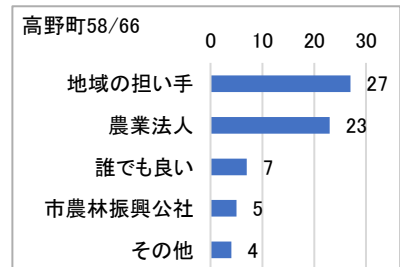
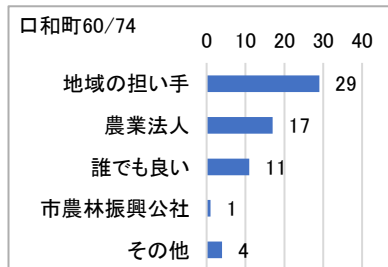
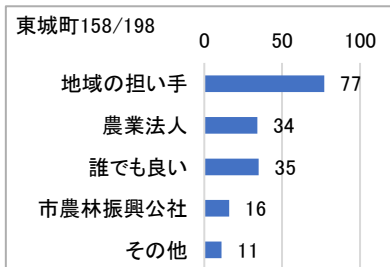
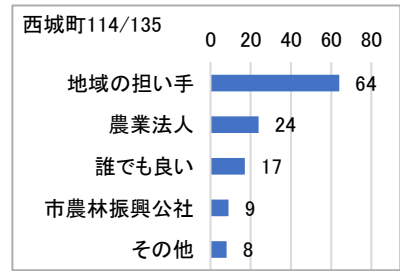
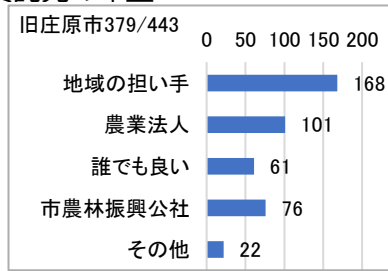
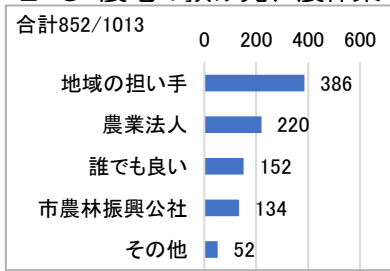
2-1 今後の農地管理の意向



2-2 民間事業者への作業委託の意向

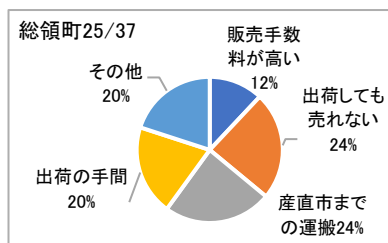
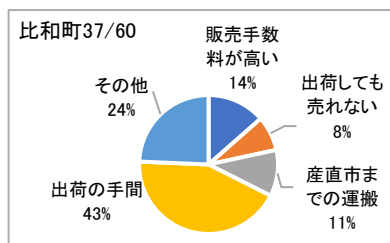
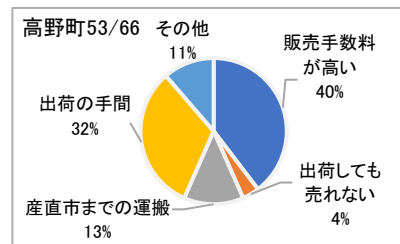
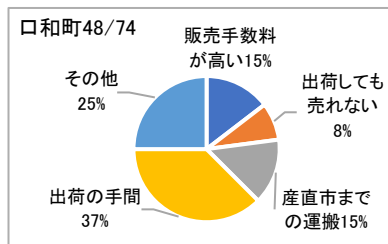
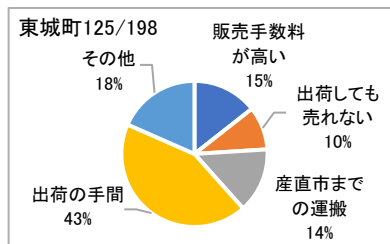
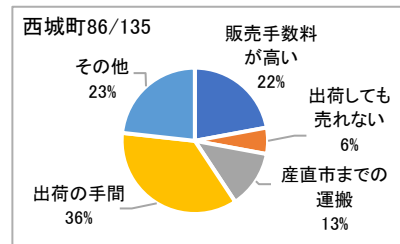
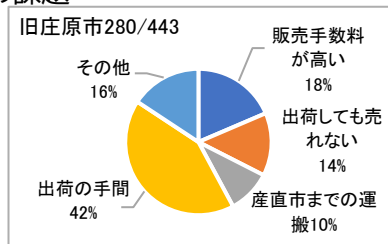
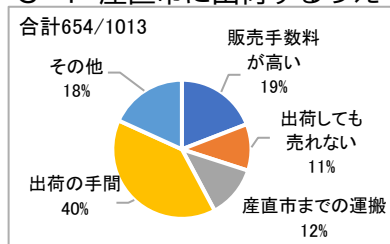


2-3 農地の預け先、農作業の委託先の希望



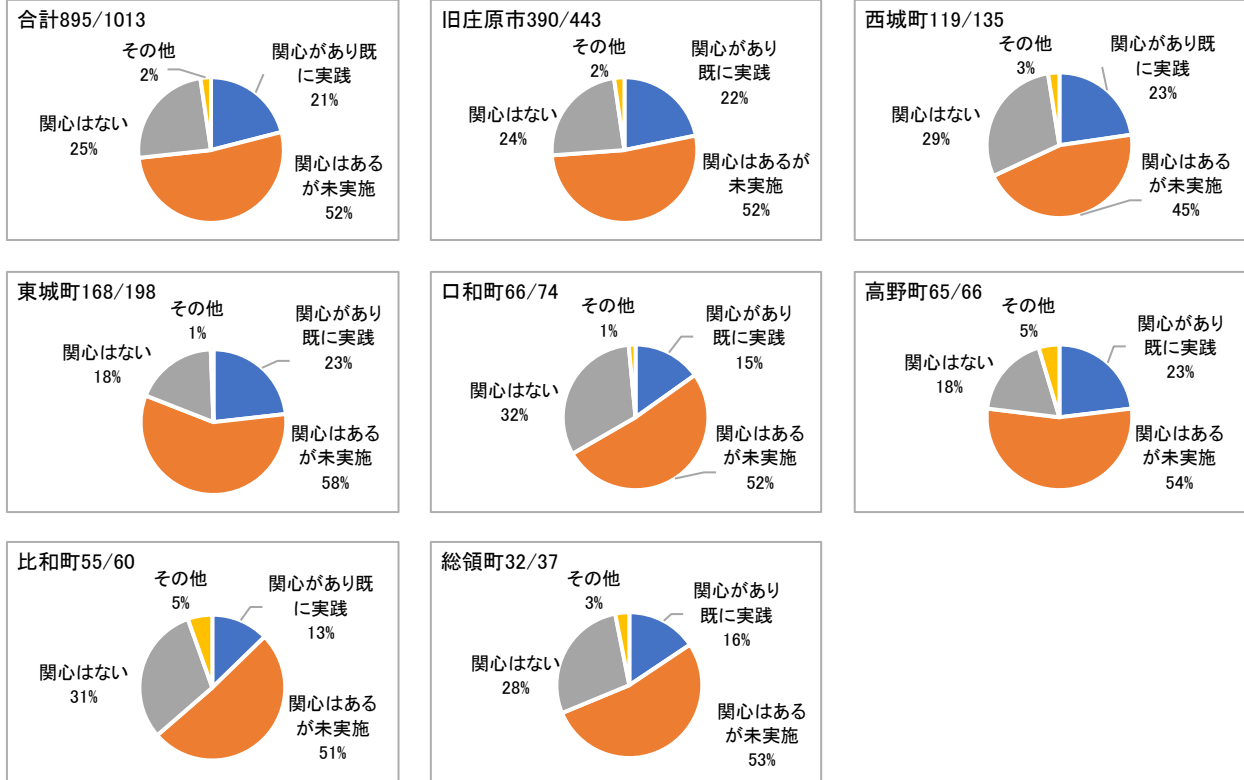
3 農産物直売所への出荷等について(地域別)

3-1 産直市に出荷するうえでの課題

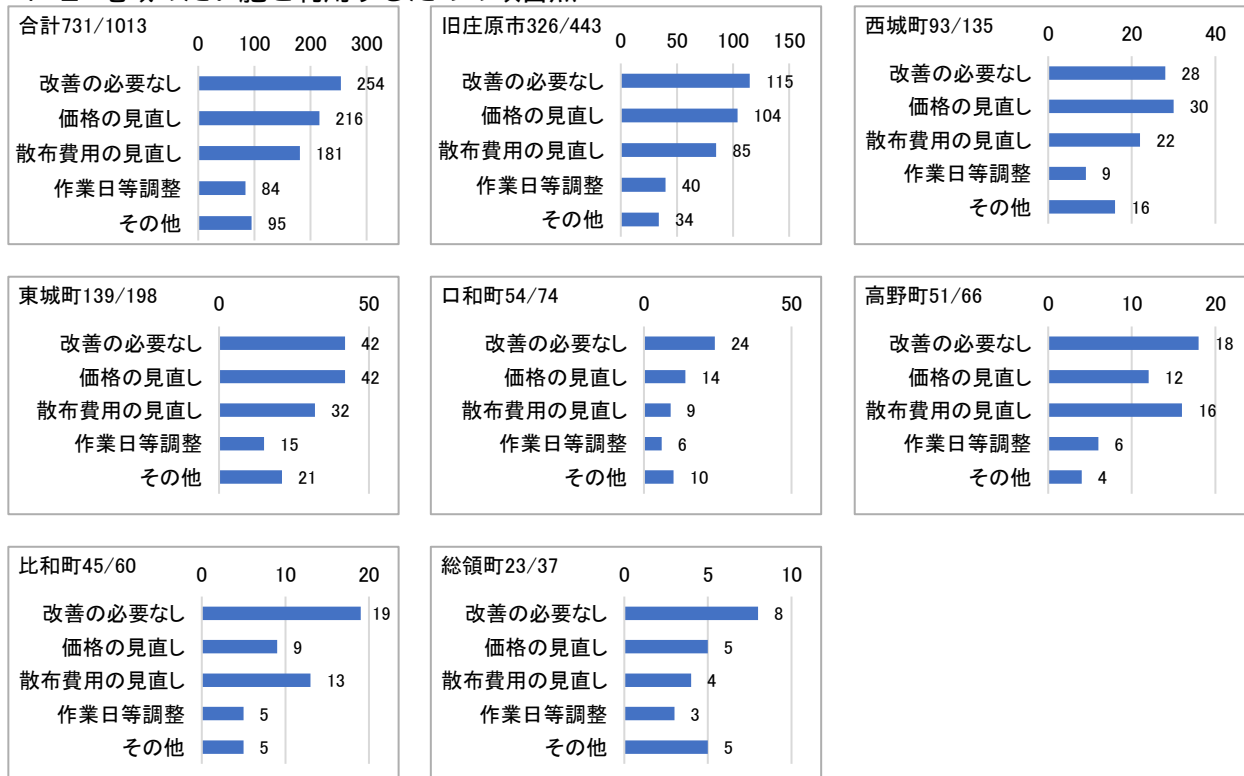


4 環境保全型農業について(地域別)

4-1 環境保全型農業(減農薬・化学肥料栽培)への関心

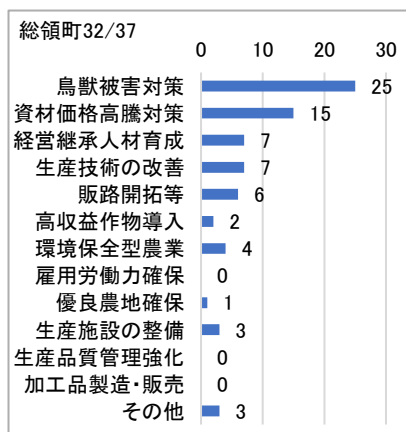
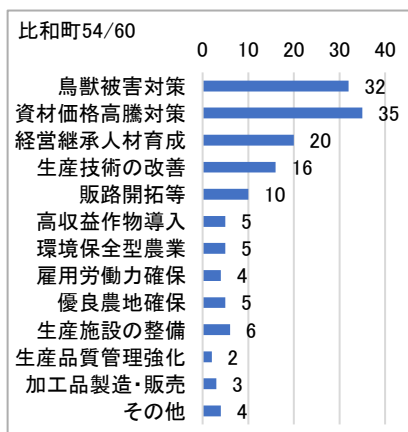
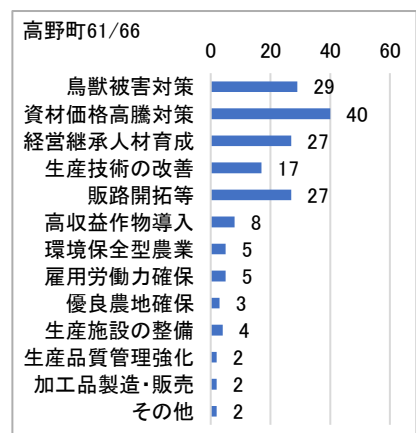
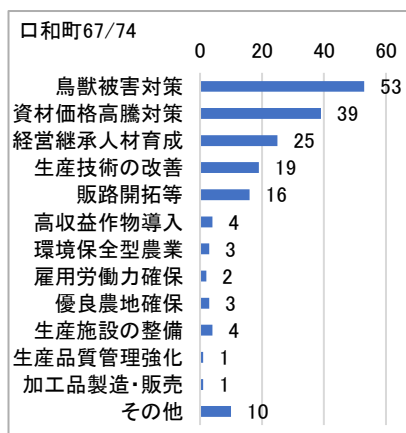
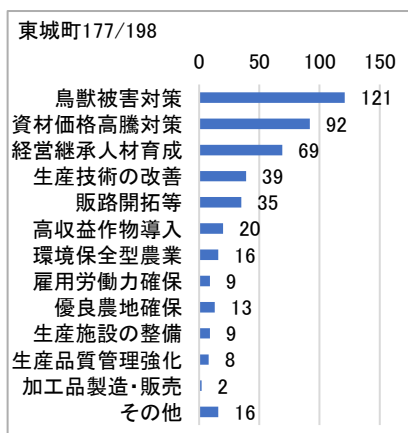
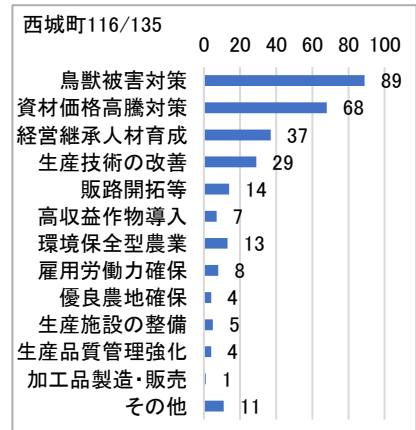
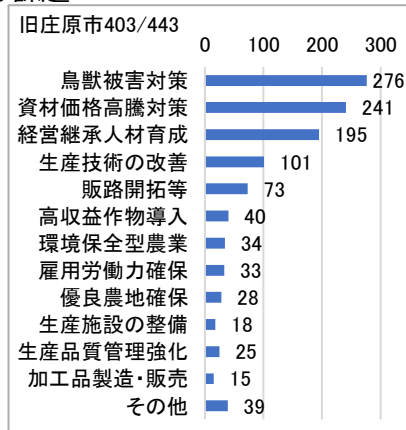
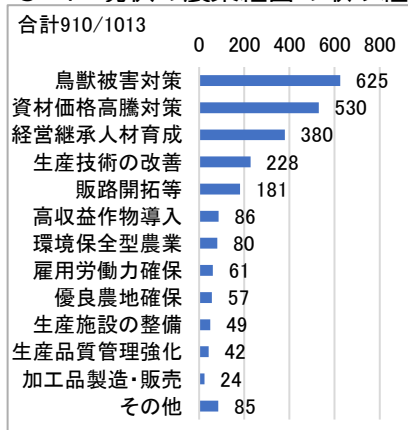


4-2 地域のたい肥を利用するための改善点



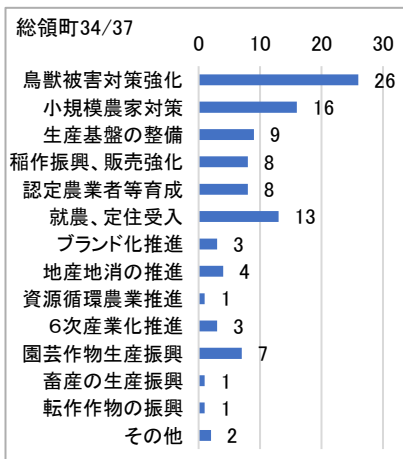
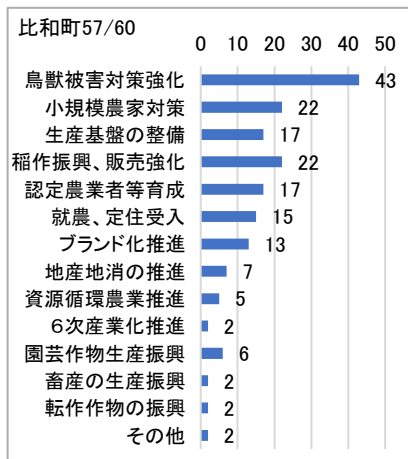
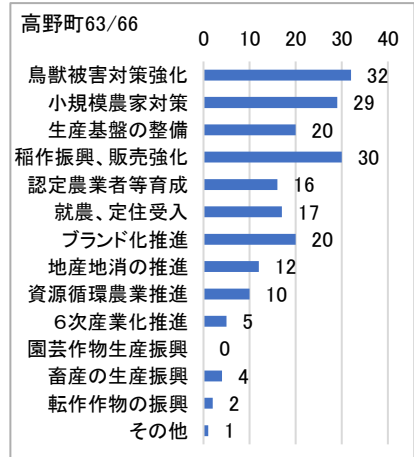
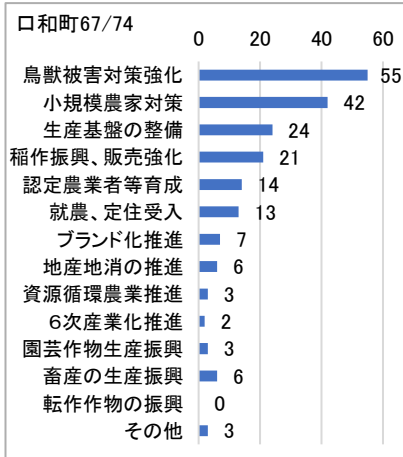
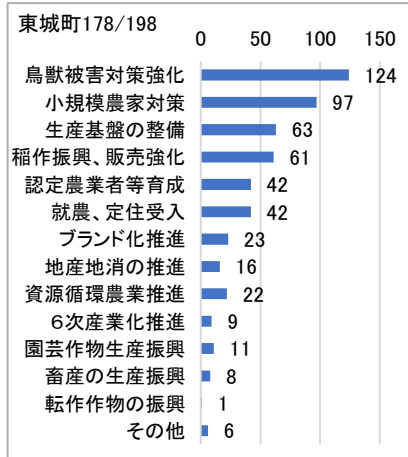
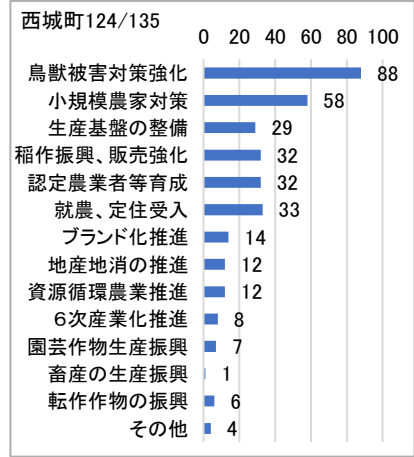
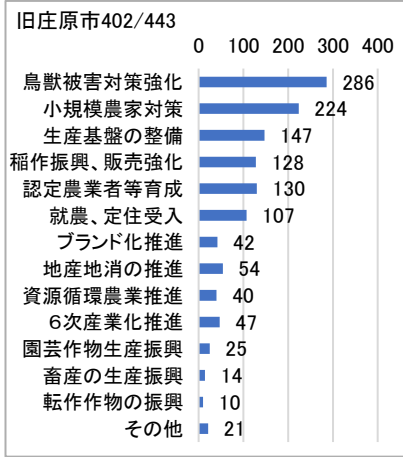
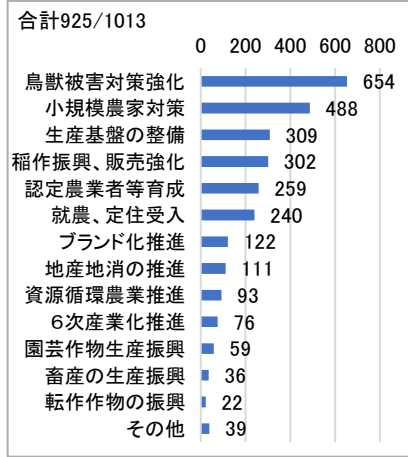
5 農業経営の取組課題について(地域別)

5-1 現状の農業経営の取り組み課題



6 庄原市の農業振興施策について(地域別)

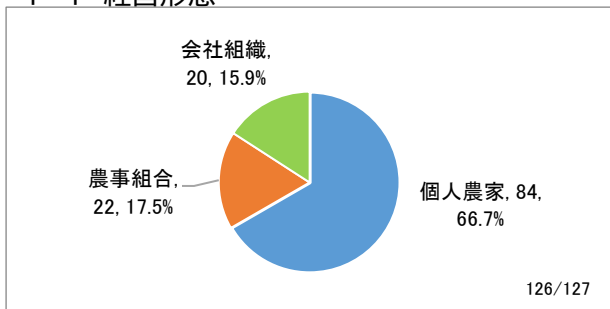
6-2 農業振興の対策として優先すべきこと



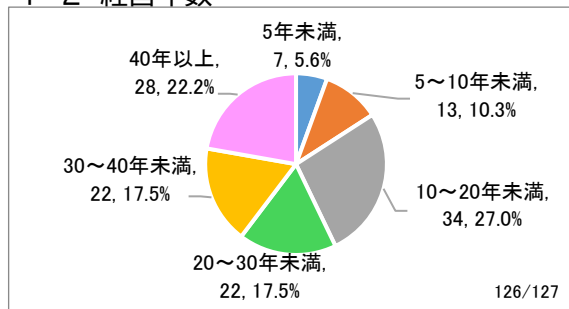
2 認定農業者等(回収 127人)

1 回答者の経営状況について

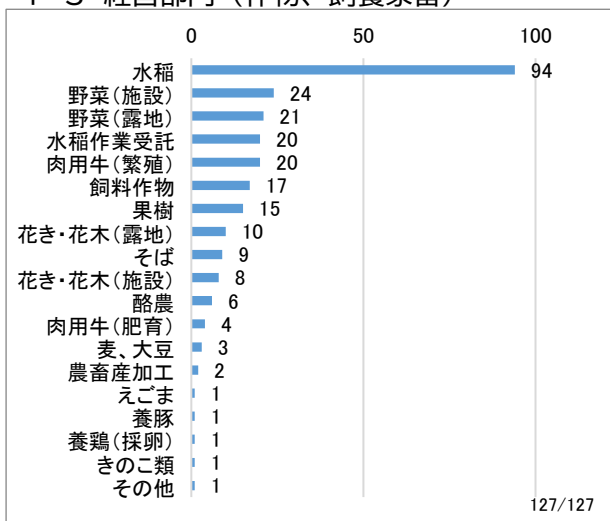
1-1 経営形態



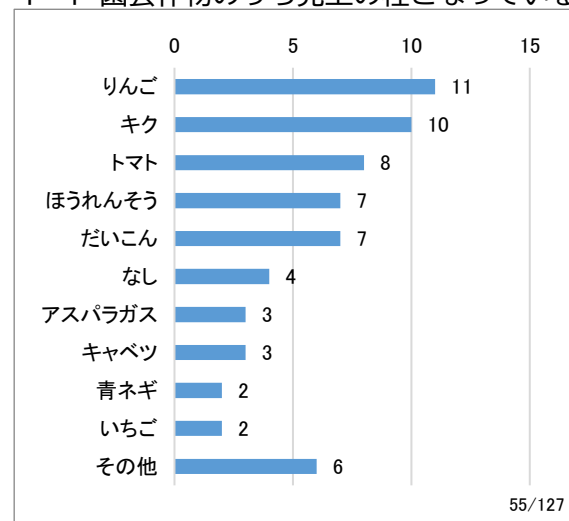
1-2 経営年数



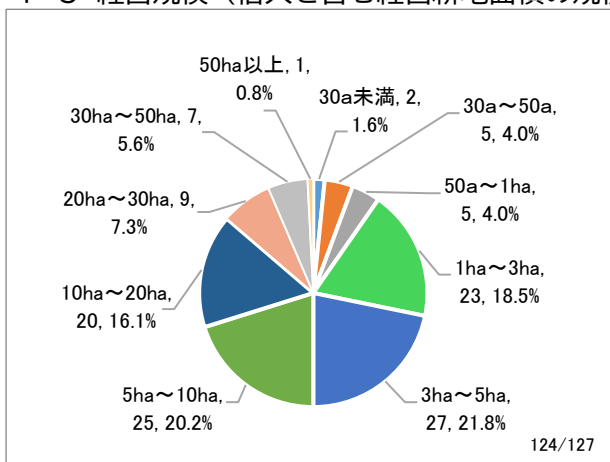
1-3 経営部門 (作物、飼養家畜)



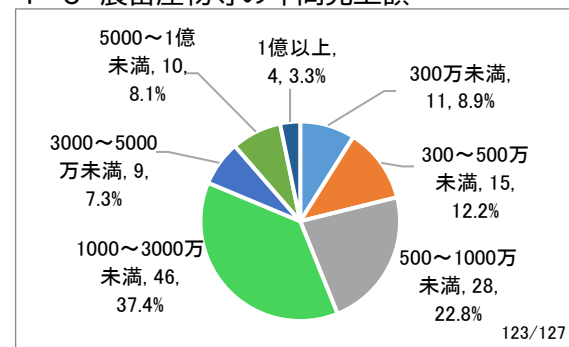
1-4 園芸作物のうち売上の柱となっている作物



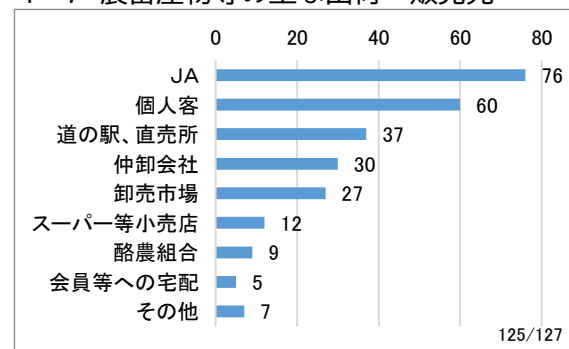
1-5 経営規模 (借入を含む経営耕地面積の規模)



1-6 農畜産物等の年間売上額

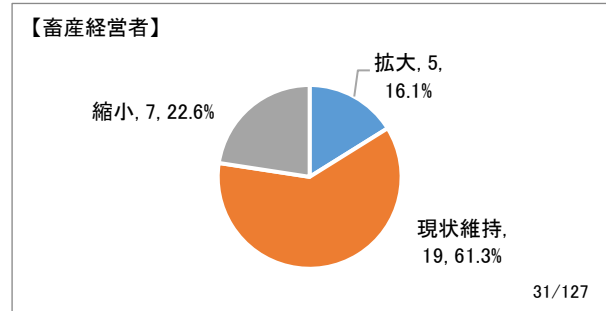
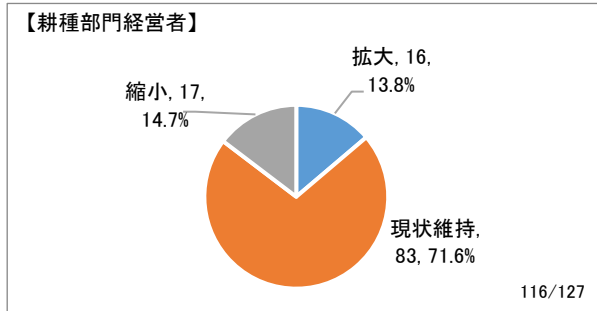


1-7 農畜産物等の主な出荷・販売先



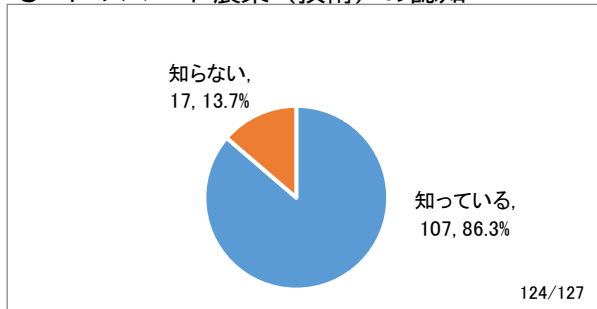
2 今後(5~10年後)の経営意向について

2-1 今後の経営規模

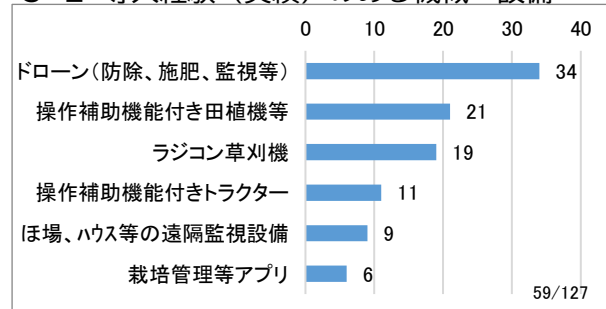


3 スマート農業技術等の取り組みについて

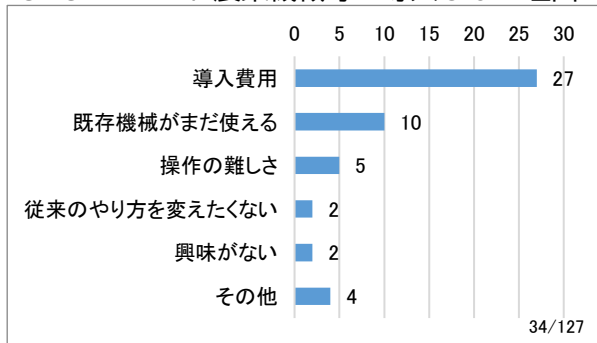
3-1 スマート農業(技術)の認知



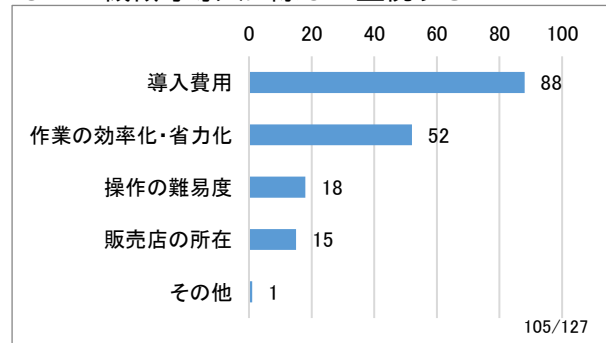
3-2 導入経験(実績)のある機械・設備



3-3 スマート農業機械等を導入しない理由

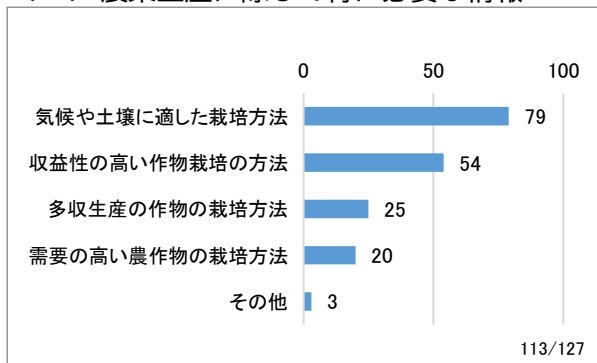


3-4 機械等導入に際して重視すること

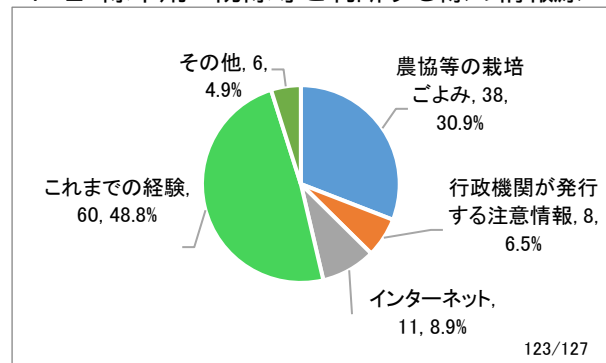


4 農業の生産性・品質向上、高付加価値化等の取り組みについて

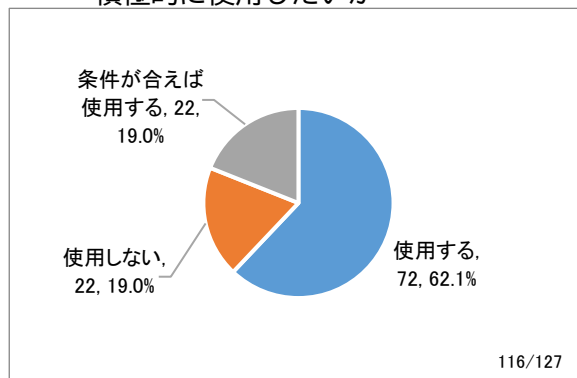
4-1 農業生産に際して特に必要な情報



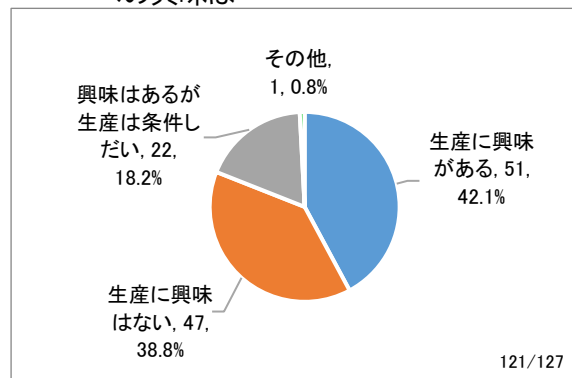
4-2 除草剤・防除等を判断する際の情報源



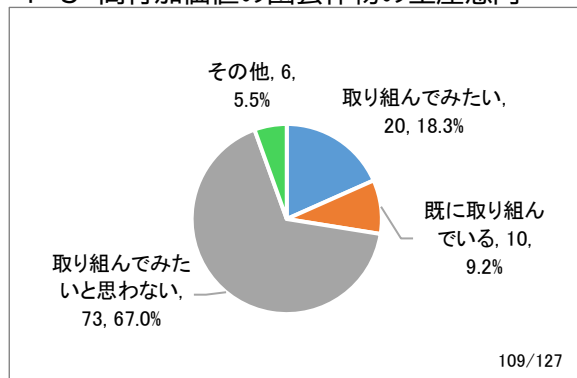
4-3 多収生産かつ安全な種子が開発されたら積極的に使用したいか



4-4 大学等との連携で生まれた「新たな農作物」への興味は

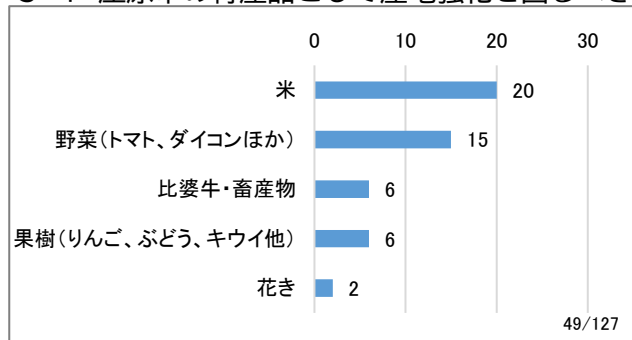


4-5 高付加価値の園芸作物の生産意向

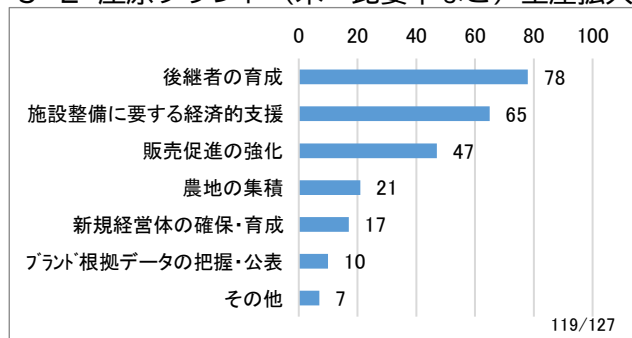


5 庄原市の特産品等産地強化、ブランドの生産拡大

5-1 庄原市の特産品として産地強化を図るべき作物

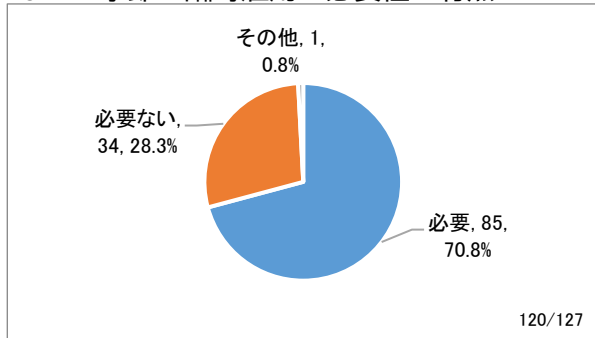


5-2 庄原ブランド(米・比婆牛など)生産拡大に必要な取り組み

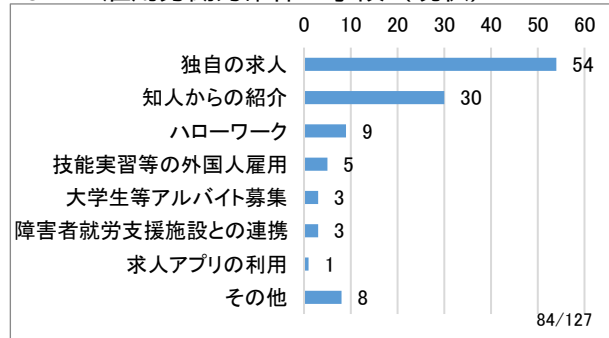


6 雇用労働力の確保について

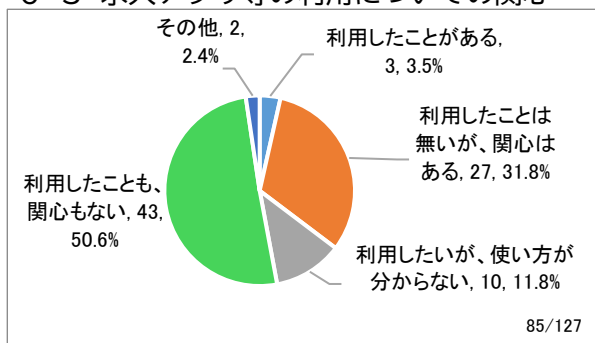
6-1 季節・臨時雇用の必要性の有無



6-2 雇用労働力確保の手段（現状）

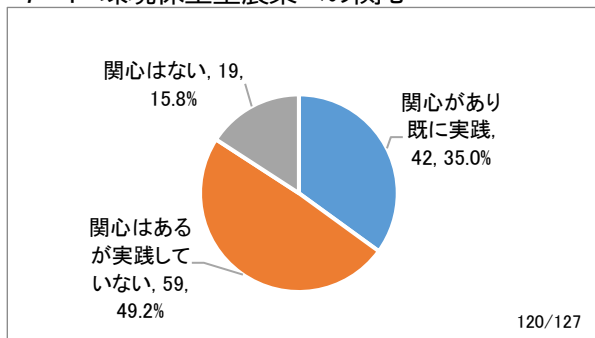


6-3 求人アプリ等の利用についての関心

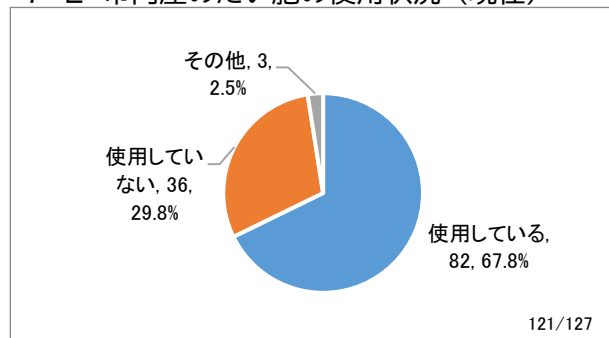


7 環境保全型農業について

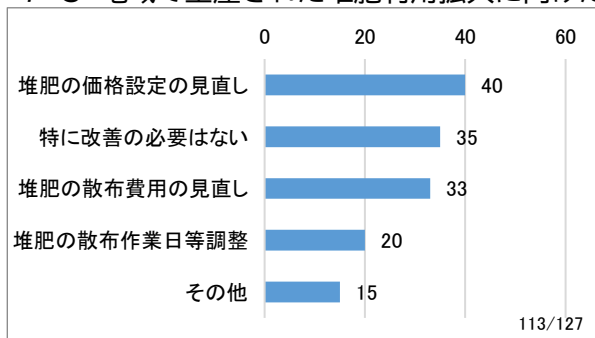
7-1 環境保全型農業への関心



7-2 市内産のたい肥の使用状況（現在）



7-3 地域で生産された堆肥利用拡大に向けた改善点



3 施策満足度・必要度(一般農家、認定農業者等)

庄原市が実施してきた主要な13施策に係る評価結果

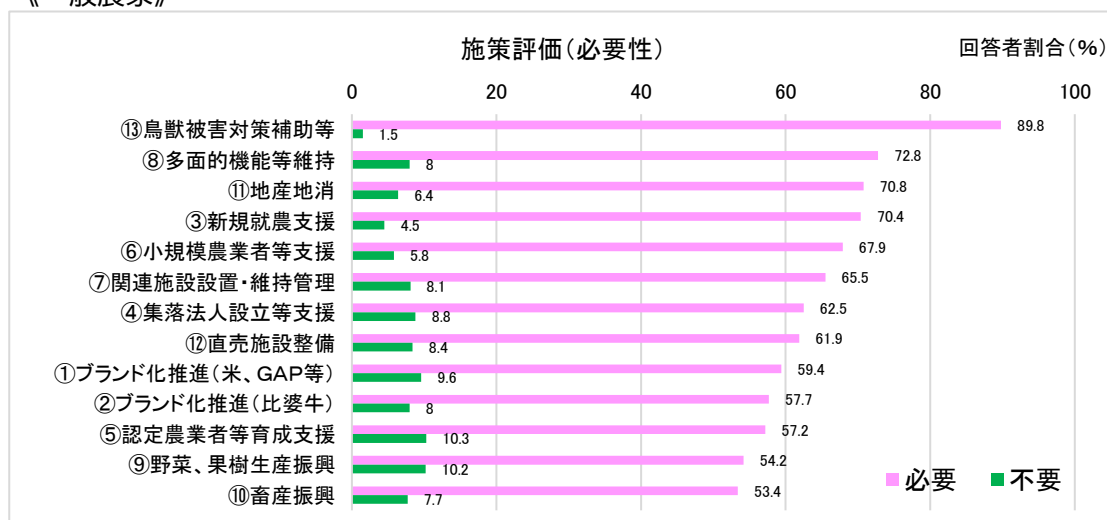
《一般農家》

必要性のポイントが高い順

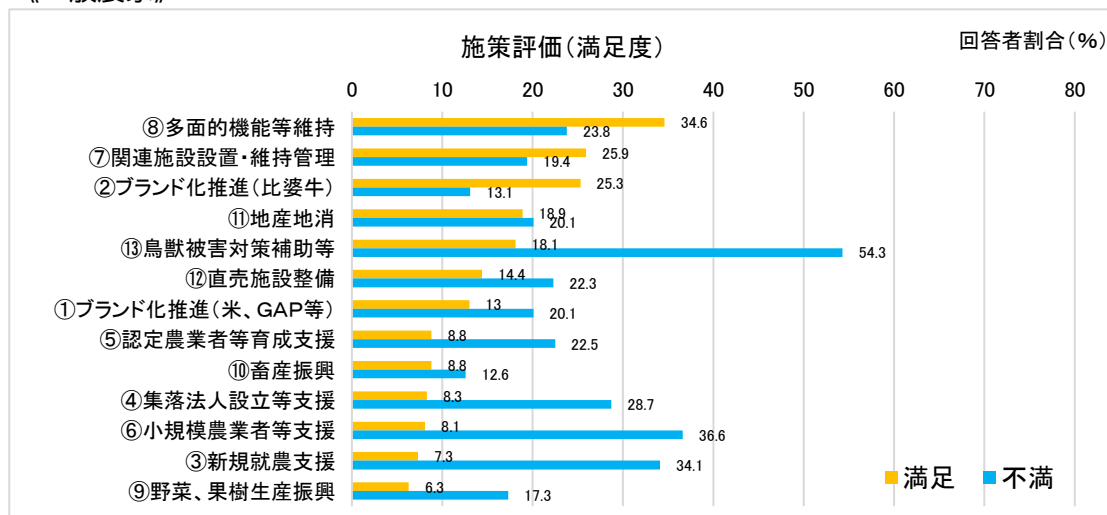
施策	必要	不要	満足	不満
⑬鳥獣被害対策補助等	1位 89.8	1.5	5位 18.1	1位 54.3
⑧多面的機能等維持	2位 72.8	8.0	1位 34.6	5位 23.8
⑪地産地消	3位 70.8	6.4	4位 18.9	20.1
③新規就農支援	4位 70.4	4.5	7.3	3位 34.1
⑥小規模農業者等支援	5位 67.9	5.8	8.1	2位 36.6
⑦関連施設設置・維持管理	65.5	8.1	2位 25.9	19.4
④集落法人設立等支援	62.5	8.8	8.3	4位 28.7
⑫直売施設整備	61.9	8.4	14.4	22.3
①ブランド化推進(米、GAP等)	59.4	9.6	13.0	20.1
②ブランド化推進(比婆牛)	57.7	8.0	3位 25.3	13.1
⑤認定農業者等育成支援	57.2	10.3	8.8	22.5
⑨野菜、果樹生産振興	54.2	10.2	6.3	17.3
⑩畜産振興	53.4	7.7	8.8	12.6

注) 数値は、総回答者数に対して当該施策(①～⑬)を選択した割合(%)

《一般農家》



《一般農家》



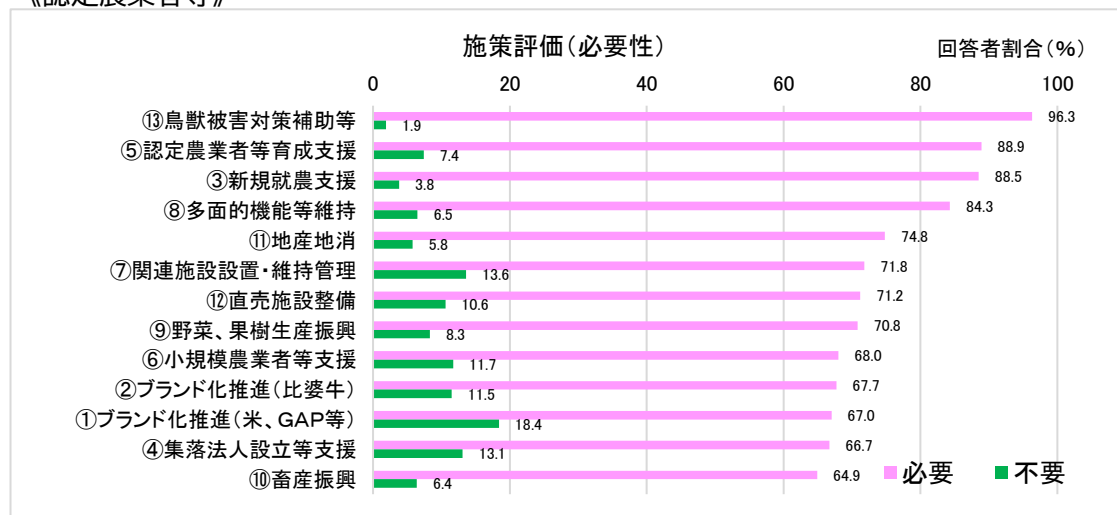
《認定農業者等》

必要性のポイントが高い順

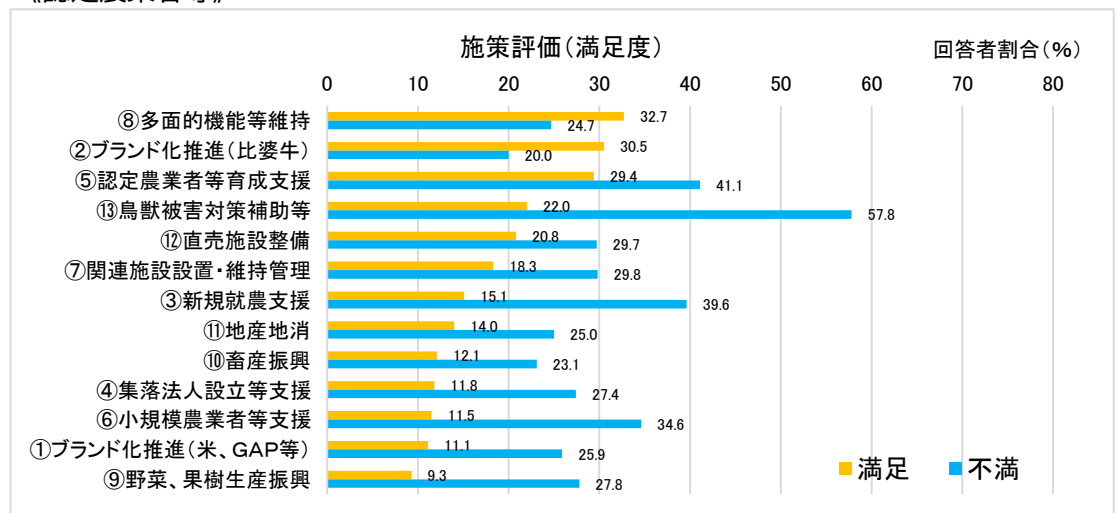
施策	必要	不要	満足	不満
⑬鳥獣被害対策補助等	1位 96.3	1.9	4位 22.0	1位 57.8
⑤認定農業者等育成支援	2位 88.9	7.4	3位 29.4	2位 41.1
③新規就農支援	3位 88.5	3.8	15.1	3位 39.6
⑧多面的機能等維持	4位 84.3	6.5	1位 32.7	24.7
⑪地産地消	5位 74.8	5.8	14.0	25.0
⑦関連施設設置・維持管理	71.8	13.6	18.3	5位 29.8
⑫直売施設整備	71.2	10.6	5位 20.8	29.7
⑨野菜、果樹生産振興	70.8	8.3	9.3	27.8
⑥小規模農業者等支援	68.0	11.7	11.5	4位 34.6
②ブランド化推進(比婆牛)	67.7	11.5	2位 30.5	20.0
①ブランド化推進(米、GAP等)	67.0	18.4	11.1	25.9
④集落法人設立等支援	66.7	13.1	11.8	27.4
⑩畜産振興	64.9	6.4	12.1	23.1

注) 数値は、総回答者数に対して当該施策(①～⑬)を選択した割合(%)

《認定農業者等》



《認定農業者等》



2. 統計データ

1 全国の農業関連データ 農林業センサスのR7(2025)は速報値

(1) 社会・経済の情勢の変化

① 国内人口の減少、高齢化の進行

表1 年齢区別の人口推移(全国) 単位:千人

	H22 (2010)	R2 (2020)	R12 (2030)	R22 (2040)	R32 (2050)	R42 (2060)
0-14歳	16,803	15,075	13,212	11,936	10,767	9,508
15-64歳	81,032	74,058	68,754	59,777	52,750	47,928
65歳以上	29,246	36,192	37,160	39,206	38,406	35,403
合計	128,057	125,325	119,125	110,919	101,923	92,840

資料:2010年、2020年は国勢調査、2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所(出生・死亡:中位)令和5年12月推計
総数には、年齢不詳を含むため一致しない

② 農産物・食料需要の変化

表2 食の外部化率 単位:%

	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H31 (2019)	R2 (2020)
外食率	27.8	31.8	33.5	37.7	37.8	37.6	36.3	34.8	34.4	34.0	26.0
外部化率	28.4	33.4	35.4	41.2	41.6	44.5	44.5	43.2	43.3	43.3	36.1
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)								
外食率	25.1	27.8	30.3								
外部化率	35.8	38	39.9								

資料:(公財)食の安全・安心財団による推計 「R7.9 外食・食文化、食品ロスをめぐる情勢(農林水産省)資料」
注)外食率=外食市場規模/(家計の食料飲料支出額+外食市場規模)
食の外部化率=広義の外食市場規模(中食市場含む)/(家計の食料飲料支出額+外食市場規模)

③ 農業資材価格の高騰(農業経営環境の悪化)

表3 農業生産資材類別年次別価格指数 R2(2020)=100

	農業資材総合	肥料	飼料	光熱動力	建築資材
S55(1980)	78.8	67.6	87.8	95.7	81.4
S60(1985)	79.4	69.7	81.1	92.5	75.0
H2(1990)	77.3	62.9	69.7	77.1	81.2
H7(1995)	77.2	64.1	62.0	73.0	84.3
H12(2000)	78.7	67.3	63.0	71.6	81.7
H17(2005)	80.8	69.4	70.8	83.0	78.1
H22(2010)	88.8	92.0	82.0	94.0	83.8
H27(2015)	98.2	101.2	102.1	100.9	94.3
R2(2020)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R3(2021)	106.7	102.7	115.6	112.3	113.0
R4(2022)	116.6	130.8	138.0	127.3	133.3
R5(2023)	121.3	147.0	145.7	126.9	137.2
R6(2024)	120.6	136.9	140.5	130.0	137.0
R7.8(2025)	124.1	141.0	136.3	134.3	140.1

資料:農業物価統計調査(生産資材価格指数)(令和2(2020)年基準)

表4 農産物類別年次別価格指数 R2(2020) = 100

	農産物 総合	米	野菜	果実	花き	生乳	肉畜
S55(1980)	91.8	137.7	64.1	52.9	84.5	91.2	108.4
S60(1985)	94.7	147.2	70.9	61.2	94.1	90.7	96.5
H2(1990)	97.2	134.1	90.5	72.4	103.4	81.6	90.7
H7(1995)	94.3	128.6	88.6	80.4	105.3	79.1	77.8
H12(2000)	82.4	101.5	76.1	65.8	93.1	76.1	74.7
H17(2005)	82.2	93.2	79.6	59.7	97.5	76.3	83.8
H22(2010)	83.7	87.6	91.6	71.3	96.0	83.2	80.4
H27(2015)	90.1	77.6	101.1	75.1	98.9	94.3	103.0
R2(2020)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R3(2021)	100.8	88.6	96.7	100.9	107.8	99.4	102.5
R4(2022)	102.2	82.0	106.2	101.4	117.2	99.9	106.7
R5(2023)	108.6	90.2	113.3	105.3	119.1	109.9	108.6
R6(2024)	117.3	114.5	127.7	124.9	126.1	117.0	111.9
R7.8(2025)	127.1	170.1	117.1	116.1	110.2	120.5	120.3

資料: 農産物価統計調査(農産物価格指数)(令和2(2020)年基準)

(2) 気候変動、農業生産の環境変化

表5 日本の年平均気温偏差の経年変化(1898~2023年)

	M31 (1898)	M33 (1900)	M38 (1905)	M43 (1910)	T4 (1915)	T9 (1920)	T14 (1925)	S5 (1930)	S10 (1935)	S15 (1940)	S20 (1945)
偏差	-1.03	-1.37	-1.26	-1.52	-0.86	-0.81	-1.24	-0.63	-1.06	-1.16	-1.87
	S25 (1950)	S30 (1955)	S35 (1960)	S40 (1965)	S45 (1970)	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)
偏差	-0.59	-0.43	-0.52	-1.29	-1.06	-0.66	-1.08	-0.68	0.48	-0.5	-0.03
	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
偏差	-0.32	0.3	0.39	0.58	-0.05	0.38	0.62	0.65	0.61	0.6	1.29

資料: 気象庁(偏差の算出には、H3(1991)年~R2(2020)年の30年平均を用いている)

(3) 国内農業の動向

① 農業従事者の高齢化、担い手不足の進行

表6 基幹的農業従事者(全国) 単位:千人

	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)
15歳以上計	2,051	1,754	1,361	1,021
65歳以上	1,253	827	949	710
75歳以上	589	544	432	349

資料: 農林業センサス

注: H22(2010)、H27(2015)は販売農家、R2(2020)、R7(2025)は農業経営体

② 法人経営の増加、規模拡大の進展

表7 農業経営体 単位:千経営体

	個人経 営体	団体経 営体		計
			うち法人	
H27(2015)	1,340.0	37.3	27.1	1,377.3
R2(2020)	1,037.3	38.4	30.7	1,075.7
R3(2021)	991.4	39.5	31.6	1,030.9
R4(2022)	935.0	40.1	32.2	975.1
R5(2023)	888.7	40.7	33.0	929.4
R6(2024)	842.3	41.0	33.4	883.3
R7(2025)	788.9	39.5	33.1	828.4

資料: 農業構造動態調査、農林業センサス(農林水産省)

③ 水田等経営構造が抱える問題

表8 販売金額規模別経営体数(部門別) 単位:経営体、%

	稲作	果樹類	露地野菜	施設野菜	肉用牛	酪農
100万円未満	280.5 66%	38.2 33%	30.0 33%	3.8 7%	3.0 12%	0.3 3%
100～500万円	105.1 25%	48.0 41%	34.1 37%	15.9 28%	9.0 37%	0.6 5%
500～1000万円	17.7 4%	17.1 15%	10.4 11%	13.6 24%	4.4 18%	0.5 5%
1000～3000万円	17.8 4%	10.9 9%	11.8 13%	17.5 31%	4.1 17%	2.3 22%
3000万円以上	6.3 2%	1.9 2%	6.3 7%	5.8 10%	4.0 16%	7.2 65%
計	427.5 100%	116.2 100%	92.4 100%	56.8 100%	24.4 100%	11.2 100%

資料: 令和6(2024)年農業構造動態調査・農産物販売金額規模別経営体(農林水産省)

表9 都府県の経営耕地規模別面積 単位:ha

	0.5ha未満	0.5～1ha	1～3ha	3～10ha	10ha以上	計
H22(2010)	131,135	390,398	893,601	630,001	518,198	2,563,334
H27(2015)	104,651	304,914	729,610	612,432	649,387	2,400,993
R2(2020)	80,359	221,419	550,532	548,358	803,794	2,204,461
R7(2025)	58,484	159,515	420,950	480,135	950,347	2,069,431

資料: 農林業センサス

2 本市の地域特性

(1) 自然環境

表10 庄原市の最高気温等の推移

単位:°C

	S51 (1976)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R1 (2019)	R2 (2020)
日平均気温	13.3	11.1	12.5	13	11.6	12.6	12.4	12.9	13	13.5	13.2
最高気温	31.8	31.2	34.6	33.9	34.4	34.2	34.2	35.8	35.7	36.3	36.2
最低気温	-7.8	-11.7	-9.8	-9.9	-10.1	-7.2	-6.5	-6.6	-6.3	-5.1	-5.1
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)							
日平均気温	13.4	13.4	14	14.5							
最高気温	38.1	36.5	37.3	37.3							
最低気温	-7.3	-7.5	-7.5	-6.6							

資料: 地域別過去の気象データ(気象庁)、庄原市

(2) 人口、世帯数等

表11 庄原市の人口、世帯数の推移

単位:人、世帯

	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
世帯数	15,515	15,965	15,931	15,791	15,269	14,496	13,794	12,822	12,152	11,551	10,980
人口	50,624	48,539	45,678	43,149	40,244	37,000	33,633	29,909	27,078	24,534	22,175
0~14歳	8,247	7,088	5,768	4,870	4,339	3,963	3,440	2,768	2,232	1,945	1,829
15~64歳	30,033	27,496	24,680	22,647	20,689	17,878	15,597	13,491	12,515	11,433	10,035
65歳以上	12,332	13,955	15,230	15,600	15,154	15,007	14,596	13,650	12,331	11,156	10,311
	R27 (2045)	R32 (2050)									
世帯数	10,417	9,913									
人口	19,951	17,950									
0~14歳	1,701	1,545									
15~64歳	8,705	7,778									
65歳以上	9,545	8,627									

資料: 世帯数は総世帯(一般世帯+施設等世帯)、人口は総人口。R2(2020)年までは国勢調査。

R7(2025)年以降は、「地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

注) 年齢階層別人口と人口は、年齢不詳等があるため、必ずしも合計人口と一致しない

(3) 産業

表12 庄原市の産業別総生産【実額】 単位:百万円

	第1次 産業	うち 農業	第2次 産業	第3次 産業	総生産
H23(2011)	8,299	7,606	34,945	79,976	121,547
H24(2012)	8,915	8,233	28,687	78,197	115,010
H25(2013)	8,774	8,057	27,800	77,419	114,177
H26(2014)	9,270	8,550	29,018	77,995	116,021
H27(2015)	10,053	9,371	30,492	80,412	120,557
H28(2016)	10,796	10,116	27,801	80,513	119,418
H29(2017)	10,865	10,156	31,300	80,120	121,975
H30(2018)	9,454	8,754	33,117	80,337	122,566
R元(2019)	9,095	8,384	37,790	79,985	125,131
R2(2020)	8,636	7,942	29,193	76,566	111,980
R3(2021)	9,961	9,132	34,087	75,437	116,195
R4(2022)	10,829	10,026	35,728	76,533	120,975

資料: 市町村内生産額【実額】(広島県)

注) 総生産額は、各生産額から関税・消費税額を控除するため一致しない(合計より少ない)

表13 令和4(2022)年度庄原市の総生産【実額】

		生産額 (百万円)
3次	保健衛生・社会	16,953
	卸売・小売	11,274
	公務	9,558
	不動産	8,420
	その他	30,328
2次	製造	18,942
	建設	15,931
	その他	855
1次	農業	10,026
	その他	803
総計		120,975

資料等: 同左

3 庄原市の農業の現状

農林業センサスのR7(2025)は速報値

(1) 農業経営体、経営耕地、労働力等

① 概況（農業産出額）

表14 部門別農業産出額の推移

単位：千万円

	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)
米	794	614	860	617	673	487	487	455	481	379	400
畜産	536	819	915	1,057	1,007	990	908	893	794	896	947
肉用牛	150	273	180	225	103	88	72	80	98	94	93
乳用牛	99	157	190	211	140	136	146	145	142	129	143
養豚	130	154	163	100	63	41	31	35	32	34	44
鶏	155	238	382	524	681	683	609	585	481	600	654
花	5	5	8	12	20	22	24	22	35	29	28
果樹	13	15	20	34	39	46	43	41	41	18	40
野菜	71	101	84	91	127	127	122	147	143	134	130
その他	37	48	39	30	30	23	29	28	23	17	17
合計	1,456	1,602	1,926	1,841	1,896	1,695	1,613	1,586	1,517	1,473	1,562
	H18 (2006)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
米	382	275	307	347	362	365	353	339	317	336	363
畜産	887	1,466	1,554	1,483	1,500	1,371	1,316	1,377	1,540	1,670	2,040
肉用牛	96	78	84	103	101	108	99	93	97	94	97
乳用牛	148	120	120	115	110	104	126	128	131	131	129
養豚	40	261	283	285	322	298	375	396	382	504	614
鶏	593	1,007	1,068	980	967	862	713	757	928	939	1,197
花	28	28	28	38	35	36	34	33	34	33	33
果樹	32	41	44	49	59	56	40	48	32	38	54
野菜	123	231	248	327	310	291	239	256	248	279	302
その他	16	22	23	24	19	18	16	21	15	15	24
合計	1,468	2,063	2,204	2,268	2,285	2,137	1,998	2,074	2,186	2,371	2,816

資料：農業産出額（市町村）統計（農林水産省）、H19(2007)～H25(2023)は統計データなし

注) 畜産には、その他畜産を含むため内訳と一致しない

② 農業経営体数

表15 農業経営体数等の推移

	個人経営体 (経営体)	団体経営体 (経営体)	合計	1経営体あたり 経営耕地面積(a)
H27(2015)	3,731	118	3,849	140.8
R2(2020)	2,862	106	2,968	159.8
R7(2025)	2,319	111	2,430	184

資料：農林業センサス

表16 農業経営体のうち法人経営体（農協等団体除く）単位：経営体

	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)
農事組合法人	7	19	27	31	29
会社経営体	21	29	36	44	47

資料：農林業センサス

③ 農業従事者の動向

表17 年齢別基幹的農業従事者（男女計）

単位：人

	合計	15～ 39歳	40～ 59歳	60～ 64歳	65～ 74歳	75歳 以上	65以上 %
H22(2010)	3,699	88	403	498	1,352	1,358	73.3%
H27(2015)	3,821	76	269	427	1,497	1,552	79.8%
R2(2020)	3,168	89	217	230	1,347	1,285	83.1%
R7(2025)	2,167	42	198	123	787	1,017	83.2%

注) 基幹的農業従事者：個人経営体における15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事は主に自営農業に従事している者

注：H27(2015)年までは販売農家、R2(2020)年以降は農業経営体

④ 経営耕地面積

表18 経営耕地面積の推移 単位:ha

	田	畑	樹園地	合計
H27(2015)	4,805	474	70	5,350.2
R2(2020)	4,191	426	64	4,680.1
R7(2025)	3,871	481	60	4,412.2

資料:農林業センサス

⑤ 担い手への農地集積

表19 経営耕地規模別面積の推移 単位:ha

	0.5未満	0.5～ 1.0	1.0～ 3.0	3.0～ 10.0	10～	合計
H27(2015)	231	1,098	2,245	933	844	5,351
R2(2020)	186	839	1,611	859	1,187	4,682
R7(2025)	155	639	1,308	816	1,494	4,412

資料:農林業センサス

⑥ 販売金額規模（経済的位置づけ）

表20 農産物販売金額規模別経営体数の推移 単位:戸、経営体

	販売 なし	50万円 未満	50～ 100	100～ 300	300～ 500	500～ 1千	1千～ 3千	3千～ 5千	5千～ 1億	1～ 3億	3～ 5億
H17(2005)	548	2,146	1,309	814	145	111	78	19	8	5	1
H27(2015)	296	1,845	919	478	102	96	73	17	10	7	-
R7(2025)	118	780	696	533	92	96	70	15	17	9	0
	5億円 以上	合計									
H17(2005)	4	5,188									
H27(2015)	6	3,849									
R7(2025)	4	2,430									

資料:農林業センサス

H17(2005)年は販売農家(戸)、H22(2010)年以降は農業経営体(経営体)

表21 販売金額規模別経営体数の割合

	経営体数	割合
100万円未満	1,594	65.6%
100～300万円	533	21.9%
300～500万円	92	3.8%
500～1,000万円	96	4.0%
1,000～3,000万円	70	2.9%
3,000万円以上	45	1.9%
合計	2,430	

資料:農林業センサス

100万円未満には販売無し含む

表22 販売金額規模別販売額の割合

	販売額	割合
100万円未満	912	7.8%
100～300万円	1,066	9.1%
300～500万円	368	3.1%
500～1,000万円	720	6.1%
1,000～3,000万円	1,400	11.9%
3,000万円以上	7,275	62.0%
合計	11,741	

資料等:同左

⑦ 農業へのデータ活用

表23 データを活用した農業を行っている経営体数

	行って いる	行って いない	経営体 計
R2(2020)	359	2,609	2,968
R7(2025)	715	1,715	2,430

資料:農林業センサス

(2) 担い手育成・確保（認定農業者、新規就農者）

表24 認定農業者数の推移

	H27 (2015)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
個別経営	165	144	149	150	144	142
集落法人	28	28	28	28	29	29
一般法人	23	35	39	40	42	42
計	216	207	216	218	215	213

資料:庄原市

注)集落法人数は、認定農業者のみ

表25 新規就農者数の推移

単位:人

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
累計	48	53	57	60	62	63	65	65	67	68
単年	5	5	4	3	2	1	2	0	2	1

資料:庄原市

表26 参入企業数

単位:企業

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
参入企業	10	10	11	11	12	12	12	11	11	11

資料:庄原市

(3) 経営部門別の現状

① 米（主食用、非主食用）

表27 米の生産面積、収穫量等の推移

	作付面積 (ha)	反あたり収量 (kg/10a)	収穫量 (t)
H20(2008)	3,570	534	19,100
H21(2009)	3,540	521	18,500
H22(2010)	3,640	507	18,400
H23(2011)	3,560	520	18,500
H24(2012)	3,590	536	19,300
H25(2013)	3,610	517	18,700
H26(2014)	3,550	488	17,300
H27(2015)	3,410	506	17,200
H28(2016)	3,340	530	17,700
H29(2017)	3,290	530	17,400
H30(2018)	3,280	520	17,000
R元(2019)	3,250	499	16,200
R2(2020)	3,240	503	16,300
R3(2021)	3,230	513	16,600
R4(2022)	3,190	527	16,800
R5(2023)	3,070	540	16,600
R6(2024)	2,920	511	14,900

資料作物統計(米生産)(農林水産省)

統計数値は、「作物統計調査」に関連した標本調査による推計値で直接得られたデータではない

表28 特別栽培米、飼料用稲(WCS用)、飼料用米の生産面積の推移

単位:ha

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
特別栽培米	185.1	210	220	217	189	218	227.3	297	294	241.3	270.8
WCS用稲	48.8	106	118.9	141.7	156.7	172.8	188.7	211.1	233.1	281.8	303.8
飼料用米	0	57	91	91.4	77.4	45.5	36.8	37.5	43.1	47.4	24

資料:庄原市

② 野菜

表29 振興作物(野菜)の生産面積推移

単位:ha

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
ほうれんそう	49.5	72.8	66.2	44	51.1	47.08	47.7	48.4	43.0	43.3	44.8
アスパラガス	7.8	7.38	7.1	6.49	6.4	5.86	5.63	5.3	5.2	7.8	7.8
だいこん	43.9	45.1	46	46.2	45.8	45.8	45	45.5	40.2	35.0	30.7
トマト	5.2	5.5	7.6	7.4	7.5	7.3	7.0	6.8	6.8	6.7	6
青ねぎ	20.2	19.9	21.3	21.4	20.8	32.9	26.4	33.5	35.0	36.5	36.5
キャベツ		35	41.2	88.1	76.1	60.9	80.1	106.2	95.9	101.4	68.9
夏秋いちご			4.6	4.6	4.6	4.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3

資料:庄原市

③ 花き

表30 振興作物(花き)の生産面積推移

単位:ha

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
きく	16.4	17.3	17.3	17.9	16.9	18.2	17.5	18.5	20.1	11.4	9.8

資料:庄原市

④ 畜産

ア) 肉用牛(繁殖、肥育)

表31 肉用牛(繁殖)の飼養頭数、経営体の推移

単位:経営体、頭

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
経営体数	256	244	238	223	210	201	186	168	153	131	127
飼養(1~3頭)	125	113	109	102	96	91	90	59	58	38	38
飼養(4~9頭)	90	95	89	81	78	71	64	67	52	53	51
飼養(10頭以上)	41	36	40	40	36	39	32	42	43	40	38
飼養頭数	1,633	1,636	1,657	1,669	1,638	1,694	1,687	1,556	1,712	1,618	1,617

資料:庄原市

表32 肉用牛(肥育)の飼養頭数、経営体の推移

単位:経営体、頭、頭/戸

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
経営体数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
飼養頭数	343	351	373	359	334	337	300	339	343	324	323
一戸あたり頭数	171.5	175.5	186.5	179.5	167	168.5	150	169.5	171.5	162	161.5

資料:庄原市(データは肥育専業)

イ) 酪農

表33 乳用牛の飼養頭数、経営体の推移

単位:経営体、頭、頭/戸

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
経営体数	31	31	31	31	30	31	26	25	24	24	24
飼養頭数	1,807	1,755	1,777	1,782	1,712	1,667	1,824	1,735	1,506	1,531	1,504
一戸あたり頭数	58.3	56.6	57.3	57.5	57.1	53.8	70.2	69.4	62.8	63.8	62.7

資料:庄原市

ウ) 養豚

表34 養豚の飼養頭数、経営体の推移

単位:100頭

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
経営体数	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	4
飼養頭数	3,061	2,882	2,986	3,027	3,232	3,360	3,130	3,028	3,183	3,044	3,263
一戸あたり頭数	612.2	720.5	746.5	756.8	808	1120	1043.3	1009.3	1061	1014.7	815.8

資料:庄原市

工) 養鶏 (採卵)

表35 採卵鶏の飼養頭数、経営体の推移

単位:千羽

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
経営体数	13	13	13	14	14	11	10	8	8	10	10
飼養羽数	3,187	3,368	3,417	3,046	2,852	3,316	3,271	2,992	3,193	3,105	3,163
一戸あたり羽数	245.1	259.1	262.8	217.6	203.7	301.5	327.1	374	399.1	310.5	316.3

資料:庄原市

(4) 地産地消

① 農産物直売所

表36 主要直売所の年間売上高の推移

単位:億円

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
食彩館夢さくら	1.75	1.67	1.53	1.44	1.39	1.36	1.2	1.22	1.14	1.12
道の駅たかの	4.31	4.38	4.38	4.55	4.71	3.77	3.56	4.58	5.15	5.72
東城きんさい市	0.79	0.79	0.72	0.7	0.68	0.72	0.63	0.65	0.65	0.69
総領リストアSt	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03
比和特産市場	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
口和モーモー物産館	0.18	0.18	0.18	0.13	0.14		0.01	0.03	0.03	0.04
合計	7.08	7.08	6.85	6.86	6.97	5.89	5.44	6.52	7.01	7.62

資料:庄原市

(5) 生産環境の保全 (農地、鳥獣被害)

① 学校給食 (市内産農産物の供給)

表37 学校給食への農産物供給等取り組み

単位:校、%

	H27 (2015)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
食農教育モデル事業	12	12	9	11	11	11
庄原産野菜使用割合	20.2	22.8	21	22	21	18.1

資料:庄原市

「食農教育モデル事業」は市内の小中学校の「食農教育モデル事業」の実施校数(単年度)
庄原産野菜使用割合:市内の小中学校の庄原産野菜食品数の使用割合

表38 (株)庄原市農林振興公社農作業受託面積

	H27 (2015)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
水稻(耕起)	10.4ha	8.8ha	7.2ha	8.1ha	7.4ha	9.1ha
“(代かき)	15.4ha	16.3ha	15.7ha	14.8ha	16.6ha	12.7ha
“(田植え)	22.2ha	24.9ha	27.8ha	28.9ha	30.2ha	28.9ha
“(防除)	1,063.2ha	1,065.9ha	1,007.0ha	990.3ha	971.9ha	998.1ha
“(刈取り)	26.8ha	21.4ha	24.5ha	21.8ha	21.4ha	21.7ha
WSC用稲収穫		61.5ha	72.3ha	84.9ha	106.0ha	111.9ha
エゴマ収穫		4.6ha	3.6ha	1.7ha	0.8ha	0.0ha
そば収穫	48.3ha	36.9ha	26.1ha	48.1ha	41.0ha	43.9ha

資料:庄原市

作業内容は主要なもの

表39 多面的機能支払活動状況

単位:組織、a

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
活動組織数	207	212	217	217	210	214	217	215	216	216	196
長寿命化	400.7	400.3	413.4	412.7	531.3	692.3	623.1	129.3	222	58.9	280.6
農地維持	3,738.6	3,835.5	3,882.5	3,893.9	3,761.1	3,813.6	3,812.1	3,818.4	3,825.5	3,765.1	3,812.3
資源向上	2,139.9	2,196.1	2,204.5	2,207.6	2,172.8	2,200.5	2,208.4	2,194.7	2,205.0	2,193.9	2,277.9

資料:庄原市、「長寿命化」「農地維持」「資源向上」は面積

表40 中山間地域等直接支払活動状況

単位:協定、a

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
協定数	332	334	331	332	333	320	319	321	324	324	321
協定面積	4,578	4,591	4,647	4,657	4,664	4,436	4,455	4,463	4,482	4,490	4,250
集落協定数	307	309	305	306	306	294	292	294	295	295	292
個別協定数	25	25	26	26	27	26	27	27	29	29	29

資料:庄原市

中山間:中山間地域等直接支払協定面積

多面的(農地):多面的直接支払・農地維持の取組面積

多面的(資源): “ ” ・資源向上の取組面積

表41 庄原市の農作物被害額の推移

単位:万円、ha

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
被害額	1,304	1,613	1,399	1,724	2,109	3,314	2,960	3,314	5,004	3,216
被害面積	58.3	55.1	52.8	40.9	26.7	32.6	29.2	70.0	36.8	70.6

資料:庄原市

3. 用語解説

五十音順

あ	
ICT(アイ・シー・ティー)	Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。農業分野では、施設栽培における環境測定や栽培管理のデータ取得などに際しての通信技術として活用。
IoT(アイ・オー・ティー)	Internet of Thingsの略でモノのインターネットのこと。さまざまなモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして機械・設備等の作動を制御したりする。園芸用ハウス内の環境制御、水田の水管理ゲートの遠隔操作、農業機械の自動操舵などで活用。
安心！広島ブランド認証制度(あんしん ひろしまブランドにんしょうせいど)	食の安全・安心を確保するとともに、地産地消を推進するための認証制度として、平成16(2004)年8月に創設。「広島県トレーサビリティシステム導入指針」に基づいたシステムを認証するトレーサビリティシステム認証と、化学合成農薬等を慣行使用の5割以下に抑えて栽培された農産物を認証する特別栽培農産物認証がある。→「特別栽培農産物」を参照
AI(エー・アイ)	Artificial Intelligenceの略で人工知能のこと。人間が持つ学習・推論・判断といった能力をコンピュータでも可能とする技術。農業分野では、栽培している作物の生育や病害虫被害、飼養している家畜の健康状態などについて、画像やセンサーによるデータ分析によって把握するなど活用。
エコファーマー(エコファーマー)	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、堆肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。
SDGs(エス・ディー・ジーズ)	持続可能な開発目標。平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12(2030)年を年限とする17の国際目標(その下に169のターゲット、232の指標が決められている)。特徴として、「普遍性」、「包摂性」、「参加型」、「統合性」、「透明性」の5つが掲げられている。
か	
化学合成農薬(かがくごうせいのうやく)	「農薬」のうち有効成分が化学的に合成されたものを指し、有機リン系殺虫剤、殺菌剤、除草剤、有機塩素系殺菌剤などがある。 なお、「農薬」とは、「農薬取締法」で規定されており、農作物等(樹木及び農林産物を含む)を害する菌、線虫、ダニ、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤や農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる薬剤をいう。
家畜伝染病(かちくでんせんびょう)	家畜伝染病予防法に規定された家畜の伝染性疾患。口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱など、家畜とその伝染性疾患ごとに家畜伝染病として指定している。また、家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾患の発生の防止やまん延の防止、社会的な影響を最小限にするための措置等が規定されている。
環境保全型農業(かんきょうほぜんがたのうぎょう)	「環境保全型農業推進の基本的考え方」(平成6(1994)年4月農林水産省環境保全型農業推進本部)によれば、「農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行(地域で従来から行われている方法)に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。
環境保全型農業直接支払交付金(かんきょうほぜんがたのうぎょうちよくせつしはらいこうふきん)	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として平成27(2025)年度から実施。実施期間は5年間で、令和7(2025)年度から第3期が開始。化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取り組みとともに地球温暖化防止に効果の高い営活動農(堆肥施用など)や生物多様性保全等に効果の高い営農(有機農業など)に取り組む場合に交付金が交付される。なお、同制度は令和9(2027)年度から新たな要件を加えた制度として実施される予定。

か (つづき)	
クロスコンプライアンス (クロスコンプライアンス)	補助金や交付金を受け取るために、別のルールや基準を守ることを求める制度や手法。 農林水産省の各種補助事業において、環境負荷低減(堆肥活用、農薬・肥料の適正管理など)に関する最低限の取り組みを義務化し、それを遵守することを支援金受給の条件にする制度。
耕作放棄地(こうさくほう きち)	農林水産省の統計調査(農林業センサスなど)における区分で、「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」をいう。なお、これに対して、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地と言われ、経営耕地に含まれる。
耕畜連携(こうちくれんけ い)	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種サイドと畜産サイドが連携を図ること。
高病原性鳥インフルエンザ(こうびょうげんせいとり インフルエンザ)	鳥インフルエンザのうち、家畜に高致死性の病原性を示すもの等を高病原性鳥インフルエンザという。家畜がこれに感染すると、全身症状を起し、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等が現れ、大量に死亡する。なお、鳥インフルエンザウイルスについては、生きた鳥との濃厚接触により人に感染した例が知られているものの、鶏卵、鶏肉を食べることにより感染した例は報告されていない。 広島県内では、令和2(2020)年12月に初めて鳥インフルエンザの感染が確認され、以降は令和4(2022)年、令和5(2023)年にも発生し、周辺地域では移動、搬出等の制限措置がとられた。(これまで庄原市内での発生はない)
さ	
栽培管理アプリ(さいば いかんりアプリ) 農業データアプリ(のう ぎょうデータアプリ)	農作物の生育状況や圃場情報、作業履歴などをデジタルで記録・管理できるスマートフォンやパソコン向けのアプリケーション。農業者は生育環境や施肥・灌水(かんすい)の履歴を把握しやすくなり、適切な栽培管理や効率的な作業計画の作成、病害虫の予防・早期対応が可能となる。
GPS(ジー・ピー・エス) GIS(ジー・アイ・エス)	GPS(Global Positioning System:地球測位システム)は、人工衛星からの電波を受信して、緯度・経度・高度などの位置情報を取得できるシステム。 GIS(Geographic Information System:地理情報システム)は、GPSで取得した位置情報や地図データなどのさまざまな情報を結びつけ、コンピュータ上で地理空間の状況を可視化・分析できる情報システム。
GAP(ジー・エー・ピー)	「ジー・エー・ピー」または「ギャップ」とも言う。Good Agricultural Practiceの略。農業者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。 GAP手法は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、消費者・食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となる。日本では、農林水産省が推奨する国際水準GAPとして、JGAPやASIAGAP、グローバルGAPに取り組みされている例が多い。(なお、ASIAGAPは令和10(2028)年に運用終了の予定)
集落営農(しゅうらくえい のう)	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。①転作田の団地化、②機械の共同利用、③担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取り組み内容はさまざま。
集落機能(しゅうらくきの のう)	集落の構成員が、生活扶助、生産補完、資源管理等により集落を維持・管理していく機能。 農村集落調査(農林水産省)での集落機能の定義では、農業集落において農業生産の継続に不可欠な地域資源(農地、農業用排水路、ため池、農道等)の利用・維持・管理など何らかの合意形成のもとで行う農業生産に係る活動とされている。

さ (つづき)	
集落法人(しゅうらくほうじん)	<p>集落型農業生産法人、集落営農法人など県や地域によって表記が異なることがある。集落(1～数集落)が1つの経営体となって、集落の農地を1つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業生産法人をいう。</p> <p>集落法人の形態には、農地所有者である構成員が経営に参画する形態の「全戸参加型法人」のほか、大型稲作農家等に経営を委ねる形態の「担い手中心型法人」がみられる。</p>
受精卵移植(じゅせいらいしよく)	<p>和牛繁殖雌牛から受精卵(胚)を採取し、体外で受精、凍結等を行った後に、別の乳牛等の子宮内に移植して産子を得る技術。優良な雌牛から多くの卵子を確保し、枝肉成績等が優れた牛を生産することができる。ET(Embryo Transfer)ともいう。</p>
種雄牛(しゅゆうぎゅう)	<p>子牛の生産のために精子を供給する雄牛のこと。肉用牛では、枝肉成績や子牛の生産能力などを評価し、種雄牛として選定する。種雄牛は、高い能力を持つ遺伝子を次世代に伝えることで、より高品質な肉用牛や乳用牛の生産を可能にし、人工授精を通じて多くの雌牛に優れた遺伝子を広めることができる。</p>
庄原DMO(しょうばらディー・エム・オー)	<p>DMOとは、「Destination Marketing/Management Organization」の略で、日本語では「観光地域づくり法人」。庄原DMOの正式な組織名は「一般社団法人 庄原観光推進機構」で、令和2(2020)年4月1日に設立し。国土交通省(観光庁)により登録されている。庄原市、商工会議所、観光交流関連施設等と連携し、市の観光振興を図っている。</p>
食育(しょくいく)	<p>様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、知識の教育、道徳教育、体育教育とともに、生きるための基礎となるべきものと位置づけられ、平成17(2005)年に食育基本法が制定された。</p> <p>本市では、「庄原市食育推進計画」を策定し、地域における取り組みを推進している。</p> <p>類似用語の「食農教育」とは、食の問題や農業・農村の役割と現状について理解を深めるために、家庭における食事や学校給食、社会教育等を通して行う全般的な活動をいう。</p>
食料自給率(しょくりょうじきゅうりつ)	<p>国内の食料消費が、国内の農業生産によってどの程度賅っているかを示す指標。</p> <p>食料自給率のうち、経済的価値に着目して国民に供給される食料生産額(消費仕向額)に対する国内生産の割合を示す指標が「生産額ベース総合食料自給率」で、令和6(2024)年度が64%。一方、基礎的な栄養価であるエネルギー(カロリー)に着目して、国民に供給される熱量(総供給熱量)に対する国内生産の割合を示す指標が「カロリーベース総合食料自給率」で、令和6(2024)年度が38%となっている。</p> <p>さらに、畜産業が輸入飼料を多く用いて畜産物を生産している実態に着目し、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、国内生産の状況の評価する指標として生産額ベースとカロリーベースの「食料国産率」がある。「生産額ベース食料国産率」は令和6(2024)年度が69%、「カロリーベース食料国産率」が47%となっている。</p>
食料・農業・農村基本計画(しょくりょう・のうぎょう・のうそんきほんけいかく)	<p>食料・農業・農村基本法(以下「基本法」)に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。</p> <p>食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。平成12(2000)年3月に初めて策定され、直近では、改正基本法(令和6(2024)年6月施行)に基づき、令和7(2025)年4月に新たな計画が閣議決定された。</p>
飼料用米(しりょうようまい)	<p>家畜の配合飼料原料として生産される米(稲の子実)のこと。トウモロコシと同等の栄養価があり、輸入飼料の価格が高騰するなかで、国産の代替飼料として注目されている。</p>
飼料用トウモロコシ(しりょうようとうもろこし)	<p>家畜の飼料として生産するトウモロコシ。利用する部位に応じて、青刈りトウモロコシ(粗飼料)、イアコン(雌穂(芯、穂皮、子実)粗飼料)、子実トウモロコシ(濃厚飼料)として利用される。特に、濃厚飼料の多くは輸入に依存しており、飼料価格高騰に対応するため、国産化が進められている。</p>

さ (つづき)	
新型コロナウイルス感染症(しんがたコロナウイルスかんせんしょう)	<p>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、コロナウイルスのひとつである新型コロナウイルス(SARS-CoV2)の感染によって発症する症状で、一般的には、飛沫、接触により感染するとされる。</p> <p>令和元(2019)年12月に中国湖北省武漢市で確認されて以降、世界各地に感染が拡大し、人や物の移動制限とともに、社会・経済に大きな混乱を招いた。収束の兆しが見えないなかで、農業部門では外食・業務用向けの農畜産物の需要は大きく落ち込んだ一方、家庭内需要は急増するなど、農産物、食料の市場動向とともに農業経営にも大きな影響を及ぼすこととなった。</p>
新規就農者(しんきしゅうのうしや)	<p>農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった者。(新規学卒就農者と離職就農者の合計)また、新たに就農した人全般を単に新規就農者ということもある。</p>
新規需要米(しんきじゅうまい)	<p>国の米政策(経営所得安定対策)に関連した米の生産区分の一つ。新規需要米とは、主食用米、加工用米(みそ、菓子原料など)、備蓄米以外の用途のために生産された米穀・稲で、WCS用イネや飼料用米、米粉用米など生産数量目標の外数として取り扱われる。</p>
水田放牧(すいでんぼうぼく)	<p>永年牧草等が作付されている転作田に電気牧柵を張り巡らして牛を飼育する方法で、転作田の有効活用と、牛の省力管理が可能となる。</p>
粗飼料(そしりょう)	<p>家畜の飼料には、大別して粗飼料と濃厚飼料があり、粗飼料は、繊維質を多く含む飼料のことで、乾草、生草、サイレージ(発酵貯蔵飼料)などがある。特に、水田地帯では、稲を発酵した粗飼料としてWCS用稲の生産に取り組みされている。また、濃厚飼料は、家畜に対してでんぷん、タンパク質等特定の栄養を与えるもので、でんぷん質飼料である穀類(トウモロコシ、こうりゃん、大麦など)などがある。→「WCS用稲」参照</p>
スマート農業(スマートのうぎょう)	<p>ロボット技術やICTを活用した新たな農業を「スマート農業」とし、現在、農林水産省や民間企業等も含め、農作業の省力化、軽労化のための技術や、栽培管理の精密化、経営管理の見える化、流通・販売の効率化など様々な分野での研究開発、技術導入、実用化に係る取り組みが進められている。</p> <p>国は、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律(スマート農業促進法)」を定め(令和6(2024)年6月)、スマート農業技術の開発とその活用に向けた施策を進めている。</p>
ゼロエミッション(ゼロエミッション)	<p>人間の活動によって排出される廃棄物や温室効果ガスを可能な限りゼロに近づける考え方。国の農業政策では、「みどりの食料システム戦略」において、食料・農林水産業の生産性向上と持続可能性の両立を目指している。国は、令和32(2050)年までに農林水産業におけるCO₂排出を実質ゼロにすることを目標としている。→「みどりの食料システム法」参照</p>
た	
多面的機能支払制度(ためんてききのうしはらいせいど)	<p>多面的機能支払交付金は、道路、水路、法面等、農業用施設等を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金で、平成26(2014)年度から実施された制度。多面的機能支払交付金には、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など基礎的保全活動を目的とした「農地維持支払」と道路や水路の補修・長寿命化のための「資源向上支払」など取組内容に応じて助成金が交付される。</p>
WCS用稲(ダブルユースイネ)	<p>水稻を家畜の飼料として利用するもので、稲わら、稲の青刈りなどがあるが、特に、イネ発酵粗飼料(WCS用稲)としての利用が高まっている。WCSはWhole Crop Silageの略。稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料。</p>
地域計画(ちいきけいかく)	<p>地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)は、従来の「人・農地プラン」を農業経営基盤強化促進法に基づき深化させ、地域の農業の将来像を定める計画である。市町村には、将来的に地域の農地を誰が利用し、どのように守っていくのか、また地域農業を支える環境をどのように維持していくのかを明確にすることが求められている。一方、将来の受け手が位置付けられていない農地もあるなか、継続的な計画の見直し、計画のブラッシュアップ(目標の再設定)が必要とされている。</p>

た (つづき)	
地産地消(ちさんちしょう)	地域の農林水産物の利用を促進することにより国産の農林水産物の消費を拡大する取り組みのこと。 この取り組みを進めていくため平成22(2010)年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化法)が成立した。
中山間地域(ちゅうさんかんちいき)	山間地及びその周辺の地域、その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。
中山間地域等直接支払制度(ちゅうさんかんちいきとうちやくせつしはらいせいど)	農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援制度として平成12(2000)年度から実施。5年を1期とし、現在第6期対策[令和7(2025)年度～令和11(2029)年度]を実施中。農地の傾斜度によって対象農地を区分し、集落等によって協定を締結し、農地保全のための様々な活動に対して交付金が交付される。
鳥獣被害(ちようじゅうひがい)	鳥や獣などの野生動物による農林産物への被害。 鳥獣保護事業計画の実施及び狩猟の適正化により、鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除、危険の予防を図り、それに伴い生活環境の改善と農林業の振興に資することを目的とする法律。科学的な知見に基づいて計画的に保護管理を進めていくことを目的とし、地域における鳥獣の生息状況の変化等を踏まえた狩猟規制や狩猟免許区分、わな猟に係る危険防止のための制度などが規定されている。
TMRセンター(ティー・エム・アールセンター)	TMRは、Total Mixed Rations の略で混合飼料のこと。乳牛の養分要求量に合うように粗飼料・濃厚飼料・ミネラル・ビタミンなどをすべて混合し給餌させる方式のことをいう。TMRセンターは、混合した餌を生産、供給するための拠点施設。 近隣では三次市三和町に広島県酪農協みわTMRセンターが、三次市三良坂町には庄原市がJA全農ひろしまに設置を要望して平成30(2018)年3月に竣工した和牛専用TMRセンターがある。
多収性品種(たしゅうせいひんしゆ)	一般的な品種に比べて子実の収量が多い品種のこと。飼料用米や米粉用、加工用、外食・中食用などの用途に応じた品種が育成されている。米では、多収性に加えて、耐暑性や耐倒伏性、直播(ちよくは)栽培向けなど、生産目的に合わせた品種がある。
定年帰農者(ていねんきのうしや)	農業以外の仕事に従事していたものが定年退職を機に、農業に従事する者のことをいう。定年後の再雇用制度や退職年齢の引き上げ等によって、定年帰農者の減少や高齢化等が懸念されている。
tegos(テゴス)	令和5(2023)年9月に広島県が専門事業者の協力を得て設立した組織。令和6(2024)年4月から5市町が参画して本格稼働し、県内で効果的な鳥獣被害対策を推進する全国初の中間支援組織である。令和7(2025)年4月からはさらに5市町が参画し、県内10市町に専門職員(市町専任者)を配置して、活動を展開している。
特別栽培農産物(とくべつさいばいのうさんぶつ)	生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと)に比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに生産の原則等が定められている。
トレーサビリティ(トレーサビリティ)	農産物の「生産」から「消費」までの全過程を追跡し、記録する仕組みのこと。この仕組みにより、食品の移動履歴や所在が明確になり、消費者は農産物の生産者や生産地を確認できるようになる。
ドローン(ドローン)	マルチローター式小型無人航空機のこと。農業の現場では、農薬散布や作物の生育状況の把握(撮影)など様々な目的で利活用が進んでいる。特に零細ほ場や傾斜地など、日本の農業が抱える課題に対応し、作業の効率性を高めると期待されている。散布作業の実施に際しては関係機関に対する申請等が必要となるが、規制緩和に向けた検討も進められている。

な	
中食(なかしょく)	レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあつて、市販の弁当や惣菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま(調理することなく)食すること。これら食品(日持ちをしない食品)の総称としても用いられる。
認定新規就農者(にんていしんきしゅうのうしゃ)	農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想を踏まえ、就農から5年目までの青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けた新規就農者。対象者は18歳以上45歳未満の青年等。認定を受けた者(認定新規就農者)は、経営開始資金(就農準備・経営開始支援事業)等の支援を受けることができる。
認定農業者(にんていとうぎょうしゃ)	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者(認定農業者)に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施している。
農家民宿(のうかみんしゆく) 農家民泊(のうかみんぱく)	「農家民宿」及び「農家民泊」は、農家に宿泊し農村での生活体験等を提供する営業形態で、その根拠法によって、民宿と民泊に区分される。 農家民宿は、旅館業法(簡易宿所)に、農家民泊は住宅宿泊業法(民泊新法:平成30(2018)年6月制定)にそれぞれ基づき実施される営業で、農家民泊は年間営業日数等の制約がある一方、農家民宿ではそうした制約はないが、営業に際しての設備等許可申請が必要となるなど、それぞれで利点や制約などに違いがある。
農業教育プログラム(のうぎょうきょういくプログラム)	農林水産省は、農業人材の育成と新規就農の促進を目的に、農業大学校や農業高校の生徒・学生、就農希望者、現役農業者、農業教育機関の指導者など幅広い層を対象として様々な教育プログラムを提供している。スマート農業や環境に配慮した農業などのカリキュラムや、先進的な農業者のもとでの現場実習を行ったり出前授業の実施などを行っている。
農地所有適格法人(のうちしょゆうてきかくほうじん)	農業の成長産業化を図るため、6次産業化や農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する観点から、農地法が一部改正され、従来の「農業生産法人」という呼称から平成28(2016)年4月1日以降「農地所有適格法人」に変更される。 変更によって、役員(農業者以外)の農作業従事要件(役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が農作業に従事すればよい)や議決権要件(農業者以外の者の議決権が、総議決権の2分の1未満までよい)などが緩和される。
農村資源(のうそんしげん)	農村には、農地・農業用水、有機性資源(家畜排せつ物、集落排水汚泥、食品廃棄物等)、農村の環境と景観(自然環境、多様な生態系、美しい農村景観)、農村コミュニティ(集落共同作業の主体、伝統文化の継承の主体)などの様々な地域資源が存在し、特に、農地・農業用水等は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本である。これらを総称して農村資源と言われる。
農地利用集積(のうちりょうしゅうせき)	農地を利用するため「所有」、「借入」、「農作業受託」により集積することをいう。
農地中間管理機構(のうちちゅうかんかんりきこう)	平成25(2013)年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立し、平成26(2014)年度において全国各都道府県に農地中間管理機構を設置。 農用地等を貸したいという農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織として事業を実施している。
農地流動化(のうちりょうどうか)	農地の権利移動のこと。貸借(貸借権、利用権の設定・移転)、売買(所有権の移転)による移動のこと。経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるよう農地の権利移動を促進すること。

な (つづき)	
農福連携(のうふくれんけい)	障害のある人が農業分野で活躍することで、自信や生きがいを得て社会参加を促進する取り組み。農林水産省は、厚生労働省、法務省、文部科学省と連携し、農業と福祉の双方の課題を解決することを目指して農福連携を推進している。障害のある人は、それぞれの能力や特性を活かして農業生産活動に参加でき、農業と福祉の双方でさまざまなメリットをもたらす。
は	
バイオマス資源(バイオマスしげん)	バイオマス資源とは、家畜排泄物や生ゴミ、木くずなどの動植物に由来する再生可能な有機性資源で、化石資源を除いたものをいう。バイオマス資源は、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水とCO ₂ から、生物が光合成によって生成した有機物であり、焼却等しても大気中のCO ₂ を増加させない資源である。
繁殖経営(はんしょくけい)	肉用牛経営のうち、雌牛に子牛を産ませ、子牛を8ヶ月程度育てた後、子牛市場等で販売する経営をいう。
半農半X(はんのうはんエックス)	農業と他の仕事を組み合わせた農村での暮らし方。これに関連し、国は、令和2(2020)年6月に「特定地域づくり事業推進法」を施行し、若者の安定した雇用の受け皿として「特定地域づくり事業協同組合」を設立することで半農半Xの実現を後押しすることとしている。
肥育経営(ひいくけい)	肉用牛経営のうち、子牛市場等から購入した子牛を食肉用に出荷するため、一定期間飼育して太らせた後に、食肉市場等で販売する経営をいう。
広島県農林水産業アクションプログラム(ひろしまけんのうりんすいさんぎょうアクションプログラム)	平成30(2018)年3月策定の「ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム(第Ⅱ期)」の計画期間の終了を受け、これまでの取り組み成果と課題を検証し、広島県の農林水産業を取り巻く環境変化等を踏まえ、さらに県の次期総合計画「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン」の10年後の目指す姿を見据えた新たな実行計画として令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの5年間の計画として策定。「スマート農業の実装等による生産性の向上」、「新規就業者等の新たな担い手の確保・育成」、「担い手への農地集積と基盤整備」、「中山間地域農業の活性化」を施策の柱として、地域の核となる企業経営体の育成を図ることとしている。
フードロス(フードロス)	まだ食べられるにも関わらず廃棄される食品のこと。令和4(2022)年度の食品ロスは全体で472万トンであり、このうち事業系食品ロスは236万トンで、削減目標を達成した。食品ロスは、家庭から出る「家庭系食品ロス」と、事業者から出る「事業系食品ロス」に分類される。
防疫対策(ぼうえきたいさく)	家畜の伝染病を予防するための様々な防疫対策。国は、家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、特定家畜伝染病防疫指針を策定・公表しており、この指針に基づき、検査、消毒、家畜の移動制限など必要な措置が総合的に行われる。また、農林水産省は、畜種ごとに飼養衛生管理基準を定めている。
マーケティング(マーケティング)	マーケティングとは、販売活動に限ったものではなく、売れる仕組みづくりとして、消費者ニーズの把握、魅力ある商品の開発、流通や店舗の構築、適切な販売促進活動等を含む一連の領域を包括する概念とされる。
みどりの食料システム法(みどりのしよくりょうシステムほう)	環境と調和のとれた食料システムの確立を目指し、令和4(2022)年7月に施行された。正式名称は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」。 みどりの食料システム法に基づく認定(略称「みどり認定」)を受けるためには、環境負荷低減に取り組む5年間の事業計画(環境負荷低減事業活動実施計画)を作成し、都道府県知事から認定を受ける必要がある。

ま	
素牛(もとうし)	まだ肥育を開始していない、あるいは繁殖用として育成する前の子牛を指す。市場で取引され、肉用牛農家や繁殖農家が購入して飼育する。
ら	
6次産業化(ろくじさんぎょうか)	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等を総合的かつ一体的な事業として推進し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。 この取り組みを促進するため平成22(2010)年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び農林水産物の利用促進に関する法律」(地産地消・六次産業化法)が成立した。

【統計用語】

(1) 農林業経営体分類

用語	定義																						
農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者</p> <p>(1)経営耕地面積が30[㊦]以上の規模の農業</p> <p>(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業</p> <table border="0"> <tr> <td>(ア)露地野菜作付面積</td> <td>15アール</td> </tr> <tr> <td>(イ)施設野菜栽培面積</td> <td>350平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(ウ)果樹栽培面積</td> <td>10アール</td> </tr> <tr> <td>(エ)露地花き栽培面積</td> <td>10アール</td> </tr> <tr> <td>(オ)施設花き栽培面積</td> <td>250平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(カ)搾乳牛飼養頭数</td> <td>1頭</td> </tr> <tr> <td>(キ)肥育牛飼養頭数</td> <td>1頭</td> </tr> <tr> <td>(ク)豚飼養頭数</td> <td>15頭</td> </tr> <tr> <td>(ケ)採卵鶏飼養羽数</td> <td>150羽</td> </tr> <tr> <td>(コ)ブロイラー年間出荷羽数</td> <td>1,000羽</td> </tr> <tr> <td>(サ)その他</td> <td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td> </tr> </table> <p>(3)権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3[㊦]以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る。)</p> <p>(4)農作業の受託の事業</p> <p>(5)委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>	(ア)露地野菜作付面積	15アール	(イ)施設野菜栽培面積	350平方メートル	(ウ)果樹栽培面積	10アール	(エ)露地花き栽培面積	10アール	(オ)施設花き栽培面積	250平方メートル	(カ)搾乳牛飼養頭数	1頭	(キ)肥育牛飼養頭数	1頭	(ク)豚飼養頭数	15頭	(ケ)採卵鶏飼養羽数	150羽	(コ)ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽	(サ)その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
(ア)露地野菜作付面積	15アール																						
(イ)施設野菜栽培面積	350平方メートル																						
(ウ)果樹栽培面積	10アール																						
(エ)露地花き栽培面積	10アール																						
(オ)施設花き栽培面積	250平方メートル																						
(カ)搾乳牛飼養頭数	1頭																						
(キ)肥育牛飼養頭数	1頭																						
(ク)豚飼養頭数	15頭																						
(ケ)採卵鶏飼養羽数	150羽																						
(コ)ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽																						
(サ)その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者																						
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者																						

(2) 農家等分類

用語	定義
農家	経営耕地面積が10 [㊦] 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積30 [㊦] 以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者(1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家
兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
第2種兼業農家	兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家
自給的農家	経営耕地面積が30 [㊦] 未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10 [㊦] 以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所(農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む)
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5 [㊦] 以上所有している世帯

(3) 農家人口等

用語	定義
農家人口	農家を構成する世帯員の総数
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のこと
農業経営者	その世帯の農業経営に責任を持つ者

(4) 農家経済関係

用語	解説
総所得	農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入
農業所得	農業粗収益(農業経営によって得られた総収益額)－農業経営費(農業経営に要した一切の経費)
農業生産関連事業所得	農業生産関連事業収入(農業経営関係者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園等の農業に関連する事業の収入)－農業生産関連事業支出(同事業に要した雇用労賃、物財費等の支出)
農外所得	農外収入(農業経営関係者の自営兼業収入、給料・俸給)－農外支出(農業経営関係者の自営兼業支出、通勤定期代等)

第3期庄原市農業振興計画

発行：庄原市 企画振興部 農業振興課
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
TEL 0824-73-1131 FAX 0824-72-3322

